

第 4 期鎌倉市環境基本計画 資料編（素案）

目 次

○関連条例・宣言	1
(1) 鎌倉市環境基本条例	1
(2) 鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例.....	4
(3) 鎌倉市気候非常事態宣言	6
(4) かまくらプラごみゼロ宣言	7
○計画本編の補足資料	8
(1) 複数計画の鎌倉市環境基本計画への統合と新計画の計画期間.....	8
(2) 施策と SDGs 整理表	9
(3) 基本目標の評価指標一覧	10
○鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画に基づく事項	18
(1) 区域施策編における優先して取り組むべき事業.....	18
(2) 地域脱炭素化促進事業編の脱炭素化促進区域の指定に関する事項.....	21
(3) 事務事業編に係る目標について	37
(4) 区域施策編における基礎調査資料	39
(5) 区域施策編における地球温暖化の影響予測.....	43
○鎌倉市環境基本計画改定経過	44
○鎌倉市環境審議会委員名簿（令和 8 年 10 月時点）	48
○第 4 期鎌倉市環境基本計画策定に係る意見照会・ワークショップ等開催結果	49
(1) アンケートによる意見照会結果	49
(2) 事業者・環境団体等ヒアリング調査結果	106
(3) オンラインワークショップ（Liqolid）意見照会結果.....	112
(4) 第 1 回・第 2 回対面式ワークショップ結果.....	123
○用語解説	127

○関連条例・宣言

(1) 鎌倉市環境基本条例

平成 6 年 12 月 27 日

条例第 10 号

鎌倉市環境保全基本条例(昭和 47 年 3 月条例第 26 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、世界的文化遺産に恵まれた本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全についての施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を、市民参画の下に、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要で

あることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第 7 条 観光旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

(市の施策)

第 8 条 市は、環境の保全に関し、次に掲げる事項についての施策を実施するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 歴史的風土その他の歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保すること。

(3) 地域性豊かな都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 野生動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が徹底される社会を構築すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、鎌倉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定等)

第10条 市は、環境基本計画に基づき、事業者及び市民と協働して、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(規制、助成等の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第12条 市は、関係機関と協力して、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)の環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の環境の保全についての教育及び学習の振興並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全についての必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究等)

第15条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等その他関係機関と協力して、環境の保全についての調査研究その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、環境の保全についての施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

第17条 市長の附属機関として、鎌倉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全についての基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、環境の保全に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、事業者、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進体制)

第18条 市長は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全についての施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、民間団体等と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月26日条例25)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において委員に委嘱されている者(市職員を除く。)の任期及び当該委員に係る定数については、なお従前の例による。

(2) 鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例

平成 24 年 7 月 9 日

条例第 10 号

鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例 私たちの生活は、多くのエネルギー消費の上に成り立っています。しかし、大量生産・大量消費というライフスタイルは、環境悪化の主な原因になっています。このまま放置すれば、世界規模の砂漠化の進行や海面上昇にとどまらず、食料不足、飲料水の枯渇、生態系の破壊など、人類が生存する基盤である地球環境への深刻な影響が予想されます。資源を過剰に消費せず有効活用するよう、省エネルギーの推進を図るとともに、環境にやさしい再生可能なエネルギーの創出が求められます。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う原発事故は、原子力発電にも依存できないことを明らかにしました。まさに、エネルギー政策の転換を図ることが急務となっています。

鎌倉市は、歴史的文化的遺産を持ち、海と豊かな緑に囲まれたまちです。エネルギーの効率的な利用を推進し、再生可能なエネルギーの導入に積極的に取り組むことにより、将来にわたって持続可能な循環型社会のシステムを構築するためにこの条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、環境保全に貢献するとともに市民の快適な生活の安定に寄与することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うすべ

ての者をいいます。

(3) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。

(4) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギーをいいます。

ア 太陽光、太陽熱、風力、水力、地中熱等を活用して得られるエネルギー

イ 間伐材、剪定枝、建築廃材、下水汚泥、生ごみ等のバイオマスから得られるエネルギー

ウ 工場、変電所、焼却炉等から得られる熱を再利用して得られるエネルギー

エ 廃食用油その他食用としない植物資源によるバイオエタノール燃料から得られるエネルギー

(市の責務)

第 3 条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、次の各号に掲げる施策に積極的に取り組むものとします。

(1) 市民及び事業者に対する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する的確な情報の提供及び必要な支援

(2) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関連する産業の育成

(3) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に取り組む地域づくり

(4) 次世代を担う子どもへのエネルギー利用及び環境のあり方についての教育に関する取組への支援

(5) 公共施設における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する施策の実施

(エネルギー計画の策定)

第4条 市長は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、前1/2 条各号の施策に関する基本的な方針を示す計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

2 市長は、基本計画策定後、1年を目途に実施計画を策定するものとします。

3 市長は、計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じるものとします。

4 市長は、基本計画及び実施計画策定の進捗状況及び執行状況について市民に公表するものとします。

5 市長は、少なくとも3年ごとに基本計画を検討し、必要に応じて見直すものとします。

（施策の推進）

第5条 市のエネルギーに関する施策は、基本計画及び実施計画に沿って進めるものとします。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

（市民の責務）

第7条 市民は、日常生活において、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

（表彰）

第8条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関し功績のあった者に対して、表彰その他の必要な措置を講じるよう努めるものとします。

（市民及び事業者の意見の反映）

第9条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する施策に対して、市民及び事業者の意見が反映で

きるよう必要な措置を講じるものとし

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。付 則（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行するものとします。

（基本計画策定期日）

2 基本計画は、平成25年度中に策定するものとします。

(3)鎌倉市気候非常事態宣言

令和2年（2020年）2月7日

今、地球はかつてないほどの危機に瀕しています。

世界各地で、猛暑、干ばつ、集中豪雨や超大型台風等の異常気象による甚大な被害が発生し、私たち人類の生命を脅かしています。

気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の報告書によると、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、自然的要因だけでなく人間による影響が近年の温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いこと、気候変動はすべての大陸と海洋にわたり、自然及び人間社会に影響を与えていること、温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムの全ての要素に長期にわたる変化をもたらし、それにより、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる影響を生じる可能性が高まるとされています。

この危機に対処するため、世界では「脱炭素」社会を目指した動きが加速しています。

この地球に生きるものは、誰も気候変動の影響から逃れることはできません。しかし、未来の地球のためにできることがあります。

地球の危機、人類の危機を救うことができるのは、私たち一人ひとりの行動です。

本市は、S D G s 未来都市として、地球温暖化による気候変動の対策に注力して持続可能な社会を実現するため、ここに気候非常事態であることを宣言します。

- 1 気候危機の現状について市民や事業者と情報を共有し、協働して全力で気候変動対策に取り組めます。
- 2 2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指します。
- 3 市民の命を守るため、気候変動の適応策として風水害対策等を強化します。

みらいの地球のために脱炭素を目指す「緩和策」と今ある危機に対応する「適応策」を進めます。

(4)かまくらプラごみゼロ宣言

平成 30 年（2018 年）10 月 1 日

鎌倉市は、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して 3 R を推進して「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しております。

平成 30 年 9 月 4 日に「かながわプラごみゼロ宣言」がなされましたが、鎌倉市においても「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、神奈川県と連携、協調を図りながらこれまで実施してきたレジ袋の利用廃止・回収などを一層推進するとともにプラスチック製ストローの利用廃止を求めていくことにより、ゼロ・ウェイストの実現さらには S D G s の目標を達成できるよう取り組みを進めてまいります。

1 これまでの取り組みの強化

(1) 市民や事業者等に対する取り組み

① ライフスタイルの見直しに向けた啓発

マイバック、マイボトル、マイ箸を使用し使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を引き続き実施し更に徹底します。

・自治・町内会説明（29 年度 56 回）、鎌倉ごみ減量通信等においてマイバッグ、マイボトル等の啓発

② 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減

工場における容器包装の減容化、販売工程におけるレジ袋の削減等の啓発を引き続き実施し更に徹底します。

・分別徹底等事業者訪問の際にレジ袋等の削減について要請
（29 年度 個別訪問 561 社）

③ 3 R に貢献している事業者等の地域での取り組み P R

・ごみの減量資源化に取り組む（マイバックの推進やレジ袋有料化など）の市内事業者を「エコショップ」として認定し公表しています。

④ リユース（再使用）の推進

・お祭りやイベント時のリユース食器の補助制度を更に推進します。

⑤ 滞在者に対する協力の呼びかけ

・観光旅行者等に対するマイバックの使用やごみの持ち帰りなどチラシ等による情報発信を行ってまいります。

(2) 鎌倉市役所の取り組み

① 職員のマイバック、マイボトルの使用を徹底します。

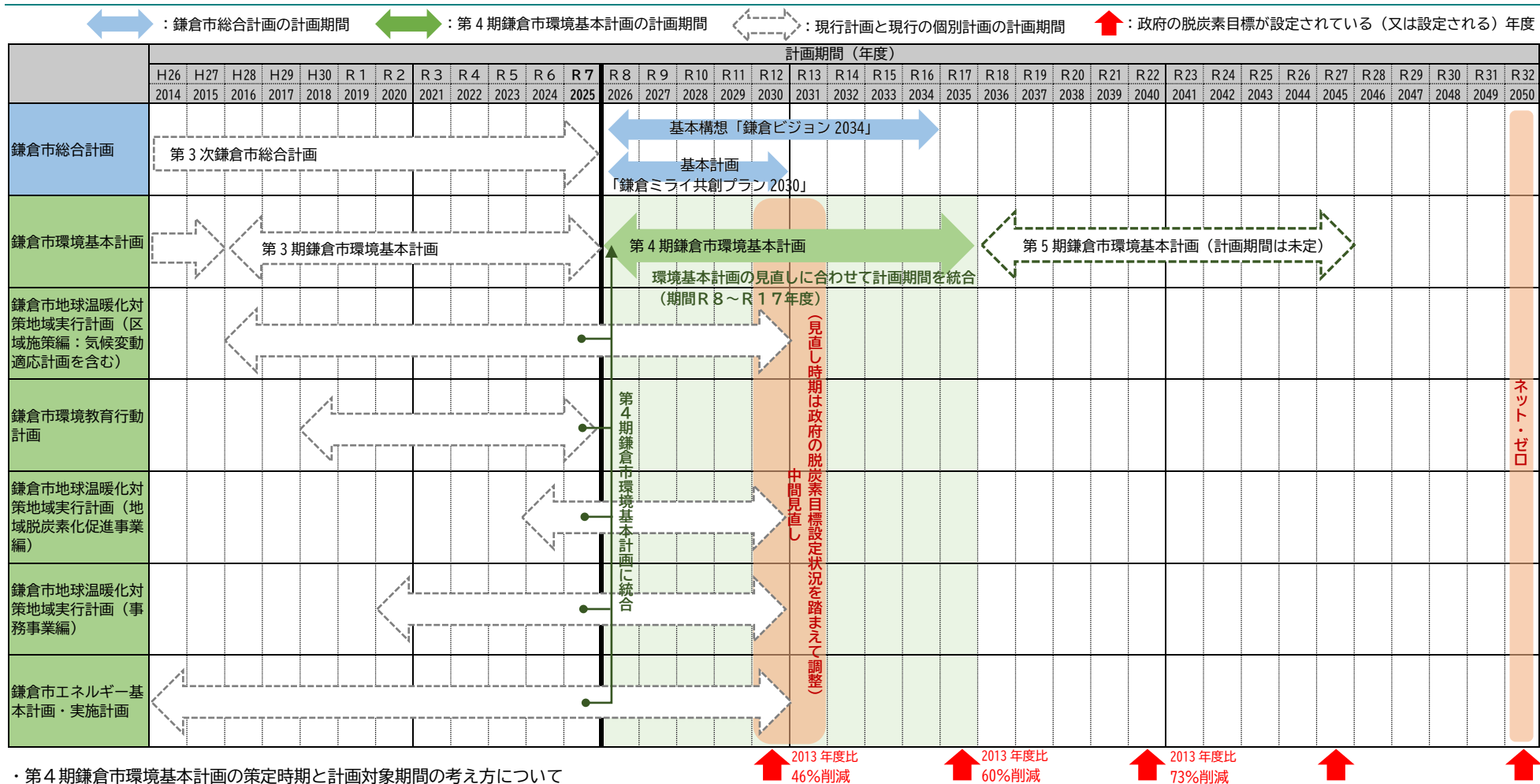
② ペットボトル飲料の会議等での使用制限を徹底します。

2 今後の取り組み

新たな取り組みとしてプラスチック製ストローの利用廃止や市役所の自販機でのペットボトル飲料の販売を極力廃止するなど、神奈川県と歩調を合わせながら新たな取り組みを検討し実施してまいります。

○計画本編の補足資料

(1)複数計画の鎌倉市環境基本計画への統合と新計画の計画期間



・第4期鎌倉市環境基本計画の策定時期と計画対象期間の考え方について

第3期鎌倉市環境基本計画および鎌倉市環境教育行動計画の計画期間は平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）末である令和8年（2026年）3月末日までの10年間でしたが、第4期鎌倉市環境基本計画の策定時期は令和8年（2026年）秋頃を前提に策定作業を行うこととしたため、令和8年（2026年）4月から第4期鎌倉市環境計画の策定までの間は、第3期鎌倉市環境基本計画及び鎌倉市環境教育行動計画を延長して適用しつつ、第4期鎌倉市環境計画の策定後は、令和8年（2026年）4月まで遡って同計画の対象期間とすることとしました。

計画改定では、国や県の定める上位計画での動向、特にパリ協定に基づき5年ごとに設定される温室効果ガスの削減目標数値の設定や目標達成に向けた施策の方向性を踏まえた上で、本市の地球温暖化関連計画の見直しを図る必要があります。

今回、国における新たな地球温暖化対策計画における2035年目標の数値の確定時期が、令和7年度（2025年度）末とされ、その後明らかになる国の施策の方向性や、国の動向を踏まえた県の施策展開が明らかになるまでに時間を要すること、また、令和8年度（2026年度）を始期として策定する予定（当時）であった本市の最上位計画である「鎌倉ビジョン2034・鎌倉ミライ共創プラン2030」の内容とも整合を図る必要があったことから、第4期環境基本計画の計画策定時期を第3期環境基本計画の計画期間より先送りして対応しています。

鎌倉ミライ共創プラン 2030「6 施策」－「(2) 施策の推進」－「イ 施策と SDGs」に係り、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットに関連する施策を整理しました。

出典：鎌倉ビジョン 2034・鎌倉ミライ共創プラン 2030(詳細版) 資料編

(3) 基本目標の評価指標一覧

第4期鎌倉市環境基本計画の基本目標ごとの評価指標を下記に示します。

基本目標	基本施策との対応	評価指標	現状年次 現状値	目標年次 目標値（目指す方向）	目標値の出典等	データの出典
基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に 適応するまち	1-1 省エネルギーの推進 1-2 再生可能エネルギー の拡大 1-3 脱炭素まちづくりの 推進	鎌倉市全体の 温室効果ガス排出量 の増減率	令和5年度（2023年度） 平成25年度（2013年度）比 39%削減	令和32年（2050年） ネット・ゼロ （カーボンニュートラル） 令和12年度（2030年度） 平成25年度（2013年度）比 46%削減 ※2031年度以降の目標につい ては、国の目標に準拠すること とし、詳細は本計画の中間見 直し等のタイミングで検討す る。	鎌倉市地球温暖化対策 地域実行計画 （区域施策編）	所管課調べ： 環境政策課（環境省自治 体排出量カルテ）
	1-1 省エネルギーの推進 1-2 再生可能エネルギー の拡大 1-3 脱炭素まちづくりの 推進	鎌倉市域における二 酸化炭素排出量の 「部門別」削減率	令和5年度（2023年度） 平成25年度（2013年度）比 産業部門：57%削減 業務部門：31%削減 家庭部門：22%削減 運輸部門：20%削減 廃棄物等部門：30%削減	令和12年度（2030年度） 平成25年度（2013年度）比 産業部門：45%削減 業務部門：52%削減 家庭部門：50%削減 運輸部門：32%削減 廃棄物等部門：50%削減	鎌倉市地球温暖化対策 地域実行計画 （区域施策編）	所管課調べ： 環境政策課（環境省自治 体排出量カルテ）

基本目標	基本施策との対応	評価指標	現状年次 現状値	目標年次 目標値（目指す方向）	目標値の出典等	データの出典
基本目標 1 脱炭素社会の実現と気候変動に 適応するまち	1-1 省エネルギーの推進	市内の年間電力 消費量の削減率	令和 5 年度（2023 年度） 848,786MWh/年	令和 17 年度（2035 年度） 現状維持 （人口減や省エネによる減の 一方、電化の流れによる増が 見込まれる）	鎌倉市エネルギー基本 計画	所管課調べ： 環境政策課（環境省自治 体排出量カルテ）
	1-1 省エネルギーの推進 1-2 再生可能エネルギー の拡大	市施設における 温室効果ガス排出量 削減率	令和 5 年度（2023 年度） 平成 25 年度（2013 年度）比 59%削減	令和 17 年度（2035 年度） 現状を維持しつつ、さらなる 削減を目指す（再生可能エネ ルギー電気の安定的な調達に 加え、省エネの推進、低圧電 力や都市ガス等の脱炭素化を 進める）	鎌倉市地球温暖化対策 地域実行計画 （事務事業編）	所管課調べ： 環境政策課
	1-2 再生可能エネルギー の拡大	太陽光発電を設置 した市施設数	令和 7 年度（2025 年度） 12 施設 （設置可能な施設の検討中）	令和 12 年度（2030 年度） 設置可能な施設の 50%に設置	鎌倉市地球温暖化対策 地域実行計画 （地域脱炭素化促進事業 編）	所管課調べ： 環境政策課
	1-4 気候変動への適応の 推進	環境適応行動を生活 に取り入れている 市民の割合	令和 7 年度（2025 年度） 54.5%	令和 12 年度（2030 年度） 増加	鎌倉ミライ共創プラン 2030	市民意識調査： 企画課（環境政策課）

基本目標	基本施策との対応	評価指標	現状年次 現状値	目標年次 目標値（目指す方向）	目標値の出典等	データの出典
基本目標2 豊かな自然資本 を守り恵みを 享受できるまち	2-1 自然環境の保全	法令等により保全が 図られている 緑地の面積	令和7年度（2025年度） 1,424.06ha	令和12年度（2030年度） 増加	鎌倉ミライ共創プラン 2030	所管課調べ： みどり公園課
	2-1 自然環境の保全 2-2 生態系の保全 2-3 自然とふれあう場の 創出	鎌倉の海岸はきれい に保たれていると 思う市民の割合	令和7年度（2025年度） 51.3%	令和12年度（2030年度） 増加	鎌倉ミライ共創プラン 2030	市民意識調査： 企画課（環境保全課）
	2-2 生態系の保全	有害外来生物の 捕獲数	令和7年度（2025年度） 4914頭	令和17年度（2035年度） 減少に転じる	鎌倉ミライ共創プラン 2030	所管課調べ： 環境保全課
	2-2 生態系の保全 2-3 自然とふれあう場の 創出	公園・街路樹・市有 緑地愛護会・市民緑 地愛護会・緑のレン ジャー・緑の学校の 活動日数（合計日 数）、参加者人数 （合計人数）	令和6年度（2024年度） 6,469日、27,525人	令和17年度（2035年度） 増加	鎌倉市緑の基本計画	所管課調べ： みどり公園課
	2-3 自然とふれあう場の 創出	河川維持管理協力団 体の活動に参加する 人数	令和6年度（2024年度） 388人	令和12年度（2030年度） 増加	鎌倉ミライ共創プラン 2030	所管課調べ： 道水路調査課

基本目標	基本施策との対応	評価指標	現状年次 現状値	目標年次 目標値（目指す方向）	目標値の出典等	データの出典
基本目標3 歴史・文化的環境の保存・活用が進むまち	3-1 歴史遺産の 保存・活用	新規で指定された文化財数（国・県・市指定の合計件数）	令和7年度（2025年度） 2件	令和12年度（2030年度） 2件／年	鎌倉ミライ共創プラン 2030	所管課調べ： 文化財課
	3-2 歴史的・文化的な 景観の継承	歴史的建造物の保存活用が、鎌倉の魅力向上に貢献していると思う市民等の割合	令和7年度（2025年度） 88.9%	令和12年度（2030年度） 増加	鎌倉ミライ共創プラン 2030	所管課調べ： 都市景観課

基本目標	基本施策との対応	評価指標	現状年次 現状値	目標年次 目標値（目指す方向）	目標値の出典等	データの出典
基本目標 4 安全快適な環境 で健康に暮らせるまち	4-1 生活環境保全と 公害対策の推進	大気、水質、土壌、 騒音等の環境基準	令和 5 年度（2023 年度） 環境基準をおおむね達成	令和 17 年度（2035 年度） 環境基準の達成	第 3 期鎌倉市環境基本 計画からの継続	所管課調べ： 環境保全課（神奈川県 データ）
	4-2 まち美化活動の推進	市に対する騒音、ポ イ捨て、不法投棄に 関する苦情や相談の 件数	令和 6 年度（2024 年度） 54 件	令和 12 年度（2030 年度） 減少	鎌倉ミライ共創プラン 2030	所管課調べ： 環境保全課
	4-2 まち美化活動の推進	市民の理解度 （「鎌倉市の観光に 対する取組に市民と して理解ができます か」という質問に対 し、「はい」と答え た割合）	令和 7 年度（2025 年度） 31%	令和 17 年度（2035 年度） 50.5%	第 4 期鎌倉市観光基本 計画	市民意識調査： 企画課（観光課）
	4-2 まち美化活動の推進	観光旅行者の理解度 （「ご自身が観光す る際に、旅行先で責 任ある観光を実践し ていると思います か」という質問に対 し、「そう思う」と 答えた割合）	令和 7 年度（2025 年度） 76%	令和 17 年度（2035 年度） 84.3%	第 4 期鎌倉市観光基本 計画	所管課調べ： 観光課
	4-3 環境負荷の低い 交通環境整備の推進	生活するうえで不 自由なく移動できる 手段が確保されてい る市民の割合	令和 7 年度（2025 年度） 71.5%	令和 12 年度（2030 年度） 増加	鎌倉ミライ共創プラン 2030	市民意識調査： 企画課（交通計画課）

基本目標	基本施策との対応	評価指標	現状年次 現状値	目標年次 目標値（目指す方向）	目標値の出典等	データの出典
基本目標 5 循環型社会の形成が進むまち	5-1 ごみの発生抑制を 最優先とした 3Rの取組の拡充	ごみと資源物の 排出量	令和5年度（2023年度） 53,894 t	令和17年度（2035年度） 令和5年度（2023年度）比 約5.8%削減	第4次鎌倉市一般廃棄物 処理基本計画	所管課調べ： ごみ対策課
	5-1 ごみの発生抑制を 最優先とした 3Rの取組の拡充	市内から排出される ごみの焼却量	令和6年度（2024年度） 21,541 t	令和17年度（2035年度） 令和5年度（2023年度）比 約54.7%削減（10,190 t）	第4次鎌倉市一般廃棄物 処理基本計画	所管課調べ： ごみ対策課
	5-2 適性かつ持続可能な 廃棄物処理の推進	名越中継施設整備 事業の進捗率	令和7年度（2025年度） 4.2%	令和10年度（2028年度） 100%	第4次鎌倉市一般廃棄物 処理基本計画、 鎌倉市名越中継施設整備 基本計画	所管課調べ： 環境施設課

基本目標	基本施策との対応	評価指標	現状年次 現状値	目標年次 目標値（目指す方向）	目標値の出典等	データの出典
基本目標 6 連携と協働による共創を通じて環境保全が広がるまち	6-1 環境教育・環境学習の推進	環境教育アドバイザー派遣事業の実施回数、受講者数	令和 7 年度（2025 年度） 45 回、2,251 人	令和 17 年度（2035 年度） 増加	鎌倉市環境教育行動計画	所管課調べ： 環境政策課
	6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進	自治町内会のまち美化クリーンデー実施率	令和 6 年度（2024 年度） 61.8%	令和 17 年度（2035 年度） 増加	第 3 期鎌倉市環境基本計画からの継続	所管課調べ： 環境保全課
	6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進	（再掲） 河川維持管理協力団体の活動に参加する人数	令和 6 年度（2024 年度） 388 人	令和 12 年度（2030 年度） 増加	鎌倉ミライ共創プラン 2030	所管課調べ： 道水路調査課
	6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進	（再掲） 公園・街路樹・市有緑地愛護会・市民緑地愛護会・緑のレンジャー・緑の学校の活動日数（合計日数）、参加者人数（合計人数）	令和 6 年度（2024 年度） 6,469 日、27,525 人	令和 17 年度（2035 年度） 増加	鎌倉市緑の基本計画	所管課調べ： みどり公園課
	6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進	（再掲） 観光旅行者の理解度（「ご自身が観光する際に、旅行先で責任ある観光を実践していると思いますか」という質問に対し、「そう思う」と答えた割合）	令和 7 年度（2025 年度） 76%	令和 17 年度（2035 年度） 84.3%	第 4 期鎌倉市観光基本計画	所管課調べ： 観光課

	6-3 情報発信と市民参加の促進	市の作成媒体から情報を得ている市民の割合	令和 7 年度（2025 年度） 91.2%	令和 12 年度（2030 年度） 増加	鎌倉ミライ共創プラン 2030	市民意識調査： 企画課（広報課）
--	---------------------	----------------------	---------------------------	-------------------------	--------------------	---------------------

○鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画に基づく事項

(1)区域施策編における優先して取り組むべき事業

鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）においては、以下のとおり二酸化炭素排出量の削減目標を定めています。

■部門別削減目標

部門	基準年度 平成 25 年度 (2013 年度)	令和元年度 (2019 年度)	目標 令和 12 年度 (2030 年度)
産業部門	533 千 t-CO ₂	374 千 t-CO ₂ (30%)	292 千 t-CO ₂ (45%)
業務部門	354 千 t-CO ₂	257 千 t-CO ₂ (27%)	169 千 t-CO ₂ (52%)
家庭部門	245 千 t-CO ₂	210 千 t-CO ₂ (14%)	123 千 t-CO ₂ (50%)
運輸部門	158 千 t-CO ₂	138 千 t-CO ₂ (13%)	108 千 t-CO ₂ (32%)
廃棄物等部門	10 千 t-CO ₂	12 千 t-CO ₂ (-20%)	5 千 t-CO ₂ (50%)
合計	1,301 千 t-CO ₂	990 千 t-CO ₂ (24%)	698 千 t-CO ₂ (46%)

() 内の数値は基準年度比削減率

上記目標達成に向けた取組として、令和 6 年（2024 年）10 月に本市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）を策定する際、同時に「優先して推進する事業」を定めました。

優先して推進する事業の選定にあたっては、本市の区域施策編に記載した基本施策から適応策を除外した上で、温室効果ガス排出の削減効果が比較的大きく脱炭素社会の実現に特に重要と考えられる基本施策を抽出し、これら基本施策に基づく事業 5 つを「優先して推進する事業」として定めました。

さらに、令和 12 年（2030 年）に一次まちびらきを迎える予定（当時）の深沢地区については、約 31.1ha と大規模な開発となり、本市域全体の令和 32 年（2050 年）に向けた脱炭素施策をけん引する総合的、先端的な事業の実施が見込まれるため、優先して推進する事業として追加で選定しました。

地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）における優先して推進する 6 つの事業は、次頁のとおりです。

優先事業1 市民や事業者の行動変容促進

市民や事業者の行動変容を促進するため、以下の事業を検討します。

- ① CO₂排出量や削減量の「見える化」やメリットの明確化
- ② 学校における環境教育の取組
- ③ 脱炭素に関する市民向けイベント等の開催
- ④ 省エネルギー診断やエネルギー消費量の見える化ツールを活用した中小企業の行動変容促進
- ⑤ 脱炭素に関する事業者のネットワーキング

優先事業2 ZEB、ZEHの普及促進

一般的に、ZEB Ready の場合、通常の建築物（省エネ基準適合）と比べて、ビル設備（空調、換気、照明、給湯、昇降機）のエネルギー消費量が50%以上削減されるといわれています。

市民や事業者の取組を促進するため、以下の事業を検討します。

- ① ZEB、ZEHに関する情報発信
- ② ZEHへの補助の拡充

優先事業3 再生可能エネルギー設備導入の促進

(1) 太陽光発電

本市では太陽光発電導入に向けた施策のうち、補助金は既に実施しており、一定の成果を上げています。しかし、2050年のネット・ゼロに向けて活用が望まれる市全体での太陽光発電の全再生エネポテンシャル量は452,052kWであり、補助の拡充による導入促進には限界があります。そこで、補助によらない普及促進策の推進も必要です。

補助によらないものも含めた普及促進策として、以下に示す事業の実施を検討します。

- ① 太陽光発電等の共同購入
- ② 初期費用0円モデルの普及
- ③ 本市補助事業の見直し
- ④ 建築及び一定規模以上の開発事業における太陽光発電の検討

(2) 地中熱の利用促進検討

地中熱の利用を促進するため、以下に示す事業の実施を検討します。

- ⑤ 一定規模以上の開発事業等における地中熱利用の検討

優先事業4 再生可能エネルギーの域外調達促進

市民や事業者の域外からの再エネ調達を促進するため、以下の事業を検討します。

- ① 再エネ電気及び非化石証書の共同購入

優先事業5 開発事業における脱炭素のルールづくり

脱炭素社会の実現に向けて、先行事例も参考にしながら以下の事業の実施を検討します。

- ① 環境整備への協力を求める開発事業の拡大及び環境整備の拡充

優先事業6 深沢地区の総合的・先端的な脱炭素まちづくり

(1) 脱炭素まちづくり

脱炭素まちづくりを促進するため、以下に示す事業の実施を検討します。

- ① 建築物の脱炭素化
- ② 再生可能 エネルギー導入の促進
- ③ エネルギーマネジメントシステムや水素エネルギー等の導入研究

(2) 脱炭素につながる交通、歩行空間等の整備

脱炭素まちづくりを促進するため、以下に示す事業の実施を検討します。

- ④ 物流の脱炭素化促進
- ⑤ 車両の脱炭素化促進

(3) ごみという概念のないまちづくり

究極のゼロ・ウェイストかまくらを実現するため、高齢者等のごみ排出困難者への対応にも配慮しつつ、以下に示す事業の実施を検討します。

- ⑥ ゼロ・ウェイストかまくらの更なる推進

(2)地域脱炭素化促進事業編の脱炭素化促進区域の指定に関する事項

改正温対法の第 21 条第 4 項の規定により、市町村は、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」を定めるよう努めることとされています※¹。

2030 年度の温室効果ガス削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、地域における再生可能エネルギーの最大限の導入が求められているところですが、地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方により地域経済の活性化や地域の防災力の向上など地域課題の解決につながり、地域を豊かにし得るものとなる一方で、再生可能エネルギーの導入に関しては景観や自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じている地域もあります。

こうした背景から、改正温対法では、地方公共団体地域実行計画（本市の区域施策編にあたるもの）の制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれたものです。

地域脱炭素化促進事業は、再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されています。

なお、地域脱炭素化促進施設とは、太陽光、風力、その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に応じたものの利用による地域の脱炭素化のための施設であり、「再生可能エネルギー発電施設」と「再生可能エネルギー熱供給施設」に分類されます。

地域脱炭素化促進事業の策定及び促進に当たっては、ポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再生可能エネルギー導入目標を設定した上で、国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が、再生可能エネルギー促進区域や再生可能エネルギー事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置づけます。

これに基づき自ら取組を実施するとともに、事業者から申請された市の実行計画に適合する事業計画の認定により、官民一体となった取組が可能とされています。

地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）は、再生可能エネルギー設備の設置に適した場所として選定した土地等のことで、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、国が定める環境保全に係る基準に従い、都道府県が定める環境配慮基準に基づき、市町村が設定する区域です。この促進区域内で実施される地域脱炭素化促進事業が特例（関係許可等手続のワンストップ化や、配慮書手続の省略等）の対象となります。

促進区域の設定詳細については後述のとおり広域で検討する「広域的ゾーニング型」が理想的ですが、短期・中期的な再生可能エネルギー導入の観点から、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい「公有地・公共施設」や「地区・街区単位」の洗い出しから始め、段階的に取り組み、より早期に促進区域を抽出し、積極的に再生可能エネルギーの導入を図る方法もあります。※

※ 1）市町村（指定都市等を除く）は努力義務。都道府県及び指定都市等は義務（指定都市等とは、地方自治法で定める「指定都市」及び「中核市」のこと）。

※ 出典及び参考）「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）」（2023年3月環境省 地域政策課

① 地域脱炭素化促進事業の促進区域

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「改正温対法」という。）第 21 条第 6 項において規定される「促進区域設定に係る環境省令（施行規則第 5 条の 2）」において、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき国の基準が定められています。また、都道府県でも改正温対法第 21 条第 7 項において規定される「都道府県基準の定め方を示す環境省令（施行規則第 5 条の 3～第 5 条の 6）」において、促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）を定めるものとされています。

さらに、改正温対法第 21 条第 6 項には、都道府県基準が促進区域の設定に関する基準を定めた場合、市町村はこの基準に基づき促進区域を定めるものとされています。従って、本市が促進区域を設定する際には、国の基準と神奈川県基準（以下「県の基準」という。）を遵守する必要があります。

加えて、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（令和 5 年 3 月 環境省）（以下「促進事業編マニュアル」という。）には、以下が示されています。

- ・市町村が促進区域を設定するに当たっては、国の基準や県の基準に定める事項以外に、①環境保全の観点から考慮することが望ましい事項や、②社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して、促進区域を設定することが肝要である。

促進事業編マニュアルでは、上記の（考慮すべき事項の）事例も示されていることから、以上を参考に市の基準を定めます。

促進区域は、促進事業編マニュアルにおいて、可能な限り広域でのゾーニングを行う、「1）広域的ゾーニング型」が最も理想的とされています。その他にも、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい「2）公有地・公共施設型」や特定のエリアを促進区域とする「3）地区・街区単位型」、事業者、住民等による提案を受け個々のプロジェクト予定地を促進区域として設定する「4）事業提案型」も示されています。

本市においては、このうち「2）公有地・公共施設型」を以下の理由から採用し、市が所有する公共施設を促進区域として設定します。ただし、市民や事業者等から提案があれば、段階的に促進区域の拡大を図っていく予定です。

<促進区域を「2）公有地・公共施設型」に設定した理由>

- ①事業者へのヒアリング等を実施した中では、事業者から促進区域に係る市への要請が無く、現時点で市有施設以外の範囲について協議等手続き等を行って対象範囲を広げる緊急性が低い。
- ② 促進区域は今後必要に応じて追加設定できる
- ③ 他の自治体の地域脱炭素化促進事業が公表されはじめ、その内容を見ると当該自治体の公共施設のみを指定し、実現可能な取組から早期に実施するものが主流となっている。

○促進区域

- ・市が所有する公共施設（ただし、下表の区域・事項は除く）

注）促進区域外であっても、事業提案型等で促進区域の提案が行われた場合は、個別に区域としての設定を検討する。

■本市において促進区域に含めない区域・事項

番号	区域・事項
1	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された砂防指定地
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
3	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林（同法第 25 条第 1 項第 9 号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）
4	首都圏近郊緑地保全法第 3 条第 1 項に規定する近郊緑地保全区域
5	都市緑地法第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区
6	文化財保護法第 109 条第 1 項又は神奈川県文化財保護条例第 31 条第 1 項に基づく史跡、名勝又は天然記念物 鎌倉市文化財保護条例第 4 1 条第 1 項に基づく史跡、名勝又は天然記念物
7	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する歴史的風土保存区域
8	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域

注）本表は、次ページ「国の基準、神奈川県の基準、市の基準と促進区域の関係」の内容から、現時点で鎌倉市内で対象となる区域・事項が存在するものを抽出した。

このため当該表の区域・事項に変更があった場合に、適宜見直しが必要である。

例えば、将来的に、種の保存法第 4 条第 3 項に基づく国内希少野生動植物種が、市内で発見された場合は、その生息地域を除く等の対応が必要となる。

なお、下表において「考慮することが望ましい」とされた区域・事項内に市が所有する公共施設を促進区域に含めるか否かについては、本市の特徴を十分に踏まえた上で、個別に判断するものとしします。

■国の基準、神奈川県基準（以下、県の基準という。）、市の基準と促進区域の関係

分類		区域・事項		本市内 有無 ^{※5}
国の基準 ^{※1}	促進区域に 含めない区 域	・自然環境保全法の原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域		-
		・自然公園法の国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区 ・国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）		-
		・鳥獣保護管理法の国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区		-
		・種の保存法の生息地等保護区のうち管理地区		-
	促進区域の 設定に当 たり考 慮が必 要な区 域・事 項	区域	・国立公園又は国定公園の地域であって、促進区域に含めない区域以外のもの	-
			・種の保存法第39条第1項に基づく監視地区	-
			・砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地	○
			・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域	-
			・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	○
			・森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林（同法第25条第1項第9号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）	○
		事項	・種の保存法第4条第3項に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	△
			・騒音その他の生活環境への支障	△
県の基準 ^{※2} （太陽光発電設備のみ）	促進区域に 含めない区 域	保安林又は保安施設地区に指定された区域	・森林法第25条及び第25条の2に規定する保安林 ・同法第41条に規定する保安施設地区	-
		自然公園区域	・自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域	-
		自然環境保全地域	・自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域又は自然環境保全条例第2条に規定する自然環境保全地域	-
		鳥獣保護区内特別保護地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する鳥獣保護区内の特別保護地区	-

分類		区域・事項		本市内 有無 ^{※5}
県の基準 ^{※2} (太陽光発電 設備のみ)	促進区域に 含まない区 域	近郊緑地保全区域	・首都圏近郊緑地保全法第3条第1項に規定 する近郊緑地保全区域	○
		特別緑地保全地区	・都市緑地法第12条第1項に規定する特別 緑地保全地区	○
		史跡名勝天然記念 物の保全に影響を 及ぼす区域	・文化財保護法第109条第1項又は神奈川県 文化財保護条例第31条第1項に基づく史 跡、名勝又は天然記念物	○
		歴史的風土保存区 域	・古都における歴史的風土の保存に関する特 別措置法第4条第1項に規定する歴史的風 土保存区域	○
		農用地区域	・農業振興地域の整備に関する法律第8条第 2項第1号に規定する農用地区域	○
市の基準(候補 となるもの) ^{※3}	①環境保全 の観点から 考慮するこ とが望まし い事項	世界自然遺産(世界遺産条約)		-
		ラムサール条約湿地(ラムサール条約)		-
		国指定鳥獣保護区<環境省令で定める特別保護地区を除く>(鳥獣 保護管理法)		-
		レッドリスト掲載種		○
		生物多様性保全上重要な里地里山(重要里地里山)		○
		生物多様性の観点から重要度の高い湿地(重要湿地)		-
		生物多様性の観点から重要度の高い海域(重要海域)		○
		自然再生の対象となる区域		-
		保護林、緑の回廊(国有林野)		-
		史跡、名勝及び天然記念物(文化財保護法)		○
		風致地区(都市計画法)		○
		特別緑地保全地区(都市緑地法)		○
		歴史的風土特別保存地区(古都における歴史的風土の保存に関する 特別措置法)		○
		近郊緑地特別保全地区(首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域 の整備に関する法律)		○
		自然共生サイト		-
		環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県 独自制度(条例等)		-
		保全配慮地区 ^{※4}		○
		緑地保全契約 ^{※4}		○
		市民緑地 ^{※4}		○

分類		区域・事項	本市内 有無 ^{※5}
市の基準（候補となるもの） ※3	② 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項	河川区域（河川法）	○
		土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）	○
		保安林のうち航行目標保安林（森林法）	-
		保安林予定森林等（森林法）	△
		世界文化遺産（世界遺産条約）	△
		優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号））	○
		港湾（港湾法）	-
		航空施設（航空法）	-
		気象レーダー	-
		防衛施設	-
		文化財＜史跡、名勝及び天然記念物以外のもの＞（文化財保護法）	○
		社会的配慮の観点から考慮することが望ましい都道府県独自制度（条例等）	-

※1：国の基準は促進事業編マニュアルにおける「国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）」から引用した。

※2：県の基準は、「神奈川県地球温暖化対策計画」2024（令和 6 年）3 月神奈川県）から引用した。

※3：市の基準は促進事業編マニュアルにおける「その他市町村が考慮すべき事項について（環境保全の観点から配慮することが望ましい事項、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項）」の例示からの引用に加え、本市が必要と考えたもの（※4 参照）を加えた。

※4：市の基準のうち「保全配慮地区」、「緑地保全契約」、「市民緑地」は、本市が必要と考え加えたもの。

※5：市内に区域・事項の該当があるものは「○」該当の可能性のあるものは「△」該当無しは「-」

② 地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模

地域脱炭素化促進施設の種類の種類は、太陽光発電設備としました。太陽光発電設備は、本市域での再生可能エネルギー導入ポテンシャルが大きいことや、導入にあたり技術等の課題が少なく、現時点から令和 12 年度（2030 年度）に向けた導入を見込むことができるためです。

なお、規模については促進区域の状況に応じて、施設ごとに適切な規模を判断するものとします。

○地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模

- ・ 種類：太陽光発電設備
- ・ 規模：施設ごとに適切な規模を判断

③ 地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業の目標は、地方公共団体実行計画（本市の区域施策編）で定めた目標「鎌倉市域における令和 12 年度 2030 年度の二酸化炭素排出量を、平成 25 年度 2013 年度に比べ 46%削減」の達成に向け、本市が率先することを前提に、下表のとおり 2030 年度には市が所有する公共施設のうち、設置が可能な施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す、と設定します。

目標設定にあたっては、本市内での実現可能性と再生可能エネルギー導入ポテンシャルを重視し、当面の間は、「① 地域脱炭素化促進事業の促進区域」及び「② 地域脱炭素化促進施設の種類の種類及び規模」に記載のとおり、促進区域を市が所有する公共施設、地域脱炭素化促進施設を太陽光発電としました。

今後、必要に応じ、公共施設以外を促進区域に加えること、他の再生可能エネルギーを地域脱炭素化促進施設に加えること等の段階的な拡充を検討していきます。

■地域脱炭素化促進事業の目標

項目	内容
目標	2030 年度には設置可能な市が所有する公共施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。 ただし、その性質上適しない場合を除き太陽光発電設備の設置可能性の検討を行ったうえで、設置可能な建築物（敷地を含むへの導入とする。 「その性質上適しない場合」と「太陽光発電設備の設置可能性の検討」については、次ページの「表 その性質上適しない場合、太陽光発電の設置可能性の検討について」参照のこと。

■その性質上適しない場合、太陽光発電の設置可能性の検討について

項目		具体例・事項
その性質上適しない場合	設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合	早期の売却を予定している土地
		当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合
太陽光発電設備の設置可能性の検討	設置を検討する際に、考慮すべき事項	設置可能な面積
		日射条件
		屋上を避難場所としているなど他の用途との調整
		設備のメンテナンススペース
		建築物の今後の存続期間
		構造体の耐震性能、荷重条件等
		その他の災害リスクや景観保全上の配慮など

注) 本表は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月 地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を基に作成した。

なお、この地域脱炭素化促進事業の目標は、下表に示すとおり、国の計画と整合するよう設定しています。

■本市の地域脱炭素化促進事業の目標と国の計画との整合性について

項目	内容
国の計画との整合について	・本市の目標は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月 地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を基に設定した。 ・「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月国・地方脱炭素実現会議決定)において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。」とされている。 ・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」(令和3年10月22日閣議決定)において、「2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とされている。

④ 地域の脱炭素化促進施設の整備以外に求められる事項

改正温対法において、事業者は、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せ、「地域の脱炭素化のための取組」「地域の環境の保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の実施が求められています。以下に、その詳細を述べます。

1) 地域の脱炭素化のための取組

事業に求める「地域の脱炭素化のための取組」は、本市が定める方針に準拠し、事業者が事業計画において具体的な取組として位置づけ、申請することとなります。

この方針を、以下に示します。

●地域の脱炭素化のための取組の方針

以下の①、②の両方を満たすこと。

- ①地域脱炭素化促進施設から得られた電気を、本市内の住民・事業者等に優先的に供給すること。
- ②本市が定める「本市の目標達成に向け優先して取り組むべき事業」に資する取り組みであること。

方針に示した①により再生可能エネルギーの地産地消の拡大を図ることは、地域の脱炭素化に加え、災害時におけるライフライン（電力）の安定的な確保という点からも重要です。

なお、②の「本市の目標達成に向け優先して取り組むべき事業」については本市の自然的・社会的条件を踏まえた上で、脱炭素の目標達成に向けて優先的に取り組むものとして定めています（詳細は「(3)地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編編)における優先して取り組むべき事業」を参照）。

2) 地域の環境の保全のための取り組み

事業に求める「地域の環境の保全のための取組」は、本市が定めた方針に準拠し、事業者が事業計画において具体的な取組として位置づけ、申請することとなります。

この方針を、以下に示します。

●地域の環境の保全のための取組の方針

以下の①、②の両方を満たすこと。

- ①本市が定める「地域の環境保全のため規定する取組」に準拠すること。
- ②事業終了後における適正な撤去・処分（リサイクル等についての計画が検討されていること）。

方針①の本市が定める「地域の環境保全のため規定する取組」は、以下の記載事項等とします。

- ・促進事業編マニュアルにおける「地域の環境の保全のための取組」
- ・「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月環境省）における「設計段階の環境配慮のポイント」、「施設設置後の環境配慮」、「太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックシート」

なお方針②は、本市のごみ処理の基本理念である（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける）の視点からも重視するものです。

3) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

事業に求める「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」は、本市が定める方針に準拠した内容を、事業者が事業計画において具体的な取組として位置づけ、申請することとなります。

この方針を、以下に示します。

●地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の方針

以下のいずれかに該当すること。

- ・非常時に再生可能エネルギー を災害用電源として活用できること 。
- ・事業の収益が市内に還元されること。
- ・地域の人材育成や環境教育といった要素を含むこと。
- ・地元の雇用創出に寄与すること。
- ・その他、地域経済への貢献や社会課題の解決に資する取組。

これら方針で示した事項は、いずれも将来にむけた地域の課題解決に資するものです。

⑤ 地方公共団体実行計画協議会の設置

改正温対法において、都道府県及び市町村は、単独又は共同して地方公共団体実行計画協議会を設置することができるとされています。地方公共団体実行計画協議会とは、地方公共団体実行計画の策定や地域脱炭素化促進事業にかかる合意形成など、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させ、円滑な地域合意を得るための会議体です。

現時点では、本市において地方公共団体実行計画協議会は設置しておらず、地方公共団体実行計画の策定に関しては、鎌倉市環境審議会で審議を行っています。

今後、事業者等から地域脱炭素化促進事業計画に係る協議の申し入れがあった場合には、状況に応じて地方公共団体実行計画協議会の設置について検討を行うこととします。

なお、地方公共団体実行計画協議会が組織されている場合には、地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者等は、当該協議会における協議を経て、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、計画策定市町村の認定を申請することとされています。

⑥ 地域脱炭素化促進事業計画の認定

1) 認定申請について

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、本市の認定を受けるため、申請することができます（改正温対法第 22 条の 2 第 1 項）。地域脱炭素化促進事業計画の記載事項及び添付書類は、「表 地域脱炭素化促進事業計画の記載事項」、「表 地域脱炭素化促進事業計画に係る添付書類」に示します。

■地域脱炭素化促進事業計画の記載事項

番号	地域脱炭素化促進事業計画の記載事項
1	申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2	地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出量の削減等に関する目標を含む。）
3	地域脱炭素化促進事業の実施期間
4	整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
5	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
6	地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
7	地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
8	地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する次の取組に関する事項 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組
9	その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令等で定める事項 地域脱炭素化促進施設等の使用期間 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

出典：改正温対法第 22 条の 2 第 2 項

■地域脱炭素化促進事業計画に係る添付書類

番号	添付書類	備考
1	法人定款又はこれに代わる書面	申請者が法人でない団体である場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
2	申請者の最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書	左記書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類
3	地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面	位置図、航空写真や現況写真等
4	地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面	—
5	地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを認められるための書類（農地法の特例（農地 転用）の手続を受けようとする場合を除く。）	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）権利者と申請者が異なる場合は、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等の書類に加え、契約当事者双方の印鑑証明書
6	一般送配電事業者及び特定送配電事業者が維持、運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し	一般送配電事業者、特定送配電事業者ごと、また契約する電圧の違いによって同意を得ていることを証明する書類が異なることに留意※
7	地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他当該事業の実施体制を示す書類	平常時に加え、緊急時の連絡体制についても明示
8	地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。）に係る手続の実施状況を示す書類	—
9	地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書	—
10	地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令別表に掲げる行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ求められる書類（当該行為、書類については、「表 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令別表に掲げる行為および当該行為の区分に応じ求められる書類」（次ページ）参照）	書類の様式については、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令別記様式第2の1～13を参照

出典：地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項

注1) 本市では、促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種別を太陽光発電としている。このためバイオマスの活用時に必要となる添付書類の「設定等に関する省令」の第3条第2項第6号の記載は省いた。

2) ※同意を得ていることを証明する書類については、以下 URL を参考とすること。資源エネルギー庁「なっとく！再生可能エネルギー」接続の同意を証する書類について

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename2.html

■地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令別表に掲げる行為および当該行為の区分に応じ求められる書類

(前ページの「表 地域脱炭素化促進事業計画に係る添付書類」の別表)

番号	行為	書類
1	法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる行為 (温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 3 条第 1 項の許可に係るものに限る。)	別記様式※第 2 の 1 による書類及び温泉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 35 号)第 1 条第 2 項各号に掲げる書類
2	法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる行為 (温泉法第 11 条第 1 項の許可に係るものに限る。)	別記様式※第 2 の 2 による書類及び温泉法施行規則第 6 条第 2 項各号に掲げる書類
3	法第 22 条の 2 第 4 項第 2 項に掲げる行為	別記様式第 2 の 3 による書類並びに森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 4 条に規定する図面及び同条各号に掲げる書類
4	法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる行為 (森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 34 条第 1 項の許可に係るものに限る。)	別記様式第 2 の 4 による書類及び森林法施行規則第 59 条第 2 項に規定する図面
5	法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる行為 (森林法第 34 条第 2 項の許可に係るものに限る。)	別記様式※第 2 の 5 による書類及び森林法施行規則第 61 条に規定する図面
6	法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号に掲げる行為 (農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項の許可に係るものに限る。)	別記様式※第 2 の 6 による書類及び農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 30 条各号に掲げる書類
7	法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号に掲げる行為 (農地法第 5 条第 1 項の許可に係るものに限る。)	別記様式※第 2 の 7 による書類及び農地法施行規則第 57 条の 4 第 2 項各号に掲げる書類
8	法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為(自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 3 項の届出に係るものに限る。)	別記様式※第 2 の 8 による書類並びに自然公園法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 41 号)第 10 条第 2 項各号に掲げる図面及び第 3 項各号に掲げる事項を記載した書類
9	法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為(自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。)	別記様式※第 2 の 9 による書類及び自然公園法施行規則第 10 条第 2 項各号に掲げる図面
10	法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号に掲げる行為	別記様式※第 2 の 10 による書類、河川法施行規則(昭和 40 年建設省令第 7 号)第 11 条の 2 第 2 項第 1 号から第 4 号まで及び第 9 号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 26 条第 1 項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除去を伴う場合にあつては、当該工事の計画の概要を記載した図書
11	法第 22 条の 2 第 4 項第 8 項に掲げる行為 (熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。)の認定に係るものに限る。)	別記様式※第 2 の 11 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面

番号	行為	書類
12	法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号に掲げる行為 (熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。)の認定に係るものに限る。)	別記様式*第 2 の 12 による書類及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 11 の 5 第 2 項において準用する第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
13	法第 22 条の 2 第 4 項第 9 号に掲げる行為	別記様式*第 2 の 13 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 35 第 2 項各号に掲げる書類及び図面

出典：地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令 別表

1) 上記表の中で「法」とあるものは、「改正温対法」

2) ※別記様式については、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令を参照。

2) 認定及び認定基準

地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請を受けた場合に、本市は認定に係る要件を確認し、該当するものであると認めるときは、その認定を行います（改正温対法第 22 条の 2 第 3 項）。認定に係る要件を確認するための本市の認定基準は「表 地域脱炭素化促進事業計画の認定基準」に示します。

■地域脱炭素化促進事業計画の認定基準

認定基準の項目と内容	
① 地域脱炭素化促進事業の目標	これらが、地方公共団体実行計画と適合していること
② 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	
③ 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	
④ 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項	
⑤ 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項 イ 地域の環境の保全のための取組 □ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	
⑥ 地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権、使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得できると認められること。	
⑦ 再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。	
⑨ 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。	
⑩ 地域脱炭素化促進施設等には、外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第4条第1号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が20キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。	
⑪ 地域脱炭素化促進施設等の廃棄、廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。	

認定基準の項目と内容
⑫ 地域脱炭素化促進施設の種類のに応じて適切に事業を実施するものであること。
⑬ 地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。
⑭ 書類に虚偽の記載がないこと

認定基準の法令上の該当箇所等は以下のとおり。

①～⑤について

改正温対法第 21 条第 5 項にある、市町村は、地方公共団体実行計画において改正温対法第 21 条第 3 項各号※1 に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。（通称：地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

※ 1：前項各号※ 2 に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- （１）太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- （２）その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- （３）都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- （４）その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- （５）前各号に規定する施策の実施に関する目標

※ 2：地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （１）計画期間
- （２）地方公共団体実行計画の目標
- （３）実施しようとする措置の内容
- （４）その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

⑥～⑧について

認定等に関する省令第 5 条（通称：認定基準）における、地域の環境の保全のための取組の方針

⑨～⑭について

認定等に関する省令第 6 条（通称：認定基準）における、その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準

3) 認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例について

地域脱炭素化促進事業計画の認定に際し、計画に記載された行為がワンストップ化の特例を利用できる行為である場合には、本市があらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して、その同意を得ます（改正温対法第 22 条の 2 第 4 項）。ワンストップ化の対象となる許可等手続きの概要を下表に示します。

また、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受ける場合、認定を受ける過程において、重大な環境影響の回避が確保され、さらには環境の保全へのより適切な配慮が図られることなどから、都道府県基準が定められた区域においては、環境影響評価法の配慮書手続きは省略されます。

■ワンストップ化の特例の対象となる許可等手続きの概要

番号	項目	対象となる行為	許可権者等
1	温泉法	温泉をゆう出させる目的での土地の掘削、ゆう出路の増掘等	都道府県知事の許可
2	森林法	地域森林計画対象民有林（保安林等を除く。）における開発行為、保安林における立木の伐採や土地の形質変更等	都道府県知事の許可
3	農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の転用のための権利移動	都道府県知事の許可
4	自然公園法	国立国定公園内における工作物の新築、土地の形状変更等の開発行為等	環境大臣、都道府県知事（国定公園）の許可（特別地域における行為の場合）又は届出（普通地域における行為の場合）
5	盛土規制法	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事	都道府県知事の許可
6	河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占有 ※地域脱炭素化促進施設のみ対象	河川管理者※への登録 ※国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長
7	廃掃法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
		指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出

出典：促進事業編マニュアル

4) 認定に係る特記事項

認定を行うにあたって、本計画策定後に改正温対法の改正や促進事業編マニュアルの改訂等が行われた場合は、それらの変更内容を踏まえて認定の手続きを行うものとする。

① 第4期環境基本計画策定前の目標と達成状況

本市が令和2年(2020年)3月に策定した「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(事務事業編)」(以下「事務事業編」という)においては、国の「地球温暖化対策計画」(平成28年(2016年)5月策定)に基づき、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標を定めていました。

具体的には、2030年度(令和12年度)までに、エネルギーの使用を要因とする温室効果ガス排出量(エネルギー起源温室効果ガス排出量)を、2013年度(平成25年度)比で40.2%削減することを目標として掲げました。

令和8年(2026年)3月末時点の実績において、この目標に対する削減率は84.15%に達しています。これは、再エネ100%電力による電力契約の導入等により、当初の目標を大幅に前倒して達成したことによるものです。

今般、第4期環境基本計画の策定に伴い、事務事業編の計画期間も令和17年度(2035年度)までと統合したため、これに合わせて温室効果ガス排出量の削減目標を見直しました。

② 新規削減目標の設定について

令和3年(2021年)10月及び令和7年(2025年)2月の国の「地球温暖化対策計画」改定により、現在の国の削減目標には、エネルギー起源の温室効果ガス排出量に加え、廃棄物の焼却等に伴う非エネルギー起源の温室効果ガス排出量も含まれています。国は、2035年度(令和17年度)において、2013年度(平成25年度)比で65%の削減を行うことを目標としています。

本市においても、これまで「かまくら環境白書」を通じて温室効果ガス排出量の把握に努めてきましたが、事務事業編の新たな目標設定にあたっては、算定基準の整合性を確保する必要があります。

非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の大半を占める一般廃棄物の焼却に係る排出量は、環境省の「自治体排出量カルテ」の基準では、原則として焼却処理が行われた自治体の排出量として算定されます。本市は令和6年度(2024年度)から一般廃棄物の域外処理(市外での焼却)を開始したため、国の基準(自治体排出量カルテ)をそのまま適用すると、市外で処理された分が本市の排出量に含まれないことになります。しかし、基準年度である2013年度(平成25年度)当時は市内で焼却処理を行っていたため、この算定方法では基準年との適切な比較が困難です。

そこで、今回の「第4期鎌倉市環境基本計画」の策定に伴う目標設定では、一般廃棄物の焼却に係る排出量を市外処理分も含めて温室効果ガス排出量を算出している「第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」の数値を用いることとします。これにより、非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の実態をより正確に反映した目標を定めるものとします。

※ 本計画における温室効果ガス排出量(エネルギー起源・非エネルギー起源)は、二酸化炭素に加え、メタン及び一酸化二窒素の排出量を二酸化炭素換算して合算した数値です。

※ 国の「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス排出量は、上記3ガスに代替フロン等4ガスを加えたものを対象としています。

③ 削減目標

●対象とする排出量

本市が実施している事務・事業に伴って排出するエネルギー起源温室効果ガス排出量及び非エネルギー起源温室効果ガス排出量（ただし、廃棄物処理に係る排出量については一般廃棄物処理基本計画に基づく）

■本市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減目標

区分	基準年度（2013 年度）	直近実績（2024 年度）	2035 年度目標
排出量	37,909 t-CO ₂	14,154 t-CO ₂	13,268 t-CO ₂
削減率 （2013 年度比）	-	▲62.7%	▲65.0%

④ その他取組について

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」に準じ、鎌倉市において以下の取組についても推進していきます。

■本市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

太陽光発電設備	2030 年度までに設置可能な市が所有する公共施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
電気自動車	置き換え可能な車両について電気自動車への置き換えを進めます。
LED 照明	既存設備を含め市有施設照明の順次 LED 化を進めます。
建築物の建築	2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指します。
電力調達	引き続き排出係数の低い電力を継続的かつ安定に調達することを維持します。

(4)区域施策編における基礎調査資料

本市における二酸化炭素排出量の令和12年度（2030年度）までの削減目標について、令和4年（2022年）5月の第3期鎌倉市環境基本計画の改定時点では、本市の平成25年度（2013年度）の部門別排出量に国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）における部門別削減目安の値を乗じて算出していました。これは、平成25年度（2013年度）以降の二酸化炭素排出量の増減実態や本市の自然的社会的特性を反映したものではないため、より実態に即したものとなるよう、令和6年（2024年）10月に本市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）を策定するにあたり、本市の部門別削減目標（区域施策編に位置付けられる内容）の見直しを行いました。

部門別削減目標の見直しにあたっては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に従い、今後追加的な対策を実施しなかった場合の令和12年度（2030年度）における二酸化炭素排出量（BAU排出量）を推計した上で、電気の排出係数の低減による削減量と、脱炭素に向けた取組による削減量を減じることで求めました

当該検討に伴い行った基礎調査の内容について、以下に記載します。

① 基礎情報の収集・整理

既存資料から、市内の二酸化炭素排出量等について基礎情報を整理しました。結果を下表に示します。

■基礎情報の収集結果

番号	項目	2019年度（実績）	出典
1	二酸化炭素排出量	990 千 t-CO ₂	自治体排出量カルテ※1
2	最終エネルギー消費量	13,196 TJ	
3	電力消費量	946,724 MWh	
4	再生可能エネルギーの生産量	14,163 MWh	
5	再生可能エネルギーの設備容量	13,202 kW	固定価格買取制度情報公表ウェブサイト※2

出典：※1 「自治体排出量カルテ」

（環境省HP： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/kuiki/karte.html）

※2：「固定価格買取制度情報公表ウェブサイト」

（経済産業省HP https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/statistics/index.html）

② 再生可能エネルギーのポテンシャル調査

既存資料から、市内の再生可能エネルギー導入ポテンシャル量について基礎情報を整理しました。結果を下表に示します。

■再エネ導入ポテンシャル量

番号	分類	再エネ種	導入ポテンシャル量	出典
1	再エネ電気	太陽光発電	636,911 MWh	自治体再エネ情報カルテ※1
2		風力発電	0 MWh	
3		水力発電	0 MWh	
4		地熱発電	45 MWh	
5		バイオマス発電	0 MWh	
6	再エネ熱	太陽熱利用	493 TJ	
7		地中熱利用	4,823 TJ	
8		バイオマス熱利用※2	128 TJ	
再エネ電気及び再エネ熱の合計※3			7,737 TJ	「NEDO」推計の全国バイオマス賦存量・利用可能量※2

出典：※1 「自治体再エネ情報カルテ」（REPOS: https://repos.env.go.jp/web/data/mounted_data）

※2 ：「NEDO」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」の略称。

「鎌倉市エネルギー基本計画（平成29年（2017年）3月改訂）68ページ」にて公表している同値の元データ。

※3 1MWh=0.0036TJで換算

③ 部門ごとの削減量及びその対策

部門別削減目標の算出方法における、令和 12 年度(2030 年度)の取組による削減量について、部門ごとの主要な取組及び削減量の内訳は以下のとおりです。

■部門別削減目標の算出方法

単位：千 t-CO₂

部門	基準年 平成 25 年度 (2013 年度)	令和 12 年度(2030 年度)			
		BAU 排出量	削減量		排出量 (削減目標)
			排出係数低減	取組による	
産業部門	533	346	36	18	292
業務部門	354	262	66	27	169
家庭部門	245	197	48	26	123
運輸部門	158	134	4	22	108
廃棄物等部門	10	9	0	4	5
合計	1,301	948	154	96	698

■部門ごとの主な取組と鎌倉市での削減見込み量

(千 t-CO₂)

部門	取組項目	市削減見込み量
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(業種横断)	13.72
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(窯業・土石製品製造業)	0.03
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(建設施工・特殊自動車使用分野)	0.13
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(施設園芸・農業機械・漁業分野)	0.07
	業種間連携省エネルギーの取組推進	0.28
	燃料転換の推進	0.86
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.85
	廃棄物処理における取組	1.26
	混合セメントの利用拡大	0.09
	家庭における食品ロスの削減	0.28
業務	建築物の省エネルギー化	14.78
	高効率な省エネルギー機器の普及(業務その他部門)	0.75
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上(業務その他部門)	6.12
	BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	3.38

部門	取組項目	市削減見込み量
業務	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入(水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等)	0.23
	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入(下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進)	0.66
	廃棄物処理における取組（プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進）	0.24
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.04
家庭	住宅の省エネルギー化	9.17
	高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）	7.21
	高効率な省エネルギー機器の普及（家庭部門）（浄化槽の省エネルギー化）	0.06
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上(家庭部門)	3.27
	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	5.86
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.22
運輸	廃棄物処理における取組（EV ごみ収集車の導入）	0.16
	次世代自動車の普及、燃費改善等	10.28
	道路交通流対策(道路交通流対策等の推進)	0.48
	道路交通流対策(LED 道路照明の整備促進)	0.06
	道路交通流対策(高度道路交通システム(ITS)の推進(信号機の集中制御化))	0.04
	道路交通流対策(交通安全施設の整備(信号機の改良・プロファイル(ハイブリッド)化))	0.03
	道路交通流対策（自動走行の推進）	0.79
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.16
	公共交通機関及び自転車の利用促進(公共交通機関の利用促進)	0.42
	公共交通機関及び自転車の利用促進(自転車の利用促進)	0.14
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進（トラック輸送の効率化）	4.13
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進（共同輸配送の推進）	0.05
	海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進(海上輸送へのモーダルシフトの推進)	0.76
	海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進(鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進)	1.04
	物流施設の脱炭素化の推進	0.07
	港湾における取組(港湾における総合的な脱炭素化)	0.03
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	1.91
廃棄物等	廃棄物焼却量の削減	3.67

(5)区域施策編における地球温暖化の影響予測

鎌倉市で地球温暖化の影響として、次のようなものが考えられます。

参考：環境省の気候変動影響評価報告書(令和2年12月)

大項目	小項目	鎌倉市での影響 現在の影響(○)、将来予測される影響(□)
農業	野菜等	○ 洋菜類、根菜類、露地野菜の収穫早期化、生育障害発生頻度増加
	病害虫・雑草等	○□ 病害虫の気温上昇による分布の北上、拡大、発生量の増加
	農業生産基盤	○□ 小雨の増加による渇水の発生、大雨増加による浸水被害
水産業	生態、養殖	○□ 海洋生物の分布域の変化 ○□ 天然・養殖ワカメの収穫時期の変化、成長や品質の影響による減収 ○□ 海洋酸性化による貝類・ウニなどの炭酸カルシウム骨格・殻を有する水産資源への悪影響
	水供給	○□ 無降水・小雨が続くことによる渇水の増加
自然災害・沿岸域	洪水・内水	○□ 大雨の発生頻度増加による洪水・内水リスクの増加 □ 洪水・内水の被害拡大・長期化による被害規模の増加
	高潮・高波	□ 海面水位の上昇による高潮発生リスクの上昇
	海岸浸食	○□ 海面水位の上昇による砂浜の消失
	土石流・地すべり等	□ 大雨の発生増加により、集中的な崩壊・がけ崩れの頻発、災害の大規模化等の被害拡大
健康	暑熱	○□ 気温上昇による超過死亡者数(直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標)の増加 ○□ 熱中症発生率、救急搬送人員、熱中症死亡者の増加
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	○□ 大雨・台風による電力・水道等インフラ・ライフラインへの被害・障害の発生
	その他	□ 海面水位の上昇による砂浜の消失による海水浴場運営の支障 ○□ ヒートアイランド現象の進行、熱ストレスによる疲労感の増加等健康影響の増加

※ほかにナラ枯れなどについても地球温暖化影響の可能性として指摘があります。

○鎌倉市環境基本計画改定経過

年	月	日	項目	内容等
平成 6	12	28	鎌倉市環境基本条例施行	
平成 8	2	28	第 1 期鎌倉市環境基本計画策定	
平成 16	4	16	平成 16 年度第 1 回環境審議会開催	環境基本計画の改訂について（諮問） 委員委嘱、作業部会の設置
	5	31	平成 16 年度第 1 回環境審議会作業部会の開催	第 1 期環境基本計画の基本的な構成及び内容などについて
	8	9	平成 16 年度第 2 回環境審議会作業部会の開催	第 1 期環境基本計画の評価と課題抽出（前半）
	10	1	平成 16 年度第 3 回環境審議会作業部会の開催	第 1 期環境基本計画の評価と課題抽出（後半）
	10	26	平成 16 年度第 2 回環境審議会の開催	作業部会における検討経過について
	11	19	平成 16 年度第 4 回環境審議会作業部会の開催	環境基本計画における環境教育などについて
	12	14	平成 16 年度第 5 回環境審議会作業部会の開催	環境保全団体に環境教育に関する活動のヒアリング（10 団体参加）
平成 17	2	1	平成 16 年度第 6 回環境審議会作業部会の開催	策定から今日までの目標達成状況などについて
	3	22	平成 16 年度第 3 回環境審議会の開催	温室効果ガス排出量算定結果、骨子の意見公募などについて
	4	14	平成 17 年度第 1 回環境審議会作業部会の開催	温室効果ガス排出量算定結果、骨子の意見公募、各主体の役割などについて
	4	15	環境基本計画の改訂（骨子）についての市民意見募集	～5月 15 日まで
	7	28	平成 17 年度第 2 回環境審議会作業部会の開催	各主体の役割、環境教育の推進、推進体制・進管理、温室効果ガス排出量の削減目標などについて
	8	26	平成 17 年度第 1 回環境審議会の開催	作業部会における検討経過について
	10	11	平成 17 年度第 3 回環境審議会作業部会の開催	・各主体の役割、環境教育の推進、推進体制 ・進管理、計画全体の構成などについて
	11	21	平成 17 年度第 2 回環境審議会の開催	作業部会における検討経過について
	12	27	平成 17 年度第 3 回環境審議会の開催	第 2 期環境基本計画の答申案について
平成 18	1	31	第 2 期環境基本計画答申	
	3	1	第 2 期鎌倉市環境基本計画策定	
平成 22	5	28	平成 22 年度第 1 回環境審議会の開催	第 2 期環境基本計画の見直しについて検討部会の設置
	7	1	平成 22 年度第 1 回環境審議会検討部会の開催	第 2 期環境基本計画の見直し（各目標における指標、施策等）について
	7	28	平成 22 年度第 2 回環境審議会検討部会の開催	現段階における第 2 期環境基本計画の確認（検討部会意見反映等）
	8	27	平成 22 年度第 2 回環境審議会の開催	第 2 期環境基本計画の見直し検討事項について 検討部会における検討経過について
	10	8	平成 22 年度第 3 回環境審議会検討部会の開催	第 2 期環境基本計画の見直し（課題と現状、施策他）について

年	月	日	項目	内容等
	11	26	平成 22 年度第 3 回環境審議会検討部会の開催	第 2 期環境基本計画の見直し（素案）について
	12	17	平成 22 年度第 4 回環境審議会の開催	第 2 期環境基本計画の見直し素案について
平成 23	1	4	第 2 期鎌倉市環境基本計画（見直し素案）についての市民意見募集	～2月3日まで
	2	8	平成 22 年度第 2 回かまくら環境保全推進会議の開催	第 2 期環境基本計画の見直し検討経過について
	3	9	平成 22 年度第 4 回環境審議会の開催	第 2 期環境基本計画の見直し案最終確認
	3	30	第 2 期鎌倉市環境基本計画改訂	
平成 24	8	24	平成 24 年度第 1 回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画＜第 2 期改訂版＞の見直しについて（諮問）
	11	2	平成 24 年度第 2 回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画＜第 2 期改訂版＞の見直し（案）について
平成 25	1	10	平成 24 年度第 3 回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画＜第 2 期改訂版＞の見直し（素案）について
	2	7	平成 24 年度第 4 回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画＜第 2 期改訂版＞の見直し（最終案）について
	2	12	第 2 期鎌倉市環境基本計画＜第 2 期改訂版 一部改訂＞答申	
	2	15	第 2 期鎌倉市環境基本計画＜第 2 期改訂版 一部改訂＞についての市民意見募集	～3月17日まで
	4	17	第 2 期鎌倉市環境基本計画＜第 2 期改訂版 一部改訂＞策定	
平成 27	1	27	平成 26 年度第 3 回環境審議会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画の策定について（諮問）
	3	16	平成 26 年度第 4 回環境審議会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画策定検討部会の設置
	4	24	平成 27 年度第 1 回環境審議会環境基本計画部会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画施策の体系等について
	5	26	平成 27 年度第 1 回環境審議会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画の策定について（計画の構成、基本方針と目標等）
	7	29	平成 27 年度第 2 回環境審議会環境基本計画部会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画について（目標の見直し、関係各課への照会結果等）
	8	18	平成 27 年度第 2 回環境審議会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画の策定について（目標の見直し、関係各課への照会結果等）
	10	22	平成 27 年度第 3 回環境審議会環境基本計画部会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画について（現状と課題、鎌倉市環境教育行動計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画等）
	11	2	平成 27 年度第 3 回環境審議会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画の策定について（現状と課題、鎌倉市環境教育行動計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画等）
	12	7	第 3 期鎌倉市環境基本計画の策定についての市民意見募集	～平成 28 年 1 月 5 日まで
平成 28	1	25	平成 27 年度第 4 回環境審議会環境基本計画部会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画について（市民意見募集の結果等）
	3	18	平成 27 年度第 4 回環境審議会の開催	第 3 期鎌倉市環境基本計画の策定について（答申）
	3	28	第 3 期鎌倉市環境基本計画の策定	
令和 2	8	21	令和 2 年度第 1 回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画及び第 3 期鎌倉市環境基本計画の見直しについて（諮問）
令和 3	8	17	令和 3 年度第 1 回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）の改訂方法について

年	月	日	項目	内容等
	10	26	令和3年度第2回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画（改訂素案）及び鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）に記載する適応策について
	11	17	令和3年度第3回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画（改訂素案）及び鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）（改訂素案）等について
令和4	2	1	令和3年度第4回環境審議会の開催	第3期鎌倉市環境基本計画（改訂素案）及び鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）（改訂素案）等について
	5	9	令和4年度第1回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画及び第3期鎌倉市環境基本計画の見直しについて（答申）
	10	17	令和4年度第2回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）に係る地域脱炭素化促進事業について
令和5	1	3	令和4年度第3回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）に係る地域脱炭素化促進事業について
	3	10	令和4年度第4回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）に係る地域脱炭素化促進事業について
	10	18	令和5年度第1回環境審議会の開催	鎌倉市の地域脱炭素実現に向けた基礎調査結果について 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）に係る地域脱炭素化促進事業について
令和6	1	18	令和5年度第2回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）について 地域脱炭素化促進事業の促進区域等について 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）の目標達成に向けて優先して推進する事業について 地域脱炭素施策の実現に向けた事業者等との連携等について
	7	2	令和6年度第1回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）素案について
	7	19	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）の策定についての市民意見募集	～8月19日まで
	10	7	令和6年度第2回環境審議会の開催	鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）素案について
令和7	3	3	令和6年度第3回環境審議会の開催	環境基本計画等の改定・見直しについて（諮問） 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）の策定を受けた主な取組の進捗について
	7	14	令和7年度第1回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画等の改定・見直しについて

年	月	日	項目	内容等
	10	22	令和7年度第2回環境審議会の開催	環境基本計画等の改定・見直しにおける計画骨子（案）について 市民等意識調査結果について 市民ワークショップの開催について
令和8	1	20	令和7年度第3回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画等の改定・見直しについて
	3	23	令和7年度第4回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画等の改定・見直しについて
	6	2	令和8年度第1回環境審議会の開催	鎌倉市環境基本計画等の改定・見直しについて
	7	30	令和8年度第2回環境審議会の開催	第4期鎌倉市環境基本計画（素案）について
	8	○	第4期鎌倉市環境基本計画の策定についての市民意見募集	～○月○日まで
	11	○	令和8年度第3回環境審議会の開催	第4期鎌倉市環境基本計画の策定について（答申）

○鎌倉市環境審議会委員名簿（令和8年10月時点）

役職	氏名	選出区分	所属等
	植木 陽子	市民	市民
	吉田 春雄	市民	市民
	山ノ井 信弘	事業者	さがみ農業協同組合※
	前田 桃子	事業者	湘南漁業協同組合鎌倉支所
	奈須 菊夫	事業者	鎌倉商工会議所
	小田 拓也	学識経験者	北九州市立大学 環境技術研究所教授 東京科学大学 総合研究院 特任教授
会長	亀山 康子	学識経験者	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 サステイナブル社会デザインセンター センター長/教授
副会長	川口 和英	学識経験者	東京都市大学都市生活学部 名誉教授
	渡邊 理絵	学識経験者	青山学院大学 国際政治経済学部 国際政治学科 教授

※前任委員：小團扇 文子 令和7年1月6日～令和8年4月28日

○第4期鎌倉市環境基本計画策定に係る意見照会・ワークショップ等開催結果

(1) アンケートによる意見照会結果

第4期鎌倉市環境基本計画の策定にあたって、鎌倉市の環境に関わる市民・事業者・滞在者・環境団体、子どものそれぞれの鎌倉市の環境に関する考えや環境に関する活動への意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。

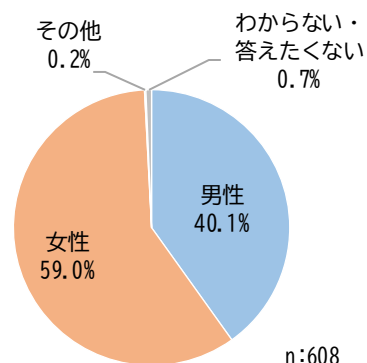
■ アンケートの実施概要

調査	実施概要
①市民アンケート	調査対象： 市内在住、18歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出
	調査期間： 令和7年（2025年）7月25日～8月10日
	調査方法： ・ 郵送によるアンケート調査票の配布 ・ 紙面での回答と郵送返信 または WEB アンケートフォームでの回答
	回収数： 610 件
	回収率： 30.5%
②事業者アンケート	調査対象： 市内の事業所から 1,000 事業所を無作為抽出
	調査期間： 令和7年（2025年）7月25日～8月10日
	調査方法： ・ 郵送によるアンケート調査票の配布 ・ 紙面での回答と郵送返信 または WEB アンケートフォームでの回答
	回収数： 254 件
	回収率： 25.4%
③滞在者アンケート	調査対象： 最近3年間で鎌倉市を観光目的で訪れたことのある人
	調査期間： 令和7年（2025年）7月25日～8月10日
	調査方法： ・ WEB モニターへのアンケート依頼文の送付 ・ WEB アンケートフォームでの回答
	回収数： 535 件
④環境団体等 アンケート	調査対象： 鎌倉市環境白書に掲載又は鎌倉市市民活動センターに登録されている 環境関連の活動を行う市民団体 90 団体
	調査期間： 令和7年（2025年）7月25日～8月10日
	調査方法： ・ 電子メール、郵送、FAX によるアンケート調査協力依頼文の送付 ・ WEB アンケートフォームでの回答
	回収数： 16 件
	回収率： 17.8%
⑤こどもアンケート	調査対象： 市立小学校の小学5年生、6年生 計：2,491 名 市立中学校の中学生 計：3,390 名 合計：5,881 名の児童・生徒 に加え、調査参加への申し出のあった小坂小学校4年生 111 名を加えた、総計 5,992 名の児童・生徒
	調査期間： 令和7年(2025年)11月12日～11月28日
	調査方法： ・ 対象者全員にチラシを配布し、WEB フォームによる回答
	回収数： 718 件
	回収率： 12.0%

① 市民アンケート調査結果

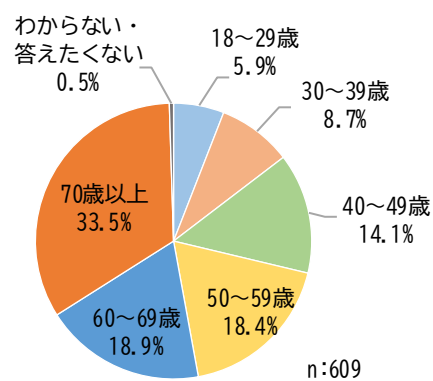
問1 性別を教えてください。(単数回答)

「男性」が40.1%、「女性」が59.0%を占めています。



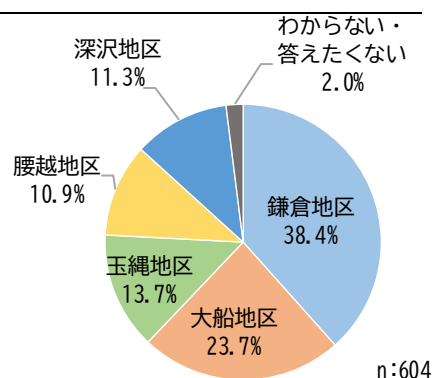
問2 年齢を教えてください。(単数回答)

年齢は「70歳以上」が33.5%と最も多く、次いで、「60～69歳」が18.9%、「50～59歳」が18.4%となっています。



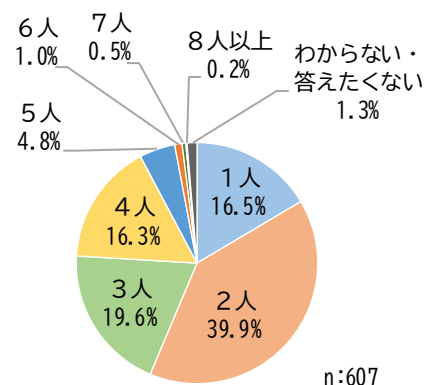
問3 お住まいのある場所を教えてください。(単数回答)

住所は「鎌倉地区」が38.4%と最も多く、次いで、「大船地区」が23.7%、「玉縄地区」が13.7%となっています。



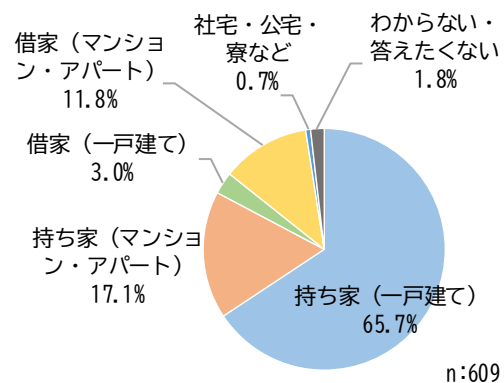
問4 ご世帯の人数（あなたを含めた世帯全員の人数）を教えてください。(単数回答)

世帯人員が「2人」の世帯が39.9%と最も多く、次いで、「3人」が19.6%、「1人」が16.5%となっています。



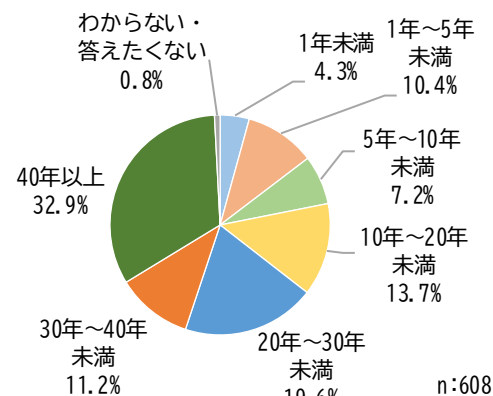
問5 どのような家にお住まいですか。(単数回答)

「持ち家（一戸建て）」にお住まいの人が65.7%と最も大きな割合を占めています。



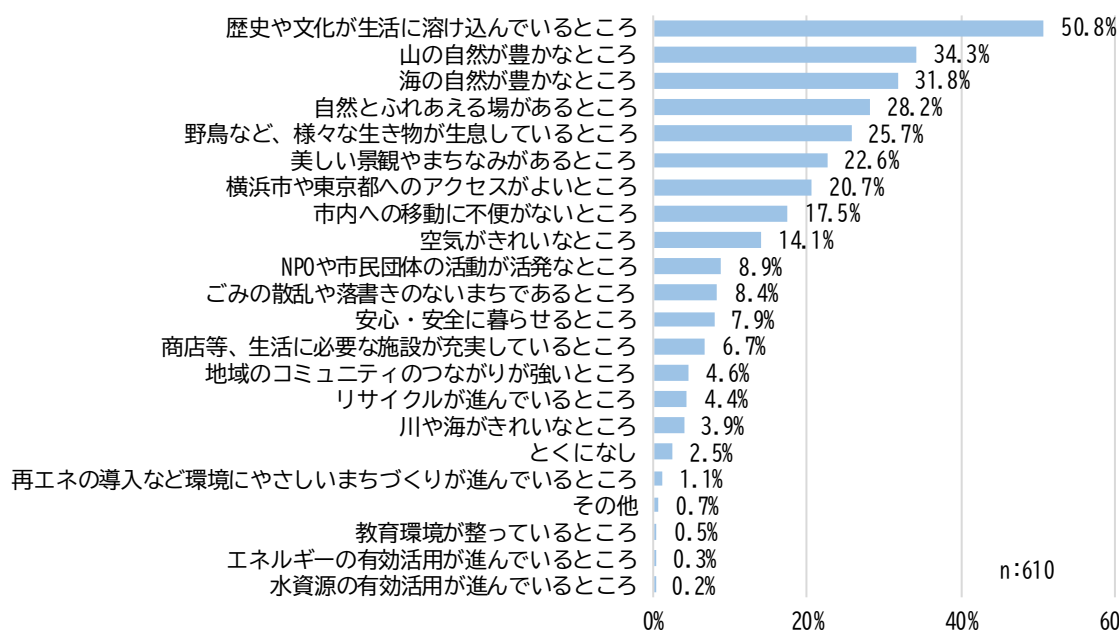
問6 本市での居住年数を教えてください。(単数回答)

居住年数は「40 年以上」が 32.9%と最も多く、次いで「20 年～30 年未満」が 19.6%となっています。



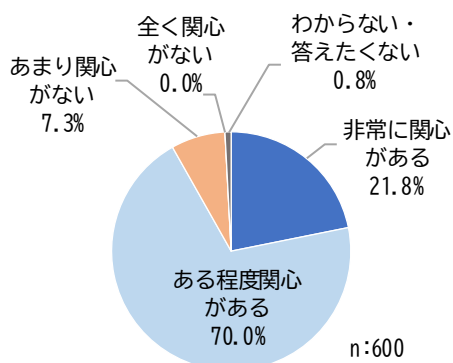
問7 鎌倉市の良いところはどこだと思いますか。(複数回答、最大3つまで)

鎌倉市の良いところとして、「歴史や文化が生活に溶け込んでいるところ」が 50.8%と最も多く、次いで、「山の自然が豊かなところ」が 34.3%、「海の自然が豊かなところ」が 31.8%となっています。



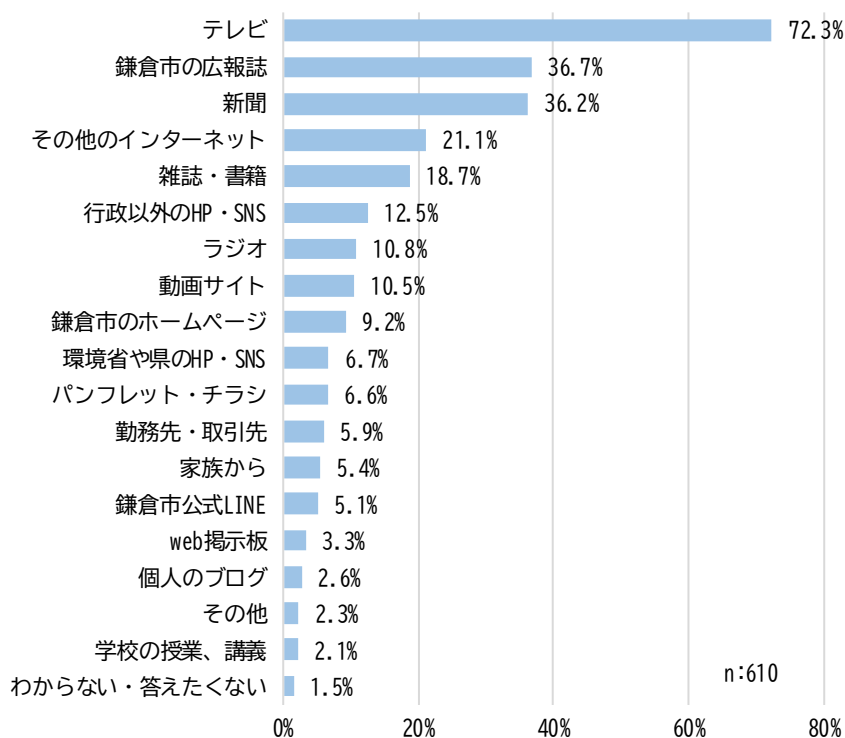
問8 あなたは環境問題に関心がありますか。(単数回答)

「非常に関心がある」が21.8%、「ある程度関心がある」が70.0%と、合わせて91.8%が関心を持っています。



問9 環境問題に関する情報はどこから得ることが多いですか。(複数回答)

環境問題に関する情報の入手先では「テレビ」が72.3%と他のメディアに比べて、突出して多く回答されています。「鎌倉市の広報誌」は36.7%、「新聞」は36.2%から回答されています。



問 10 近年実感する、または問題だと思う気候変動の影響について教えてください。(自由回答)

自由回答の意見の中から、回答の多かった意見種別を抽出し、主な意見の概要として示します。

①食への影響

【食品価格の上昇に関する意見の抜粋】

- 天候不順で食物の値段が毎年高かったり安かったりする。変化が激しい。
- 近年の異常気象により、野菜や魚介類など食品の価格が高騰し、品質のばらつきも増えたと感じます。
- 自然に左右される野菜や米の価格上昇が生活を脅かす。
- 猛暑にくわえ、降水量も安定しないことから、米や野菜の価格が不安。
- 野菜や米など天候によって品質や価格に大きく影響されていることに不安がある。

【農作物の不作に関する意見の抜粋】

- 家庭菜園で作物を育てているが、トマトやゴーヤが暑さ負けと思われる現象で、実のなり方が少なかったり、病気も多い。
- 気温上昇による不作。
- 豪雨だったり少雨だったりする。振れ幅の大きな気候のため作物が安定して育たない。
- 旬の果物、野菜も暑さや雨不足などにより生育不順になっている。
- 温暖化による作物の不作、また環境の変化により作る作物の種類を変えなくてはならなくなる。

【水産業への影響に関する意見の抜粋】

- 魚の漁獲量減少や魚種の変化。
- 旬の時期のずれ。魚などの生息地域の変化。
- 海水温の変化で魚の種類、捕れる量の変化。
- 海水温の上昇によりとれる魚の種類に変化が見られる。
- サンマの不漁に代表される収穫減少や、収穫場所の変化。

【気候変動による食への影響についての意見の概要】

農業では、気候変動による作物の不作の実感や懸念を訴える回答が多くみられました。

水産業では、とれる魚の種類や時期、漁獲量の変化についての実感や懸念を訴える意見が多くみられました。

こうした農林水産業への影響による、食品価格の上昇を問題視し、不安に思う意見が、特に多くみられました

②身体・健康への悪影響

【熱中症に関する意見の抜粋】

- ・ 気温上昇に伴う熱中症リスクの増加。
- ・ 熱中症が日常のこととなる事態だが、通勤必須など追いついていない。
- ・ 四季が無くなり夏と冬が長い1年のサイクルとなってきた。家の中でも熱中症と診断される人が多くなり、健康への不安が増してきている。
- ・ 気候温暖化で夏の気温が高くなり（6月から）熱中症の人が増えている。
- ・ 熱中症による救急搬送が増加している。

【感染症に関する意見の抜粋】

- ・ 温帯から亜熱帯になると思う。デング熱、マラリアなど罹るのではないか。
- ・ デング熱など熱帯地域の病気や感染症の流行が心配。
- ・ 気温上昇が激しく、季節が感じられず、固有種も減り、外来種や熱帯のように蚊による感染症が心配です。
- ・ 公衆衛生の観点で、気温が上がると蚊などが増殖するため、虫による感染症リスクが高まる。
- ・ 気候変動による今までなかったマラリアの様な病気への感染。

【暑熱による健康への影響に関する意見の抜粋】

- ・ 寒暖の差が大きく、体に負担になっている。
- ・ 熱中症や未知の感染症も心配ですが、現在既に、実際の気温と建物内の気温差に、身体がついていけ不調を感じるので、今後が気がかりです。
- ・ 体力をかなり消耗すると免疫力が低下するので普段は掛からない病気などにもなってしまう。
- ・ 異常な高温に身体がついていけない。熱中症にかかったり、あらゆる病気への抵抗力が下がっているようだ。
- ・ 今まで経験したことのない暑さのため、身体にいろいろ影響があります。

【外出機会等の減少による健康への影響に関する意見の抜粋】

- ・ 熱中症警戒アラートは良いと思いますが、高齢者が外出を控え、体力が落ち、要介護が増えることになるのでは？
- ・ 体を動かすことは大切だが、気温上昇のため難しく、健康維持が大変である。
- ・ 熱中症が不安で外出が減り、体力が落ちる悪循環。

【気候変動による身体・健康への悪影響についての意見の概要】

熱中症や暑熱による体調不良等、気温上昇による健康への悪影響の実感を訴える意見が多くみられました。

デング熱、マラリアなどの感染症への不安も回答されています。

暑さで外出や運動の機会が減少することによる体力低下を心配する意見もみられました。

③台風、洪水、土砂災害

【大雨や集中豪雨等に関する意見の抜粋】

- ・ 台風の大型化、線状降水帯など、今までと変わってきている。
- ・ ゲリラ豪雨の頻度が上昇。
- ・ ゲリラ豪雨が多く予測不能で困る。
- ・ 線状降水帯の発生頻度の増加。日本で竜巻が観測されるようになったこと。
- ・ 極端な雨の降り方、線状降水帯などが増加している。

【災害リスクの上昇に関する意見の抜粋】

- ・ 台風、洪水、河川の氾濫、土砂災害頻度の上昇等、山火事の多発
- ・ 台風、洪水、土砂災害、ゲリラ豪雨の増加。
- ・ 近年大雨で土砂災害、洪水が怖い。急な増水で浸水しそう。電車やバスの遅延も珍しくない。帰宅困難が不安だ。
- ・ 気温が高くなり、台風も大きくなり洪水、災害が増えている。
- ・ 洪水が心配。内水が心配。

【防災対策に関する意見の抜粋】

- ・ 災害発生時の避難場所の環境。
- ・ 海に近い鎌倉避難場所、避難訓練、もっと日常的にあってほしいです。
- ・ 今までの常識とは異なる災害も多く、それらから身を守る方法の関心が大事。
- ・ 自然にはさからえないので、自身の備えを十分にできるよう市でも取り組んで欲しい。
- ・ 防災無線が聞こえない。避難場所が海に近づく方にあるため、避難を躊躇してしまう。

【気候変動による台風、洪水、土砂災害についての意見の概要】

台風の大型化やゲリラ豪雨、線状降水帯など気象の変化を実感として訴える回答が多くみられました。

気象の変化による台風や洪水などの風水害、及び土砂災害についての不安や懸念を訴える回答も多くみられました。

こうした災害リスクの上昇に対する、防災対策の重要性や要望についての回答もありました。

④仕事や活動への影響

【仕事への影響に関する意見の抜粋】

- 夏の高気温により屋外業務に支障がある。
- いわゆるブルーカラーの方々に対する負担が大きい。ただでさえ労働者が減っている中、口の支える人たちが減るのは非常に危機的と思う。
- 外での活動や通勤も危険なレベルになっている。社会全体が大きく意識を変える事を求められる。
- 屋外作業が夏は危険すぎる。
- あまりの暑さに仕事に影響あり。

【スポーツやイベントへの影響に関する意見の抜粋】

- 子どもが野球チームに所属していますが、熱中症にならないか体調不良にならないか？常に気になる。
- 予測出来ぬ気候による屋外スポーツの危機。
- 花火などのイベント中止、屋外スポーツ、屋台などが困難。
- 夏のイベントが屋外で開催しにくくなってきている。
- 異常な猛暑で従来のようなスポーツ大会が開けない。

【子どもの活動への影響に関する意見の抜粋】

- 自分が子供の頃と比べ外で遊ぶ子供をあまり見かけない。
- 教員として働いているが、外で体育が難しいことが増えた。
- 学校で屋外活動に制限があること。
- 昼間子供が屋外で遊ぶ機会が減っている。
- 子供と外で遊べない程の暑さ。

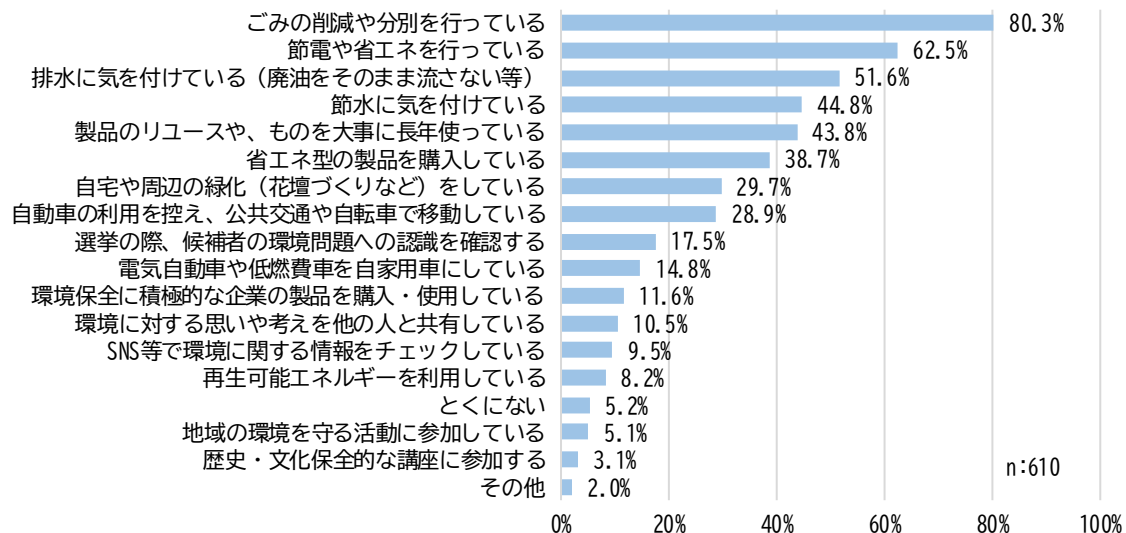
【気候変動による台風、洪水、土砂災害についての意見の概要】

暑熱による仕事、特に屋外作業が困難になっていることを訴える回答が多くみられました。
夏季のスポーツやイベントの実施も難しくなっているという回答も多くみられました。
子どもの屋外活動や体育がしにくくなっているという意見もみられました。

問 11 あなたは下記の取組を実施していますか。(複数回答)

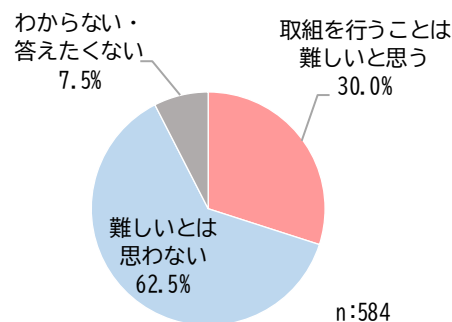
「ごみの削減や分別を行っている」が80.3%と最も多く、次いで「節電や省エネを行っている」が62.5%となっています。

「地域の環境を守る活動に参加している」や「歴史・文化保全的な講座に参加する」といった取組は10%未満となっています。



問 12 環境に関する取組を行うことは難しいと思いますか。(単数回答)

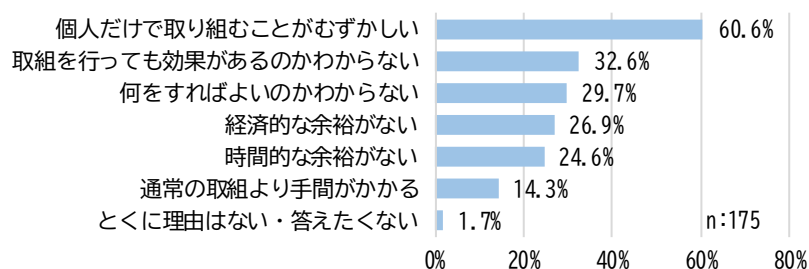
「取組を行うことは難しいと思う」が30.0%を占めています。



問 12-a 環境に関する取組を行うことが難しいと思う理由を教えてください。

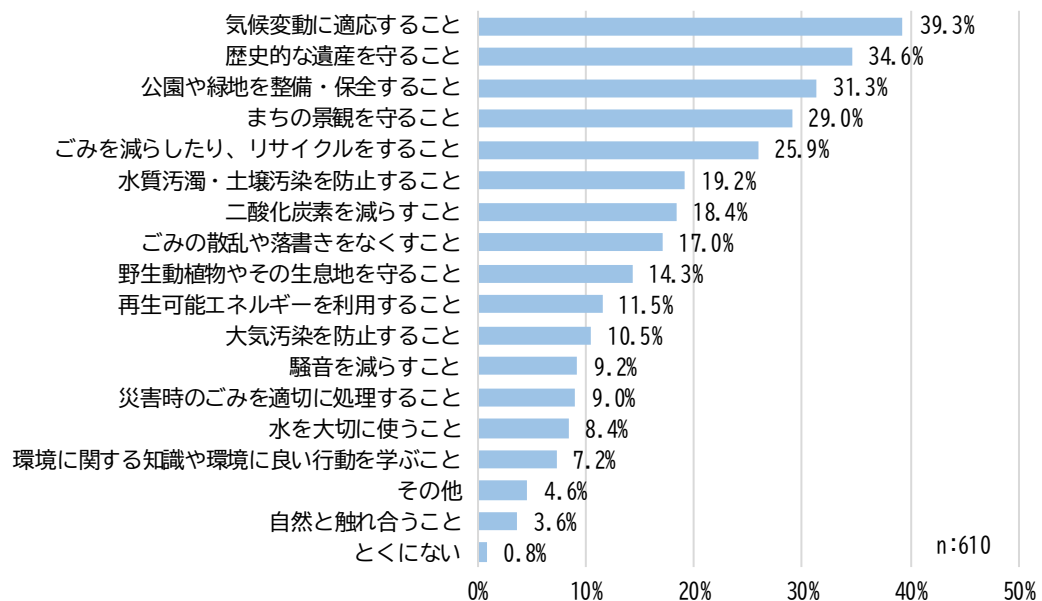
(複数回答)

取組を行うことは難しいと思う理由では、「個人だけで取り組むことがむずかしい」が60.6%と最も多く回答されています。



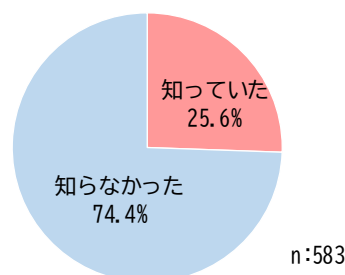
問 13 環境に関して、本市で重点的に取り組むべきだと思うことは次のうちどれですか。
(複数回答、最大3つまで)

「気候変動に適応すること」が39.3%と最も多く、次いで「歴史的な遺産を守ること」が34.6%、「公園や緑地を整備保全すること」が31.3%から回答されています。



問 14 鎌倉市は、市民や事業者のみなさまのご協力によって、リサイクル率が全国トップです。
このことをご存じでしたか。(単数回答)

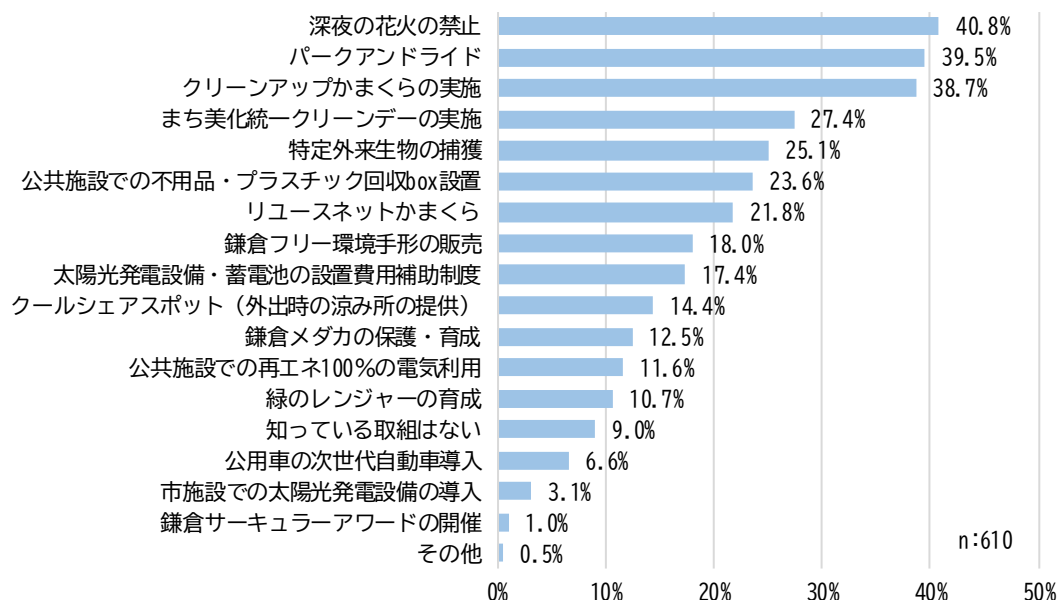
鎌倉市が人口10万人以上50万人未満の自治体でリサイクル率がトップであることを「知っていた」人は25.6%でした。



問 15 鎌倉市では環境の改善に向けて以下の取組を行ってきました。

知っている取組を教えてください。(複数回答)

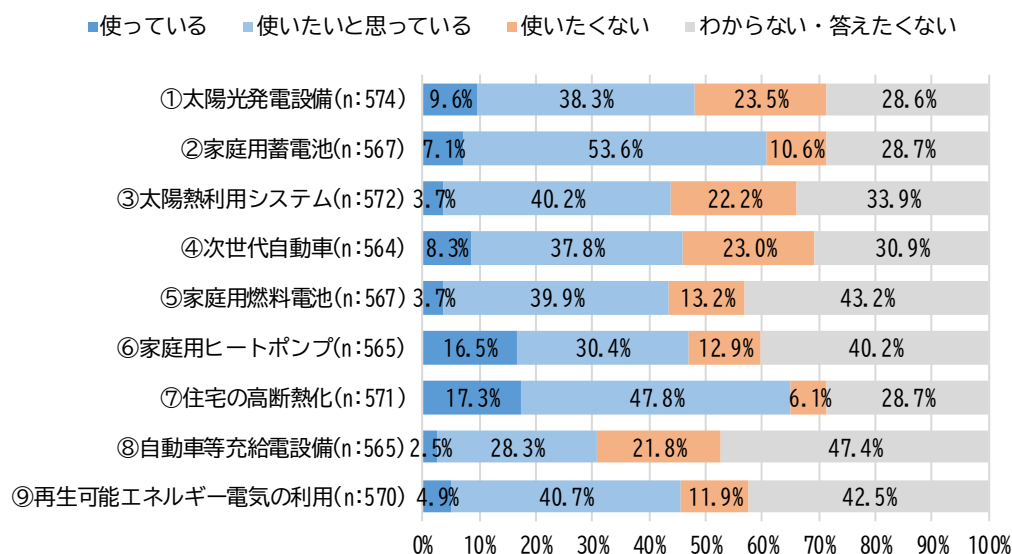
鎌倉市の環境の改善に向けた取組では「深夜の花火の禁止」や「パークアンドライド」、「クリーンアップかまぐらの実施」の認知度が高いものの、約 40%の認知率にとどまっています。



問 16 以下の脱炭素化に関わる設備についてご家庭で利用していますか、または利用していない場合は、今後の使用についてどう思いますか。(単数回答)

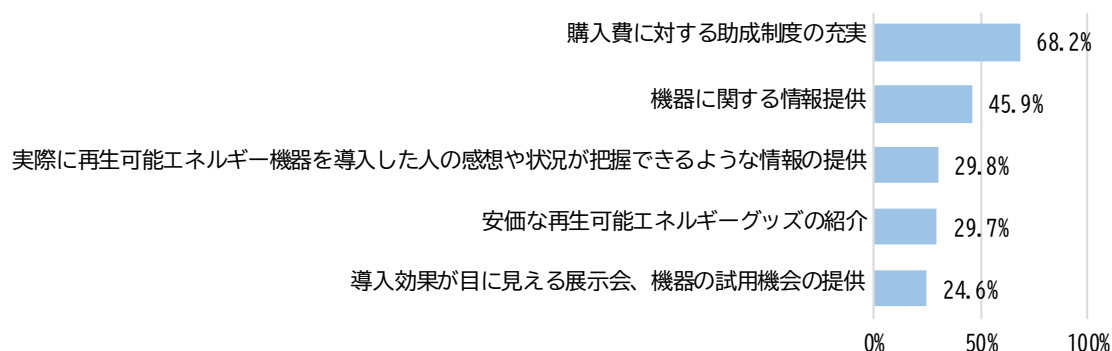
「⑥家庭用ヒートポンプ（エコキュートなど）」や「⑦住宅の高断熱化」は 2 割程度で導入・利用されています。

「①太陽光発電設備」や「④次世代自動車（プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車）」は 10%未満の導入・利用率にとどまっていますが、約 4 割が「使いたいと思っている」と回答しています。



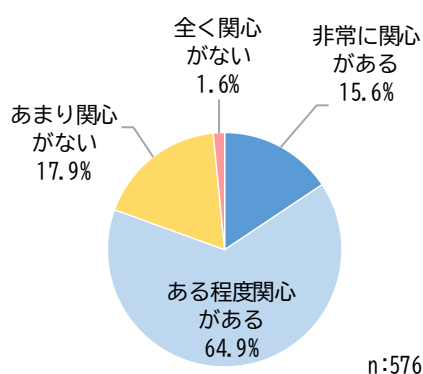
問 17 どのような条件が整えば、脱炭素化に関わる設備の利用をより前向きに考えられますか。
(複数回答)

「購入費に対する助成制度の充実」が 68.2%と最も多く、次いで「機器に関する情報提供」が 45.9%となっています。



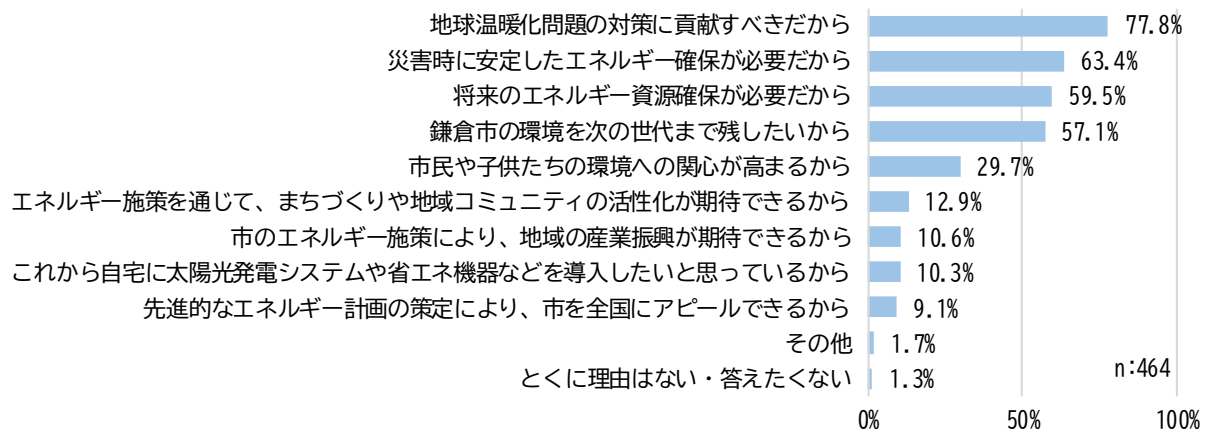
問 18 本市の脱炭素化やエネルギー問題とそれらの取り組みについて、関心がありますか。
(単数回答)

脱炭素化やエネルギー問題とそれらの取り組みに「非常に関心がある」が 15.6%、「ある程度関心がある」が 64.9%と、合わせて 80.5%が関心を持っています。



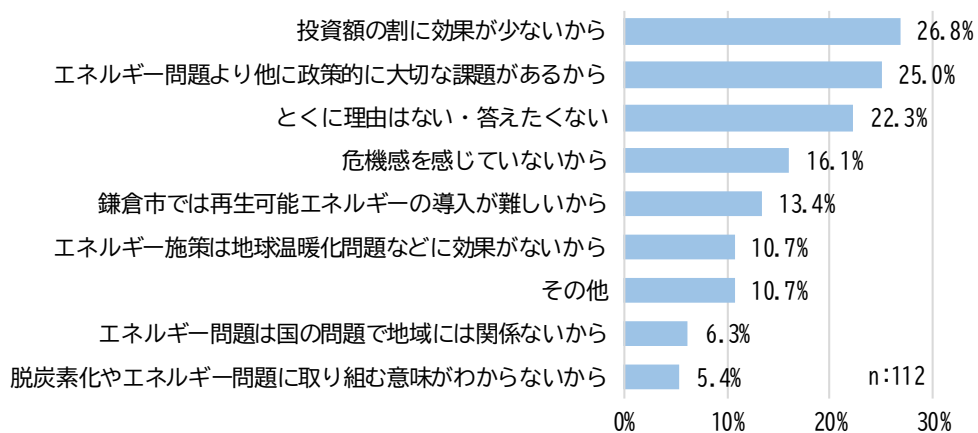
問 18-a 本市の脱炭素化やエネルギー問題に関心がある方にお聞きします。その理由を教えてください。（複数回答）

「地球温暖化問題の対策に貢献すべきだから」が77.8%と最も多く、次いで「災害時に安定したエネルギー確保が必要だから」が63.4%となっています。



問 18-b 本市の脱炭素化やエネルギー問題に関心がない方にお聞きします。その理由を教えてください。（複数回答）

「投資額の割に効果が少ないから」が26.8%、「エネルギー問題より他に政策的に大切な課題があるから」が25.0%と多く回答されています。



問 19 環境分野で、市が今後どのようなまちになるとよいと思いますか（自由回答）

自由回答の意見の中から、環境のテーマごとに抽出を行い、主な意見の概要として示します。

【脱炭素化や気候変動への適応を望む意見の抜粋】

- 全国に知られた鎌倉というかけがえのない市。是非清潔さを皆で守りたい。太陽光発電や蓄電、また、冬季の室温を保つため二重窓にする際の補助金を提供してほしい
- リサイクルだけでなく、エネルギー生成に関しても存在感を示せるような市になってほしいです。災害時に市内が停電になったときにも、再生可能エネルギーによって生活への影響が最小限で済むとか、復旧が早まるということになったら、安心して住みやすくなるなどと思います。もし、市内のエリアごとに適した再生可能エネルギー手段があるなら、それを使っていくのもよいと思います（すべてを太陽光にするのではなく、海岸沿いなら風力、など、事前に何がよいかを選定できるとよいように思います）
- 太陽光エネルギー、風力発電を住民が手軽に利用できるように促して頂きたい。具体的には助成金や説明会等。
- 公共施設や商業施設などの屋根を使って太陽光発電のパネルを作ってほしい。小中学校の屋根なども利用できないのか？新しく建てる家にも推奨して補助も行ってほしい。我が家は築25年、安価で太陽光発電をできる方法があればいいと思います。これから借金して取り付けるのは難しいので。
- 各家庭で発電・蓄電ができるようなまちになってほしい。その為の補助金にも期待したい。
- 市内の公共施設、及び公共的施設（福祉施設など）の屋根で、条件の良い施設は100%太陽光発電設備を設置するようにして欲しい。そのための、制度を考案すべきだと思う。景観に影響がないように配慮して、中型、小型の風力発電の設置を検討すべき。小水力発電の適地がないかどうか、可能性を追求して欲しい。
- 夏の温度が年々高くなっているので、日中はエアコン設備が整っている図書館のような設備を増やしてほしい。
- 災害時の交通機関の整備。観光客に向けた暑さ対策。
- 災害に強いまちにしてほしい（したい）。
- 夏が暑いので植樹などの対策をすすめてほしい。（由比ヶ浜海浜公園など日影がなく、夏場（6月～9月）は遊びに行けません。市役所や学校の屋根、駐車場の日除けも兼ねて、小規模分散型ソーラーパネルを効率よく導入してほしい。一般家庭への導入の助成も検討してほしい。（災害が増えているが分散することで長期停電のリスクが防げる。）今後も自然環境を保護して欲しい。

【豊かな自然環境を望む意見の抜粋】

- 鎌倉市でも海に近い地域、横浜藤沢に隣接している地域で異なるが、以前に比べて山を切り崩して住宅地を作っているところが多く緑の自然がなくなっているように感じる。鎌倉の「海と緑の自然」を大事にきれいな鎌倉市を保ってほしい。
- 人と文化と自然が共存し、今まで以上に発展していく、そんな街。
- 今ある三方緑の山に囲まれ、早朝にうぐいすなどの鳥が鳴き、一方を海がある自然豊かな鎌倉を保持してほしい。将来の子供達、次世代の人のため今より、よりよい鎌倉、行ってみたい、住んでみたいと思われる環境を作ってほしい。そのためには市民一人一人の意識が大切だと思います。

- ・ 鎌倉の良いところは文化と歴史、自然豊かなところなので、良いところをずっと残していけるようなまちであるといいなと思う。
- ・ これ以上緑のある地域の開発はしないでほしい。緑豊かな街になってほしい。
- ・ 自然豊かで海が綺麗で町も綺麗な鎌倉市になると良いです。
- ・ 野生動物の生息環境保護と歴史保全を両立する都市になるといいと思います。
- ・ 生態系を壊すことなく、不必要な開発をとりやめ、自然と共有する。
- ・ 台湾リスの増加を止めてほしい。外来種なので病原菌を持っていると思います。絶対に台湾リスを退治してほしい。捕獲のためのかごを設置する事を宣伝してほしい。

【安全快適な生活環境を望む意見の抜粋】

- ・ インバウンドを含めた観光客の増加は一般住民の生活環境に悪影響を与えることがあるが、現在の落ち着いた環境がしっかり維持されるよう努めてもらいたい。
- ・ 観光客がごった返しゴミのポイ捨てやルール違反が多いが市も警察も何も出来ないしない状況。全国に先駆けて厳しい取り締まりをし、クリーンな鎌倉を取り戻して欲しいと強く願う。
- ・ インバウンド混雑の抑制。深夜のバイク騒音の監視。航空機騒音の低減。鎌倉らしい静かで落ち着いた街の雰囲気を取り戻す。
- ・ 観光客の多い鎌倉市はオーバーツーリズムと市民生活との関係において、環境面（特に県外ナンバー車の違法駐停車や交通マナー）からの視点も必要だと思います。今後の改善を望みます。
- ・ 外国人観光客のオーバーツーリズムを緩和するため、観光税を取り入れ、市に還元するべき。市民からの補填に頼らないこと。少なからず外国人によって環境は悪くなっている。ゴミのポイ捨て、渋滞、排気ガス、交通インフラの混乱、治安の悪化、トラブルなど。もっと制限を加えるべき。市民が生きづらくなっているのは本末転倒。

【循環型社会の形成を望む意見の抜粋】

- ・ 市民がゴミの分別、リサイクルに詳しいまち。
- ・ 引き続き、ゴミの少ない景観の良い鎌倉市であり続けて欲しいと思う。
- ・ 粗大ゴミに出されて使えそうなものはメンテナンスやアップサイクルをして、Web 掲載。もっと気楽に良い価格で手に入れやすくすべきだと思う。またその収入の一部を環境保全に使ってほしい。また、ネットが苦手な方も気軽に売買できる定期的なフリーマーケット開催してほしい。
- ・ 歴史のある街だからこそ、現代の大量生産、大量消費、大量ゴミ排出を考えなおす発信をしていったら良いと思う。
- ・ 子供や若者が当たり前で 3R と共に生活出来ること。

【歴史・文化的環境の保護・活用を望む意見の抜粋】

- ・ 鎌倉と言う歴史ある街だからこそ、その景観を保ちつつ、現代社会の問題も解決できたら良い。
- ・ 美しく歴史の趣を残した環境保全都市。
- ・ 自然に恵まれ歴史・文化史跡の有る立地条件の揃った鎌倉市が未来にわたって崩れる事の無いように環境面で様々な施策を立てる事が大切だと思います。

- 町の景観や古い建物等、大事にしてほしい。
- 歴史のある建物を有効活用したまち。
- 歴史の表舞台に立ったこともある貴重な場所なので、史料の保全は是非していただき、未来の人たちが過去を振り返る時に、当時の空気感が伝わるようにしてほしい。
- もっと景観保護に努めるべきだ。大規模開発を認めない新たな条例をつくる。古都の景観を守り、歴史的建造物を保存・利活用する仕組みを作るべき。

【環境保全での連携を望む意見の抜粋】

- 豊富な自然を生かしながら、住民の環境に関する意識を醸成し、官民双方で環境に対する先進的な取り組みを行うまち。
- もっと情報を発信してほしい。発信しているのかもしれませんが、届いていません。補助金など、こちらから情報を得ようと思っても、どこにあるのか分かりづらく、調べるのに時間がかかるし、内容も分かりづらいため、途中で断念することばかりです。
- 鎌倉の豊かな自然環境を次世代にも継承していけるよう、一人一人が意識を持って取り組む必要があると思う。そのためには、広報誌、SMSなどで広報活動を引き続きお願いしたい。学校教育でも、取り上げて伝えてほしい。
- 高齢者や若い世代、ファミリーなど世代別に市の取り組みや参加協力の呼びかけなどを行って、住人が安心して満足して住み続けることのできるまちになるといいなと思います。
- 鎌倉市民はとても環境に意識が高いと思うが、外から遊びにきた方々にも伝えられると良い。

【環境の将来像に関する意見の概要】

歴史・文化と結びついた自然環境や景観の保存を望む意見が特に多くみられました。

近年の観光客の増加による生活環境の悪化への対策を望む意見も多くみられました。

環境教育や市民参加等の推進を望む意見もありました。

ごみの削減やリサイクル、脱炭素化の促進等の近年の環境問題に対する市の取組に期待する意見もみられました。

問 20 市の環境について日頃感じていることなど、自由にご記入ください（自由回答）

自由回答の意見の中から、環境のテーマごとに抽出を行い、主な意見の概要として示します。

【脱炭素化や気候変動への適応に関する意見の抜粋】

- 最近 PHEV の車を購入したが、充電箇所がほとんどない。EV 車のクイック充電はスーパーなどに増えてきているが、もっと充電箇所を増やして欲しい。
- 太陽光発電は 20 年過ぎると修理補修が必要となるがその費用補助をして欲しい。電気自動車の充電スポットを増やして充電速度を速くしないと安心して乗れない。
- 省エネ再エネの普及促進にはまだまだ費用負担が生じてしまうのが現状であろう。それがハードルとなって、なかなか進まないものと思われますので、手厚い助成制度を実施していただけますと幸いです。また助成制度の実施にあたっては、国や県の助成制度との連携も意識してください。
- 脱炭素化は必ず進めていくべきだが、鎌倉のような税収の少ない自治体がどこまで出来るのか？県や国からの補助を期待したい。
- 沢山の意見があると思うが、災害時の事は最大の関心事です。鎌倉市では議会でこの事について、少しも進捗しないように感じます。先送りしては間に合わないでしょう。
- 災害時の拠点として、深沢地区の開発をいち早く進めてほしい。進捗の遅れに不満が募る声も聞こえる。

【自然環境に関する意見の抜粋】

- 緑の維持が行われていない。ただ緑を残すのではなく、綺麗に残すほうが良いと思う。
- 歴史と緑を基本残す方向で取り組んでほしいと思います。北鎌倉駅近くの緑の同門など、使用できないままほぼ 10 年が経過している。住民が不便なのを理解しつつ、市として解決できない事に不信感は拭えない。
- 古都保存法を全国に先駆けて策定して以降、何もしていない。新たな開発を認めない全国でも一番厳しい自然保護条例を作るべきだ。歴史的景観の保全にもっと積極的に取り組む必要がある。
- 山は崩したら、元には戻らないのに宅地や開発許可を出し過ぎている。放置されている古い家屋がある土地を再整備して活用できる仕組みを全国に先駆けて、歴史の町として動いてほしい。様々な手続きがあって困難だとは思いますが、一歩進んで森林、水を守ってほしい。
- 駅周辺にも自然（街路樹など）があるといいと思います。すぐに山に行けるのは良いところ。

【生活環境に関する意見の抜粋】

- 観光優先の政策ばかりで、市民や環境が軽視されているように感じます。路上駐車や踏切での混雑、騒音、排ガス、ゴミの放置など、生活の質が明らかに落ちていきます。「風情あるまち」の看板に甘えず、現実を直視した対応を早急に取ってほしいです。
- オーバーツーリズムによる市民生活への悪影響（江ノ電の混雑、鎌倉高校前駅の踏切、ゴミの放置など）。
- 観光客のゴミのポイ捨て問題や、公共トイレの汚染を対策して欲しい。
- 緑地等が保全されており、緑と気軽に親しめる環境がある。一方、街中や歩道などにゴミが

捨てられている事もあることから、より清潔で住み良い街づくりが進むとよいと考える。

- 環境公害の低減、各種の対策はコストがかかる、合理的な目標を定めて実施すべき。
- 歩道に犬の糞、海岸のゴミが気になる。鎌倉市にお金がおとされることなく、環境の悪化だけを引き受けている。歩道に人が溢れ、突然車道に降りられると、自転車や車の走行が困難。
- 鎌倉市ではクリーンなイメージがある一方で、まだまだ海のゴミは多い状況。制度や導入も大切だが、まだまだ観光客マナーや利用者マナーがなくゴミがビーチに多い。監視についても増やすべきかつある程度のペナルティも検討してほしい。逆にルールが守られれば自由に利用できる自由さもほしい。
- 外国人観光客の増加によって住民が交通機関を利用出来なかったり、ゴミ問題に発展する。小町通りなど地域限定で分別ゴミ箱の設置など個人ではなく行政として取り組んではどうか？鎌倉花火もその後の掃除料を徴収すべきでボランティアだけに頼らない仕組みが必要ではないか。

【循環型社会に関する意見の抜粋】

- リサイクルを徹底しているところが誇りです。
- リサイクル率が全国1位とは初めて知った。もっとアピールすべきである。
- ごみ収集に関して、個別収集、ゴミ分別アプリ、リチウムイオン充電電池製品の回収開始など良い取り組みをしていると思います。特にリチウムイオン充電電池製品の処理は困っていたので大変ありがたい。使用者の視点からも、ゴミ処理の現場も安全性が増し良いことだと思う。
- 焼却炉を無くして他市にごみ処理を委託していることにとっても不安を感じている。災害時には、受け入れてもらえないのではないかと懸念している。やはり、ごみは自分の住んでいるところで処理するべきではないかと思います。
- ゴミ収集所、ボックスを均一に設置して貰いたい。ネット、手作りの箇所はカラス被害で荒らされる事が多いので景観と言う観点から全部をボックスに出来たらと。
- ゴミの分別収集が定着している事は良い事と思います。今後も市と市民が努力して継続していくことが重要と考えます。
- ゴミの分別など他市に比べると大変だが、こちらからも積極的に行っていきたい。時間外に市の電話が繋がらないのは困る事がある。
- まだゴミの分別が徹底していないように思います。ゴミステーションに積み残しとなった場合とても困っています。
- ゴミ処理機の援助等は良い事と思っています。植木ゴミで作った腐葉土等も助かっています。粗大ごみの処理費用はもう少し安くして欲しい。

【歴史や文化に関する意見の抜粋】

- 近年、土地の再開発や古い家屋・住宅の再建で昔の歴史ある街並みや情緒ある鎌倉の雰囲気が破壊されているように思えます。新しく街が変わって行くのも良いですが緑の保全・保護等にはある程度の規制を設けて鎌倉らしさを維持して欲しい。
- 武家政権発祥の地と言う鎌倉の出自を、目に見える形で示すモニュメントが全くない。埋蔵文化財として地下に眠っている。今年は宇津宮幕府開設 800 年にあたる。この記念すべき年を環境首都-鎌倉づくりの起点として活かして欲しい。幕府跡史跡公園整備と環境施策(紹介のあった9つの取組み)のハイブリッドで大胆な進展を期待したい。

【環境保全での連携に関する意見の抜粋】

- 鎌倉市の持続可能な未来に向かって地球環境及び地域環境の向上に繋がっていく課題には地域の自治体などと一体となり、協働の輪をもって積極的に取組んでもらうことを要望いたします。
- 長年の市民活動に関わってきた者として、特に環境問題への取り組みは縦割り行政では有効的なものは生まれないと思います。町作り、景観、防災、観光などの各部門が横並びで横断的に取り組み、専門家、企業、一般市民と共働で共生共創することが肝要。まず現状の問題点を整理して、一つ一つ解決策を究めるべき！
- 鎌倉市がエネルギー問題取り組みは分かりますが、神奈川県、国、他の市町村との活動連動を期待します。
- 鎌倉市の環境施設は「意識的に取り組もうとする市民」に依存していると考えます。特別な意識を持たずとも、市民でも観光客でも「その方が便利だから」「その方が得だから」という仕組みを作ることによって勝手に機能するような施策を打ってほしいです。
- まだ市の環境に対する政策で知らないことが多かったので市民に知る機会や再生エネルギーを活用する機械に触れ合える機会をもっと与えて欲しい。
- 様々なイベントをやっているのかもしれませんが、なかなか地域や観光客へは伝わっていないように感じます。より実践できるようなイベントを開催すべきだと思います。
- リサイクル率が全国1位とは初めて知った。もっとアピールすべきである。
- 市の環境改善にむけての取り組みを殆ど知らなかった。適切な情報宣伝をしてほしい。

【市の環境に日ごろ感じていることに関する意見の概要】

観光客の増加による生活環境の悪化とその対策を訴える意見が多く見られました。

歴史的な自然を保全することを希望する意見が多くみられました。

脱炭素化については次世代自動車の充電器の整備や太陽光発電等への補助を求める意見がみられました。

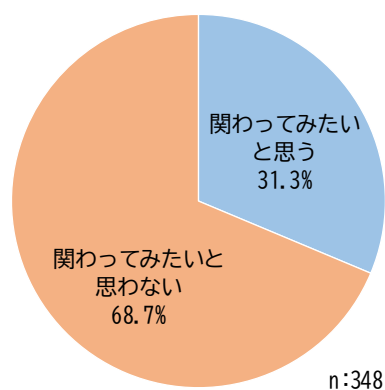
ごみ処理について、リサイクル率の高さを誇る意見や処理体制への要望を訴える意見がみられました。

歴史的な遺産の保護や活用、景観の保全を求める意見もありました。

環境保全活動での市民や他自治体との連携を求める意見がある一方で、市の取組があまり知られていないためPRすべきという意見もみられました。

問 21 「Liqlid」に参加して一緒に環境の未来を考えてみたいと思いますか。(単数回答)

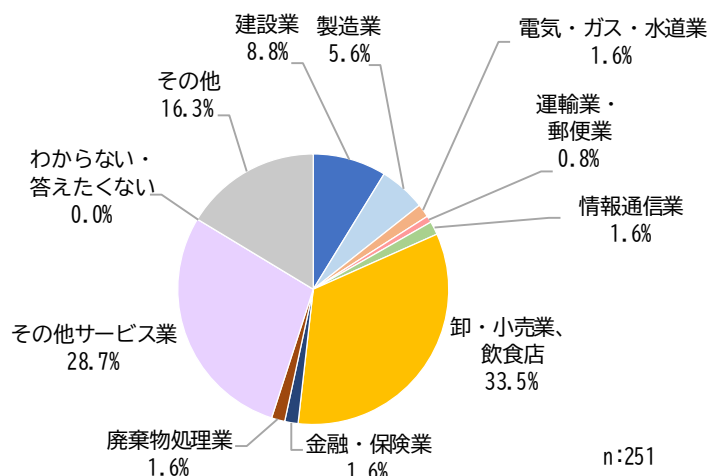
「Liqlid」に参加して、環境基本計画の策定に「関わってみたいと思う」人は 31.3%でした。



② 事業者アンケート調査結果

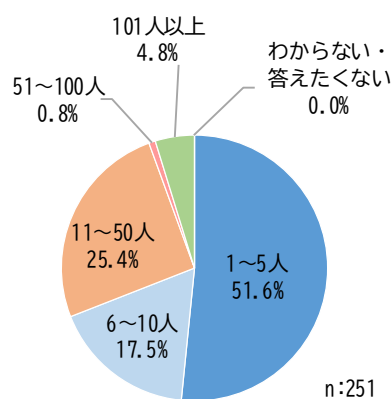
問1 貴事業所の業種を教えてください（単数回答）

「卸・小売業、飲食店」が33.5%と最も大きな割合を占め、次いで「その他サービス業」が28.7%となっています。



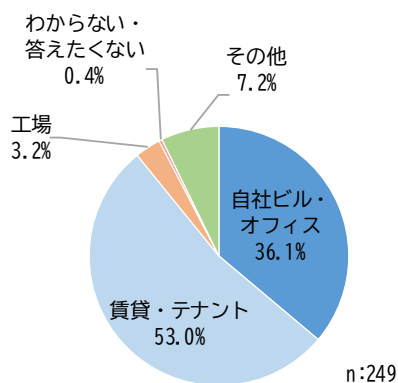
問2 貴事業所の従業員数を教えてください（単数回答）

従業員数が「1～5人の事業所」が51.6%を占めています。



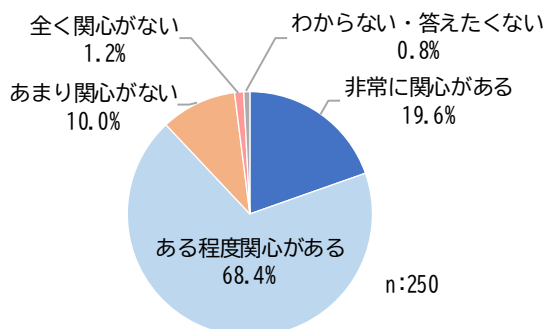
問3 貴事業所の建物の形態を教えてください（単数回答）

「賃貸・テナント」が53.0%と最も大きな割合を占め、次いで「自社ビル・オフィス」が36.1%となっています。



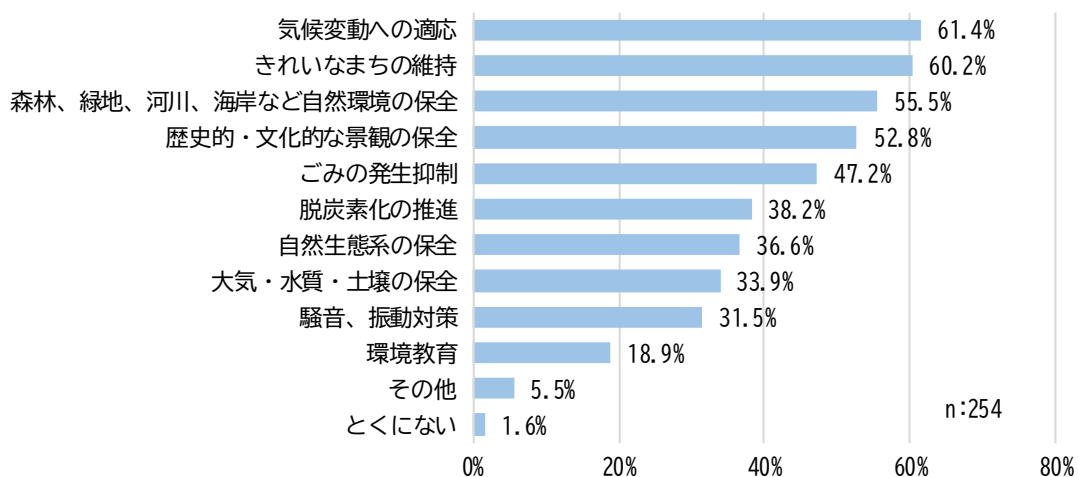
問4 貴事業所は環境問題に関心がありますか（単数回答）

「非常に関心がある」が19.6%、「ある程度関心がある」が68.4%と、合わせて88.0%が環境問題に関心を持っています。



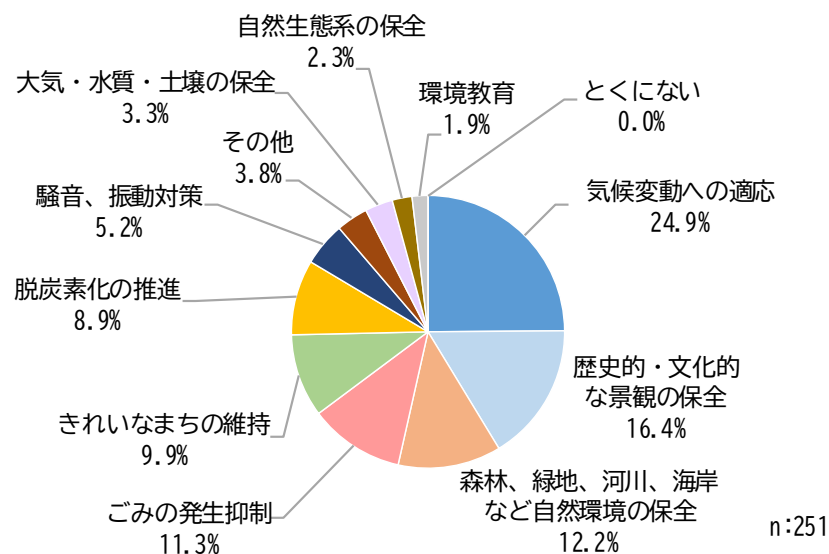
問5 本市の環境保全の施策のうち、重要だと思うものを教えてください（複数回答）

重要だと思う施策では「気候変動への適応」と「きれいなまちの維持」が約6割から回答されています。



問5 本市の環境保全の施策のうち、最も重要だと思うものを教えてください（単数回答）

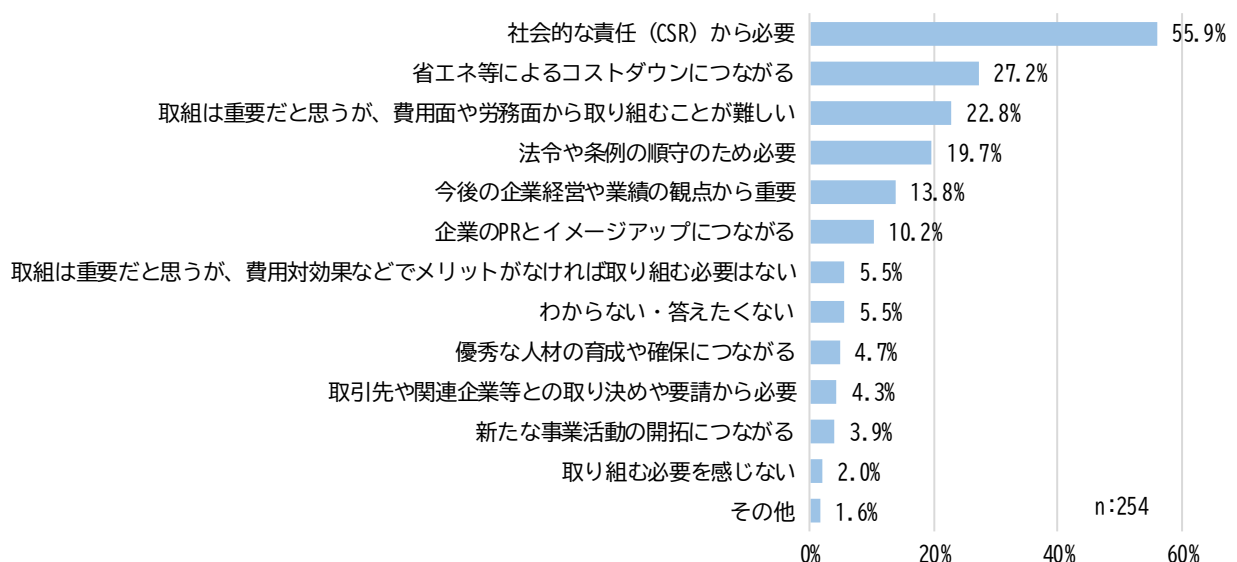
最も重要だと思う施策では「気候変動への適応」が最も多く、次いで「歴史的・文化的な景観の保全」や「森林、緑地、河川、海岸など自然環境の保全」の順に多くなっています。



問6 貴事業所では環境保全の取組をどのように考えていますか（複数回答）

環境保全の取組を「社会的な責任（CSR）から必要」と考える事業者が 55.9%となっています。

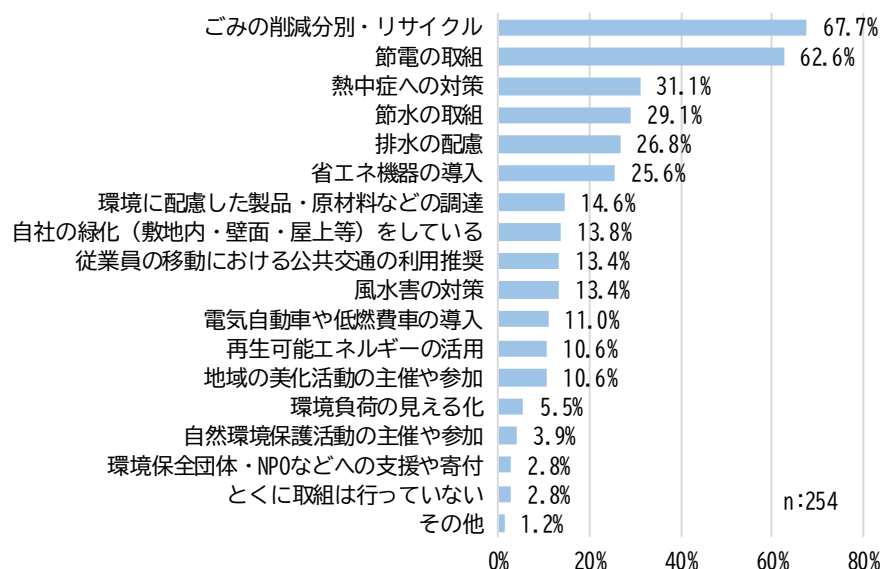
「企業のPRとイメージアップにつながる」や「今後の企業経営や業績の観点から重要」といった考えは1割程度です。



問7 貴事業所で実施している環境関連の取組はどれですか（複数回答）

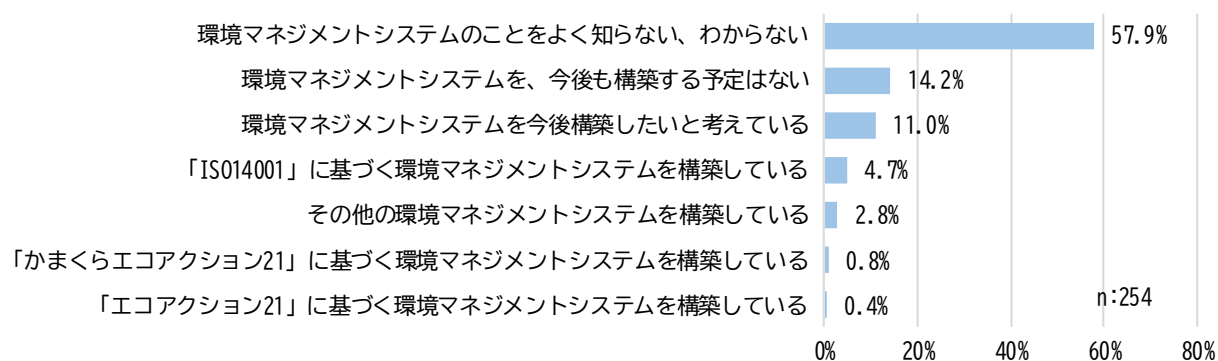
「ごみの削減分別・リサイクル」が67.7%、「節電の取組」が62.6%の事業者で行われています。

「電気自動車や低燃費車の導入」や「地域の美化活動の主催や参加」などはごみの削減や節電に比べて、あまり実施されていません。



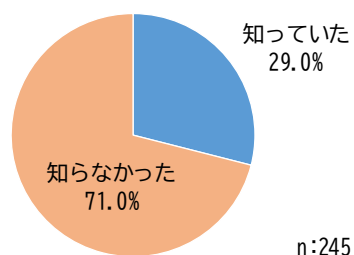
問8 環境マネジメントシステムを構築していますか（複数回答）

「環境マネジメントシステムのことをよく知らない、わからない」と回答した事業者が57.9%であり、環境マネジメントシステムを構築している事業者は10%未満です。



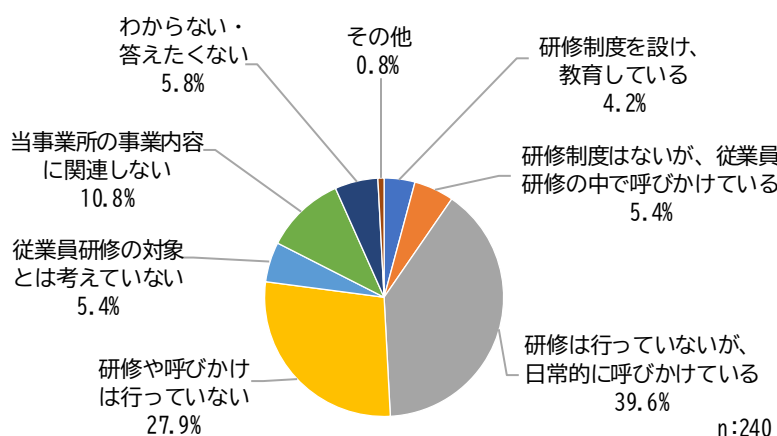
問9 本市は人口10万人以上50万人未満の自治体の中で、リサイクル率が全国トップです。
このことをご存じでしたか（単数回答）

鎌倉市が人口10万人以上50万人未満の自治体でリサイクル率がトップであることを「知っていた」事業者は29.0%でした。



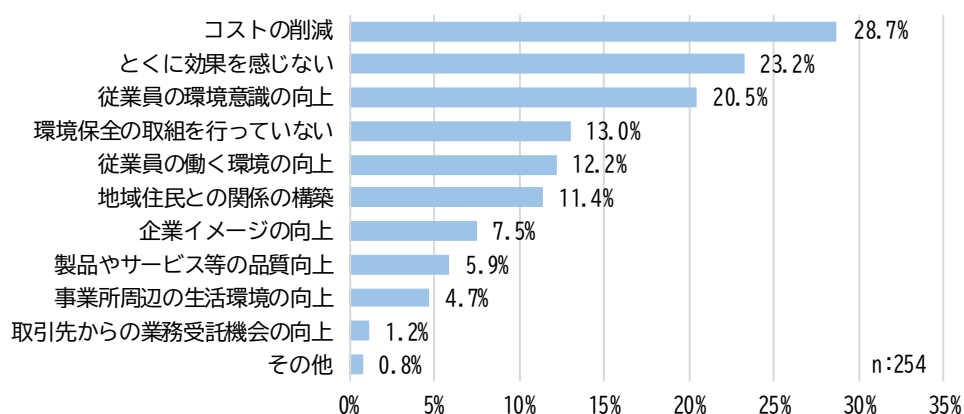
問10 環境保全に関する従業員教育について、貴事業所の取組状況や考え方に当てはまるものはどれですか。（単数回答）

環境保全に関する従業員教育について「研修は行っていないが、日常的に呼びかけている」事業所は39.6%あるものの、研修制度や従業員研修の中で行っている事業者は10%程度にとどまります。



問11 環境保全の取組によってどのような効果が得られましたか（複数回答）

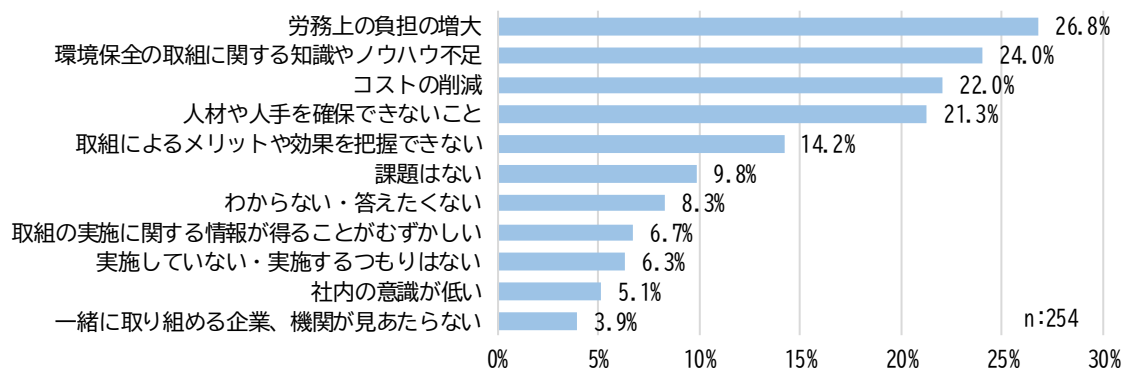
「コストの削減」が28.7%と最も多く回答されています。次いで、「とくに効果を感じない」が23.2%となっています。



問 12 環境保全の取組を実施する上で課題と感じていることはありますか（複数回答）

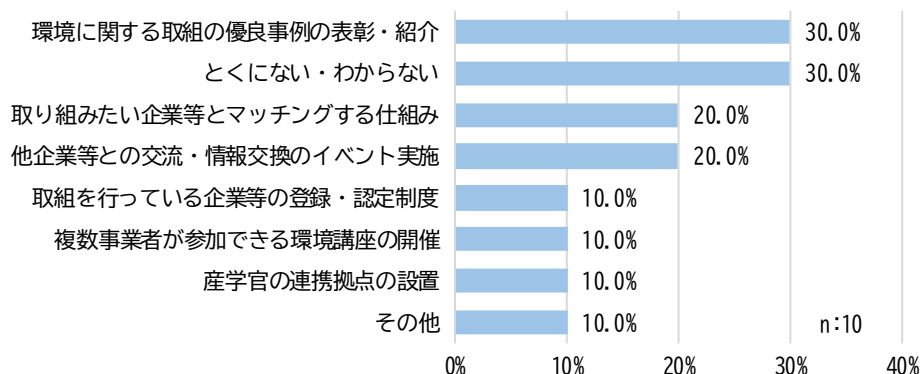
「労務上の負担の増大」や「環境保全の取組に関する知識やノウハウ不足」を課題と感じている事業者が20%以上みられます。

「一緒に取り組める企業、機関が見あたらない」という回答は3.9%と最も回答率が低くなっています。



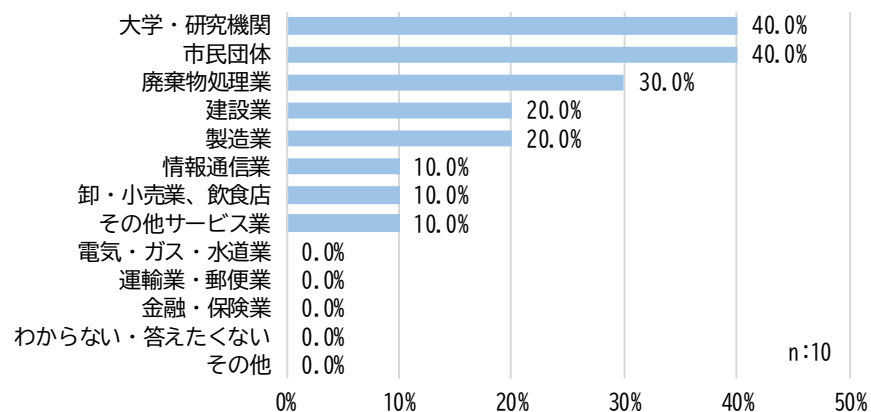
問 12-a 問 12 で「一緒に取り組める企業、機関が見あたらない」に○を付けた方にお聞きします。他企業や団体との連携に向けてどのような、行政の支援があるとよいと思いますか？（複数回答）

「環境に関する取組の優良事例の表彰・紹介」が30.0%と最も多く回答されています。



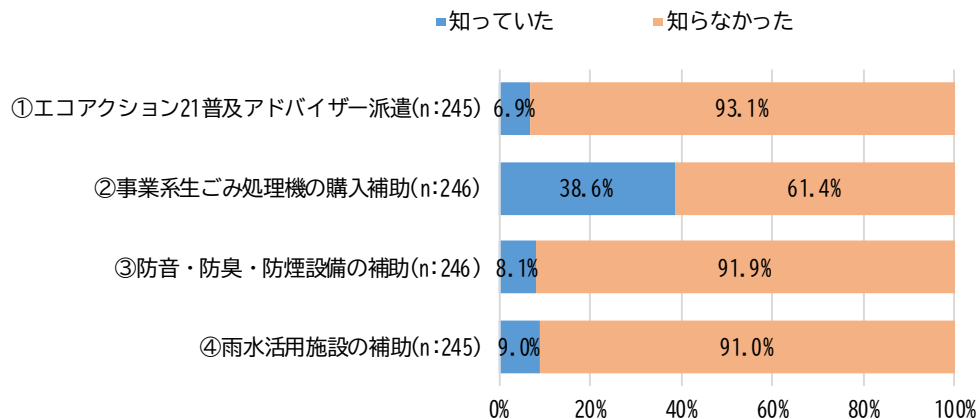
問 12-b 問 12 で「一緒に取り組める企業、機関が見あたらない」に○を付けた方にお聞きします。どのような業種の企業や団体と一緒に取り組みたいですか？（複数回答）

「大学・研究機関」や「市民団体」との連携が40.0%と最も求められています。



問 13 本市では、事業所向けに環境の取組を支援する制度を設けています。以下の取組についてご存じでしたか（単数回答）

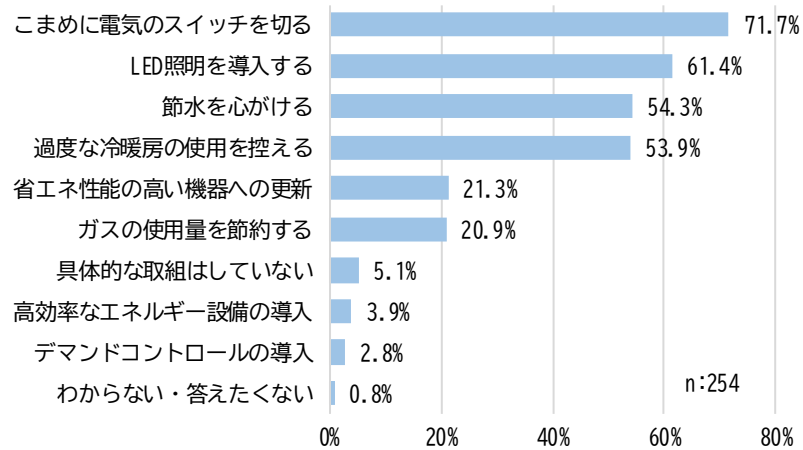
最も認知度の高い「②事業系生ごみ処理機の購入補助」でも認知率は38.6%であり、それ以外の支援制度は10%未満の認知率となっています。



問 14 電気・ガス・水道の省資源・省エネルギーについて具体的にどのような取組をしていますか（複数回答）

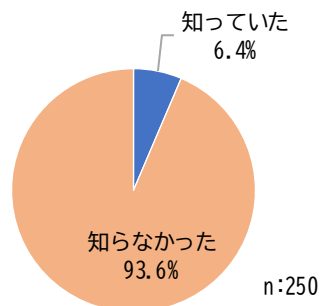
「こまめに電気のスイッチを切る」が71.7%、「LED 照明を導入する」が61.4%の事業者で行われています。

一方で、「高効率なエネルギー設備の導入」や「デマンドコントロールの導入」などの費用負担の大きな取組はあまり行われていません。



問 15 鎌倉市では、今年度から中小企業向けに太陽光発電設備(1kW あたり 5 万円)と蓄電池導入（太陽光発電設備と同時に蓄電池を設置する場合、蓄電池の価格の 1/3）に関する重点対策事業費補助金を創設していることを知っていましたか（単数回答）

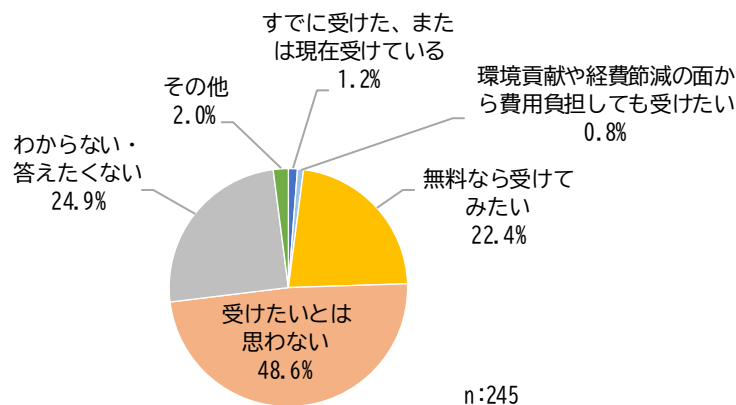
「知っていた」が6.4%と認知度は非常に低い状況です。



問 16 事業所の省資源や省エネルギーを進めるためのサポートとして、専門家による省エネルギー診断制度がありますが受けてみたいと思いますか（単数回答）

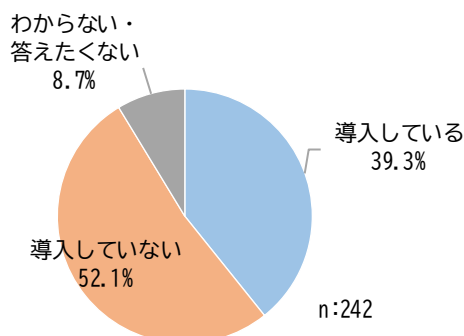
「すでに受けた、または現在受けている」が1.2%と利用率は低い状況です。

「環境貢献や経費節減の面から費用負担しても受けてみたい」が0.8%、「無料なら受けてみたい」が22.4%と合わせて23.2%が省エネルギー診断の受診の意向があります。



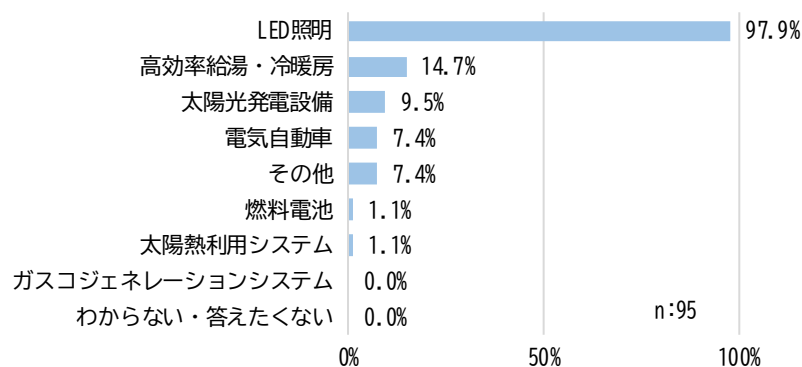
問 17 導入している再生可能エネルギー等設備・機器や省エネルギー機器等がありますか（単数回答）

LED 照明や高効率給湯等の何らかの設備を「導入している」事業者が39.3%となっています。



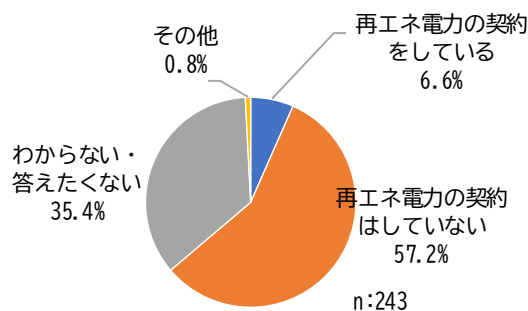
問 17-a 導入していると回答した事業者の方へ、どのような設備・機器を導入していますか（複数回答）

「LED 照明」が97.9%と最も多い一方で、「太陽光発電設備」や「電気自動車」は10%未満となっています。



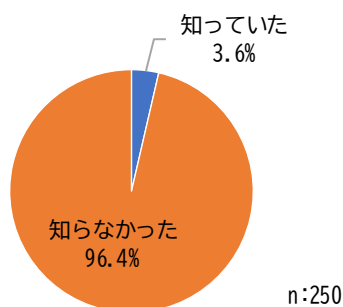
問 18 貴事業所では、再エネ由来の電力プランの契約をしていますか（単数回答）

「再エネ電力の契約をしている」事業者が6.6%となっています。



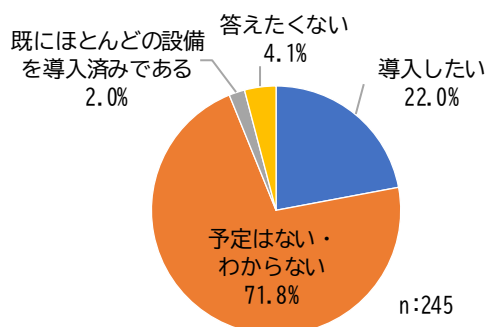
問 19 本市では、多くの公共施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%の電気に切替えました。このことをご存じでしたか（単数回答）

公共施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%の電気に切替えていることを「知っている」事業者は3.6%と、あまり知られていません。



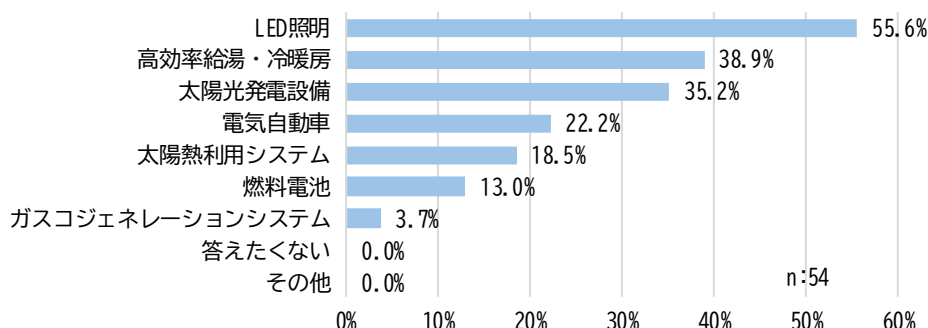
問 20 今後導入したい再生可能エネルギー等設備・機器や省エネルギー機器等がありますか（単数回答）

再生可能エネルギー等設備・機器や省エネルギー機器を今後「導入したい」と考えている事業者は22.0%となっています。



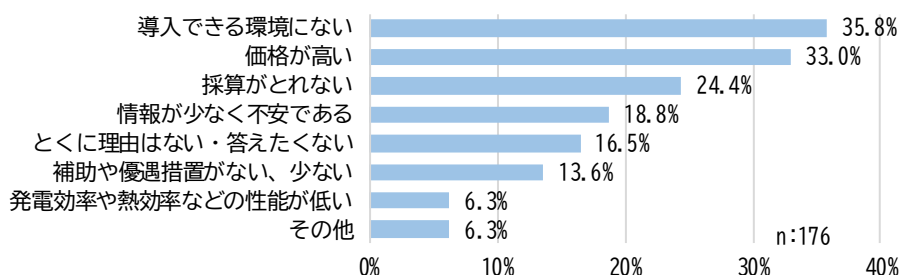
問 20-a 導入したいと回答した事業者の方へ、どのような設備・機器を導入したいですか
(複数回答)

再生可能エネルギー等設備・機器や省エネルギー機器を今後導入したいと考えている事業者の導入したい設備・機器では「LED 照明」が 55.6%、「高効率給湯・冷暖房」が 38.9%、「太陽光発電設備」が 35.2%と多く回答されています。



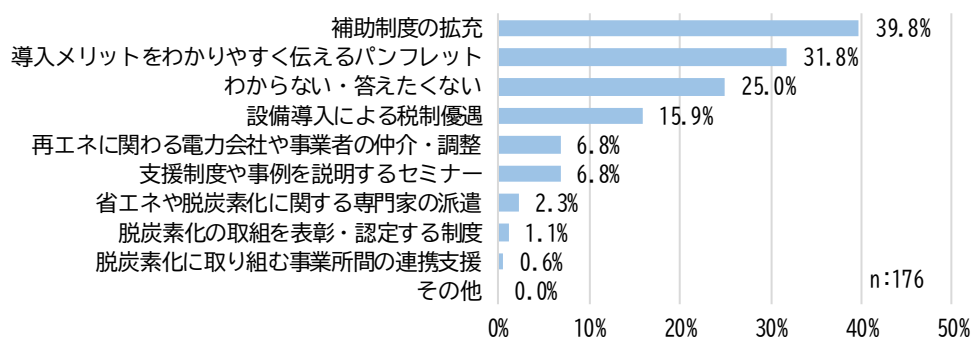
問 20-b 予定はない・わからないと回答した事業者の方へ、導入予定のない理由を教えてください
(複数回答)

「導入できる環境にない」が 35.8%、「価格が高い」が 33.0%の事業者から導入予定のない理由として回答されています。



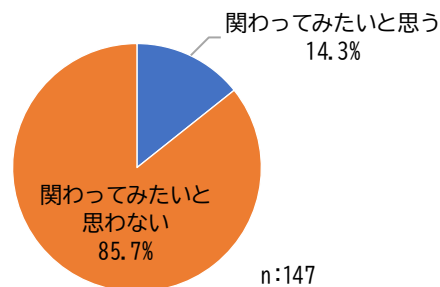
問 20-c 予定はない・わからないと回答した事業者の方へ、どのようなことがあると導入できると思いますか (複数回答)

「補助制度の拡充」が 39.8%、「導入メリットをわかりやすく伝えるパンフレット」が 31.8%から回答されています。



問 22 「Liqlid」に参加して「鎌倉市環境基本計画」の策定に関わってみたいと思いますか
(単数回答)

Liqlidに参加して鎌倉市環境基本計画の策定に「関わってみたいと思う」事業者が14.3%となっています。



問 23 市の環境について日頃感じていることなど、自由にご記入ください。(自由回答)

自由回答の意見の中から、環境のテーマごとに抽出を行い、主な意見の概要として示します。

【脱炭素化や気候変動への適応に関する意見の抜粋】

- ・ 鎌倉市の場合住宅部門、家庭部門の省エネ化、高気密、高断熱化の方が重要で東京都や川崎市、北九州市のような先進的な取組を行っている自治体のような取組を検討すべき。
- ・ 環境問題で重要なのは交通のコントロール。①365 日一般車両の旧市街地への乗り入れを禁止し時間貸駐車場の廃止。②市内の自家用車、営業車、バス等を 10 年以内に電気又は水素燃料化。そして全戸太陽光パネル設置の義務化とその為の補助強化。
- ・ 慢性的な道路渋滞を考えると電気自動車の普及は重要と考えます。充電スタンドを市内に沢山作る事を市として対策できないもののでしょうか？
- ・ 脱炭素に向けて先鋭的な取り組みをしてもらいたいです。
- ・ 脱炭素への行動変容を促す各種取組を鎌倉市環境政策課は積極的に取組まれており、いつも参考にさせて頂いています。これからも情報提供宜しくお願い致します。
- ・ 梅雨末期、台風時の際の滑川氾濫の対策が皆無である。海水浴場、海浜のシャンプー等洗剤の汚れを砂浜に吸い込ませているので永年の蓄積と海水汚染。

【自然環境に関する意見の抜粋】

- ・ 古い建築物が壊され緑地が減少することを残念に思っています。
- ・ 緑地の多く残すことで、まち全体の気温上昇にも貢献できると考えています。ただし、整備が追いついていない場所もみうけられ自然環境の保全、生態系の保全、特に関心があるので、こちらについて脱炭素化が逆影響を受けるような、取り組みについて慎重に検討をお願いしたいと思っています。他県でみかける山がソーラーパネルだらけとか。
- ・ 必要な場所には様々なシステム導入も良いと思いますが山林の多い自然豊かに残る環境の手入れも小まめに取り組んで欲しい。
- ・ 住宅地の緑化の保全、推進、沿道緑化の推進（自然素材の堀含む）。

【生活環境に関する意見の抜粋】

- ①食べ歩きのお店が多いのにゴミ箱の設置が無いのが不満。町を綺麗にするには当然必要だと感じている。②東口、西口ともに喫煙所を作って欲しい。裏道で喫煙してそのままポイ捨てしている姿をよく目にしている。大船駅にあるような物なら煙も気にならず良いかと思う。歩きタバコも多いし灰皿の無い事の方がデメリットが大きい。③狭い道での路上駐車をもっと厳しく取締まって欲しい。
- 街にゴミ箱がなく、観光客のポイ捨てに繋がったり、買ったお店ではなく違うお店に捨てるなど、鎌倉市民、鎌倉で働く人の負担になっていると常々感じます。有料でも良いと思うのでゴミ箱を複数設置した方が良いと思います。
- 日々観光客が増加していますがマナーの悪さが目立ちます。ゴミ箱の設置、有料トイレの設置、喫煙場所の設置。観光客に観光ルールの注意等のパンフレットや掲示板などの設置を考えて貰いたいです。
- 小町通り近くの為、日常的に観光客の弊害に遭遇します。観光都市、環境保護を唱えるなら、それなりの自覚を持ち、市が主導的立場に立つべきと思っています。特にゴミとトイレ問題。
- 観光都市として駅周りのトイレの増設、島森書店前の観光案内版の整備、ゴミポイ捨ての回収など周辺ビルの負担に任せず市で対策をすべきだと思います。
- 環境をトータルで取組む事を前提とした上でもっと身近なゴミ分別や商業地区でのゴミ問題と路上喫煙の徹底禁止対策と共に食べ歩きでなくマナーをしっかり整えた観光を見据えて行かないとどんなに整備しても鎌倉は生きにくく暮らしにくいと感じています。飲食だけがメリットの有る環境でなく生活に対するサービス業にも確りと目を向けて欲しいと切に切に思っています。

【循環型社会に関する意見の抜粋】

- リサイクル率 100%は素晴らしい取組と思います。
- ゴミ処理場が市内に無くなった事は問題が有ると思っている。最新のゴミ処理施設は発生した熱などを利用して色々な事が出来る。周辺住民の反対等有る事は理解しているがそれを纏めるのが市の役割。今迄有った名越、今泉の住民は問題なく生活していた。外国人資本により開発や既存ビルの買収が行われ街が良くない方向に向かっている。市、県、国として対策を講じる事を求めます。
- ゴミの焼却炉を今泉台に作ることは出来ないものか。事業所のゴミ処理代が高過ぎて困っている。
- ゴミの戸別収集は本当に必要なのでしょうか？市内に焼却場の建設をした方が良いのではないのでしょうか。
- 以前は「土」を回収する場所が有ったが今は無くなっているように思います。不要な土を回収する場所が有れば良いと思う。例えば園芸用や鉢植え用の土等。

【歴史や文化に関する意見の抜粋】

- 小町通りですが、建物の規制しないのですか？街並み揃ってないです。三重のおかげ横丁とか、街並みが揃っていて綺麗です。こんな有名な商店街なのに、建物バラバラで公衆トイレもない。

【環境保全での連携に関する意見の抜粋】

- 4年近くアダプトプログラムに参加しており、毎月事業所周辺の清掃業務を行っていますが、このところ、タバコの吸い殻がかなり減少してきているように感じます。環境意識の変化、喫煙者数の減少など様々な理由があるかとは思いますが、アダプトプログラムの活動も一助になっているとの自負があります。
- 鎌倉市の恵まれた自然環境を保全し次世代に引き継ぐと共にその環境を生かして環境保全に依る効果を目に見える形で示す事が今後益々重要になる。行政、市民、事業者が連携して施策を実行して行く事が必要と感じる。
- 良い取組をされていると今回のアンケートで少し理解しましたが日々の生活の中では全くと言って良い程伝わっていません。

【市の環境に日ごろ感じていることに関する意見の概要】

観光業の振興と生活環境の保全を両立させることを求める意見が多くありました。

脱炭素化について、住宅の省エネ化や太陽光発電の導入、次世代自動車の導入を進めるべきとする意見がありました。

また、脱炭素化関連の設備導入において、自然環境の保全に配慮すべきという意見がありました。

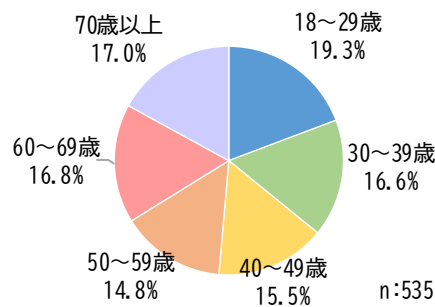
循環型社会については、現状の処理体制についての不満や要望がみられました。

その他、景観の保全や連携に関する意見もありました。

③ 滞在者アンケートの結果

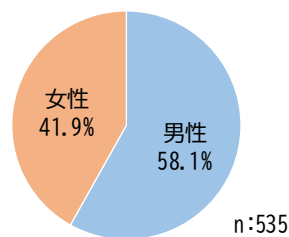
問1 ご年齢を教えてください（単数回答）

年齢層は年齢層ごとに15～20%を占める形となっています。



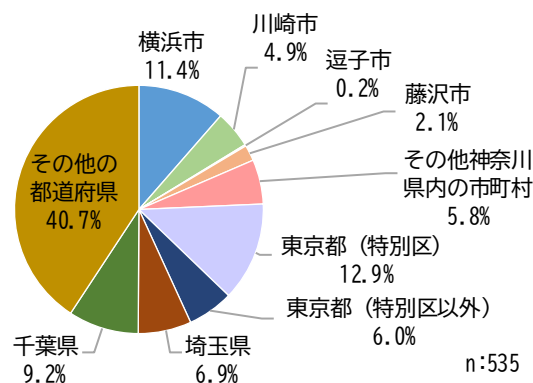
問2 性別を教えてください（単数回答）

「男性」が58.1%、「女性」が41.9%を占めています。



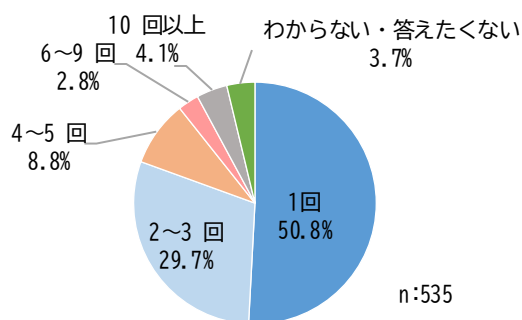
問3 あなたのお住まいの地域を教えてください（単数回答）

「横浜市」をはじめとする神奈川県内の市町村が24.4%、東京都（特別区）が12.9%となっており、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県で約6割を占めています。



問4 最近3年間で鎌倉に来訪した回数は何回ですか（単数回答）

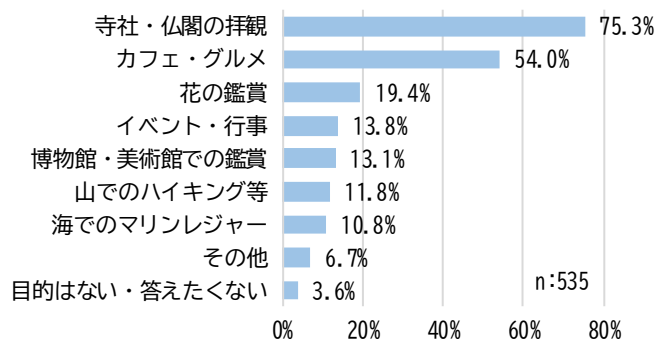
来訪回数では「1回」が50.8%を占めています。



問5 鎌倉を訪れた主な目的は何ですか（複数回答）

来訪目的では「寺社・仏閣の拝観」が75.3%と最も多く、次いで「カフェ・グルメ」が54.0%となっています。

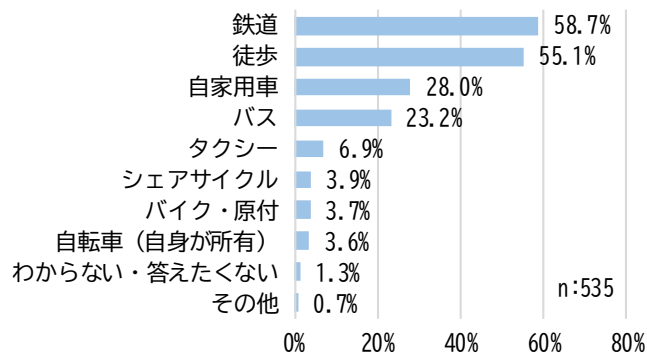
「山でのハイキング等」や「海でのマリレジャー」を目的とする人も10%程度みられます。



問6 鎌倉市内での観光で利用している交通手段を教えてください。（複数回答）

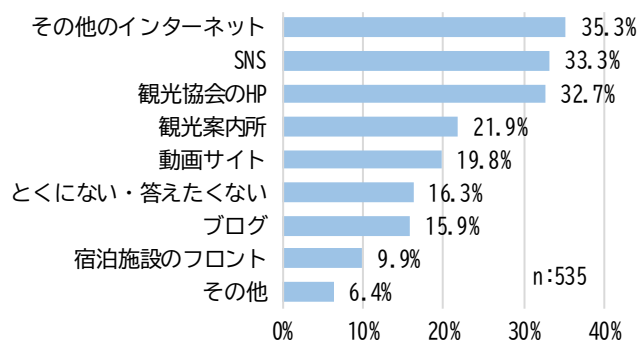
交通手段では「鉄道」が58.7%と最も多く利用されており、次いで「徒歩」が55.1%となっています。

「自家用車」で移動する観光客も28.0%います。



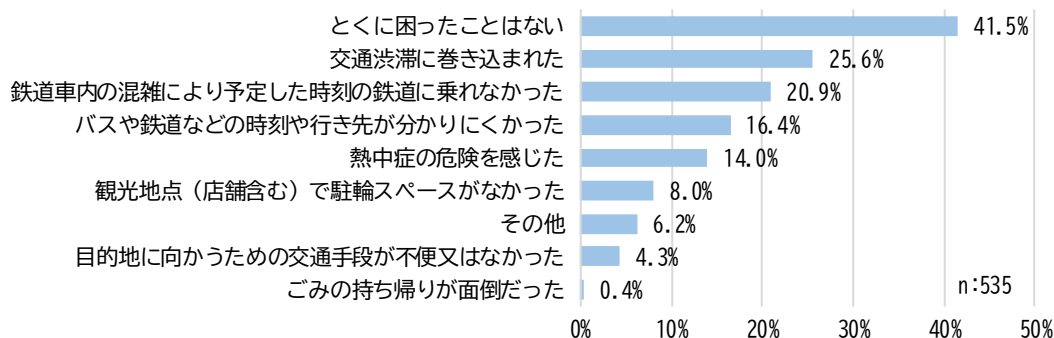
問7 鎌倉の観光情報はどこで入手していますか（複数回答）

観光情報は SNS、観光協会 HP などの WEB サイトで入手する人が 3 割以上となっています。



問8 鎌倉市の観光で困ったことで、あてはまるものはどれですか（複数回答）

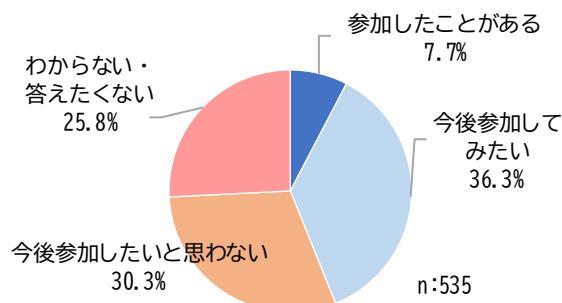
「交通渋滞に巻き込まれた」や「鉄道車内の混雑により予定した時刻の鉄道に乗れなかった」が 20% 以上から回答されています。



問9 鎌倉市では、市外在住の人でも参加可能な海の清掃・美化活動を行っています。参加したいとおもいますか。（単数回答）

クリーンアップかまくらなどの海の清掃・美化活動に「参加したことがある」人は 7.7% となっています。

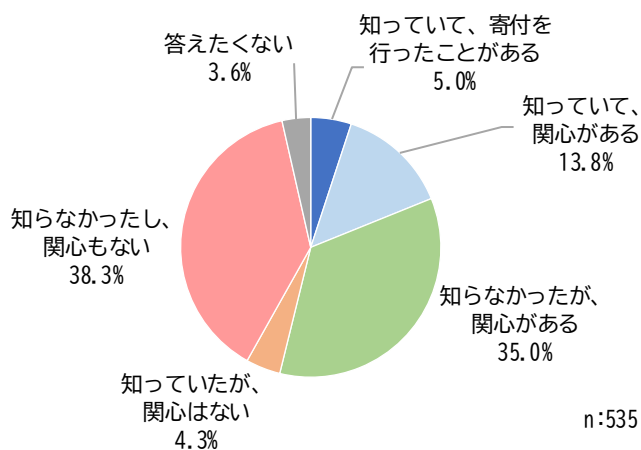
「今後参加してみたい」と回答した人が 36.3% います。



問 10 鎌倉市では、鎌倉スクールコラボファンド活用基金を設置し、鎌倉市内外の方々からの寄附金やふるさと納税を活用して、多様な企業・団体等とのコラボレーションによる学校教育活動を行っています。ご存じでしたか。(単数回答)

「知っていて、寄付を行ったことがある」人が5.0%います。

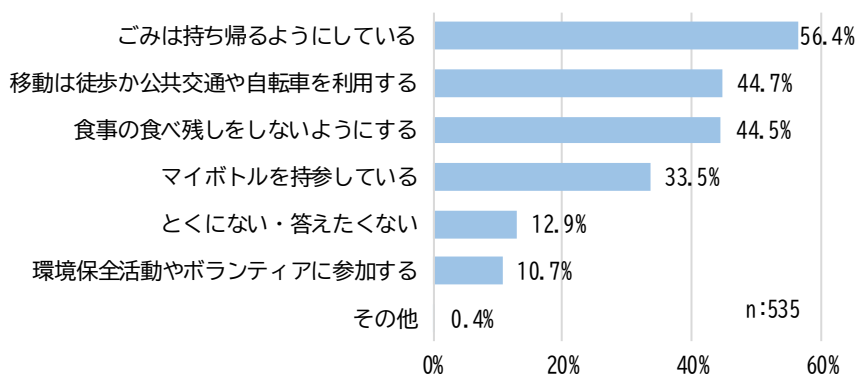
「知っていて、関心がある」が13.8%、「知らなかったが、関心がある」が35.0%と合わせて48.8%が関心を持っています。



問 11 鎌倉市に来訪した際に行っていることはありますか(複数回答)

「ごみは持ち帰るようにしている」が56.4%、「移動は徒歩か公共交通や自転車を利用する」が44.7%、「食事の食べ残しをしないようにする」が44.5%と半数近くが何らかの環境に配慮した行動を行っている状況です。

「環境保全活動やボランティアに参加する」は10.7%にとどまります。

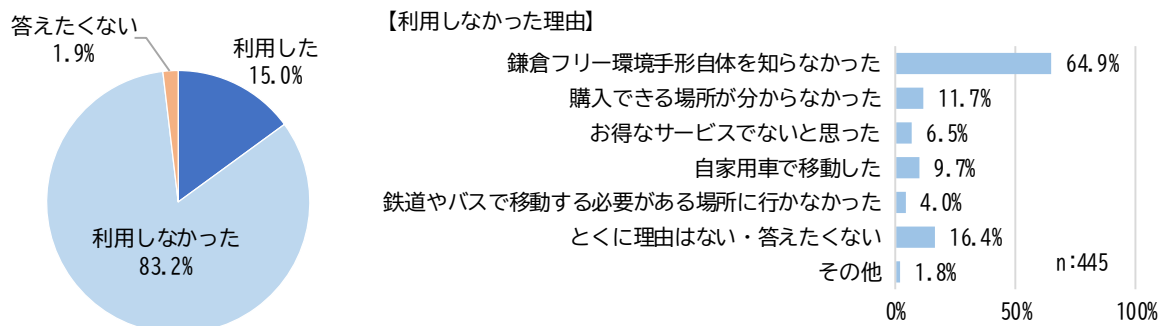


問 12 鎌倉市の観光で利用したサービスはありますか

鎌倉フリー環境手形の利用実績（単数回答）と利用しなかった理由（複数回答）

鎌倉フリー環境手形を「利用した」人が15.0%にとどまっています。

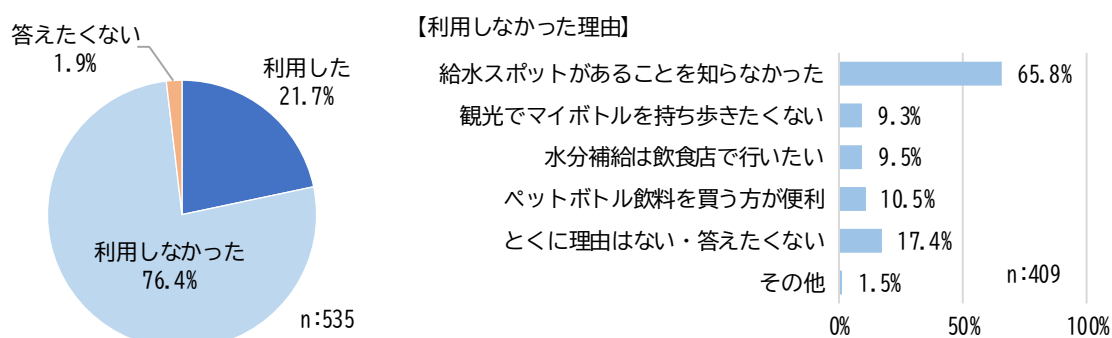
利用しなかった理由では「鎌倉フリー環境手形自体を知らなかった」が64.9%と最も多く回答されています。



マイボトル専用の給水スポットの利用実績（単数回答）と利用しなかった理由（複数回答）

マイボトル専用の給水スポットを「利用した」人は21.7%となっています。

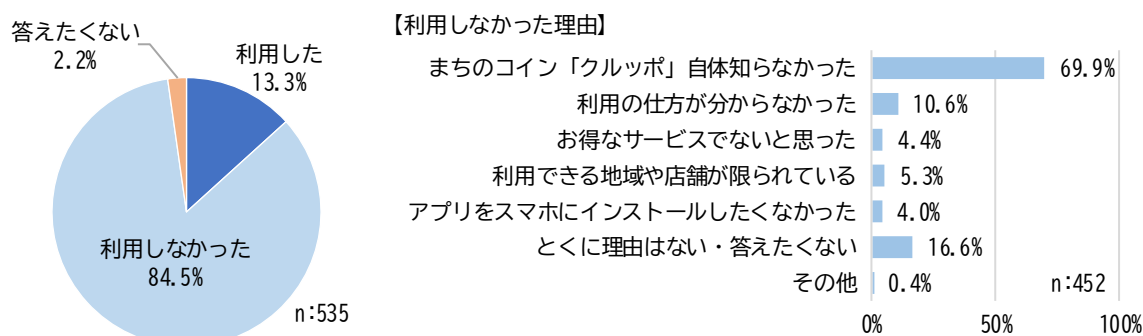
利用しなかった理由では「給水スポットがあることを知らなかった」が65.8%と最も多く回答されています。



まちのコイン「クルッポ」の利用実績（単数回答）と利用しなかった理由（複数回答）

まちのコイン「クルッポ」を「利用した」人は13.3%にとどまっています。

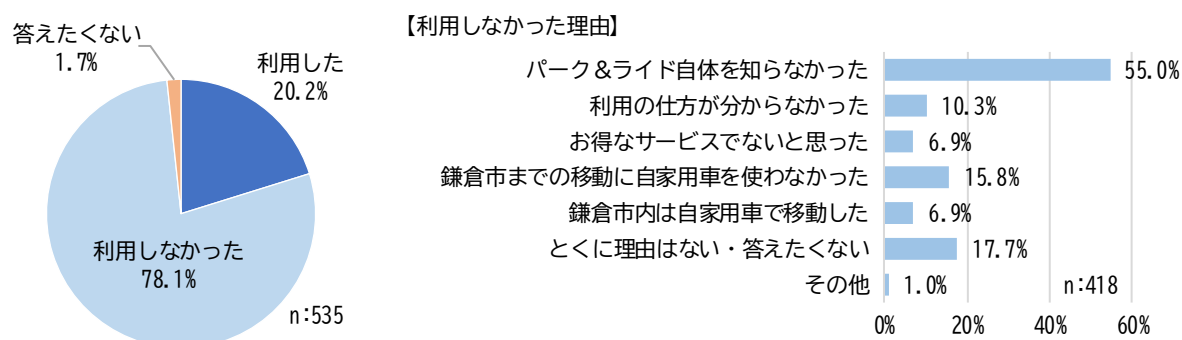
利用しなかった理由では「まちのコイン「クルッポ」自体知らなかった」が69.9%と最も多く回答されており、「利用の仕方が分からなかった」も10.6%から回答されています。



パーク＆ライドの利用実績（単数回答）と利用しなかった理由（複数回答）

パーク＆ライドを「利用した」人は20.2%となっています。

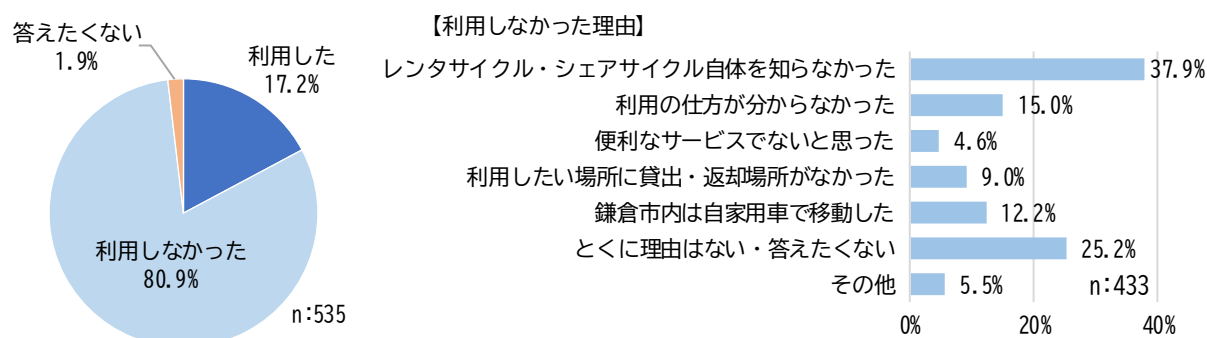
利用しなかった理由では「パーク＆ライド自体を知らなかった」が55.0%と最も多く回答されており、「利用の仕方が分からなかった」も10.3%から回答されています。



レンタサイクル・シェアサイクルの利用実績（単数回答）と利用しなかった理由（複数回答）

レンタサイクル・シェアサイクルを「利用した」人は17.2%となっています。

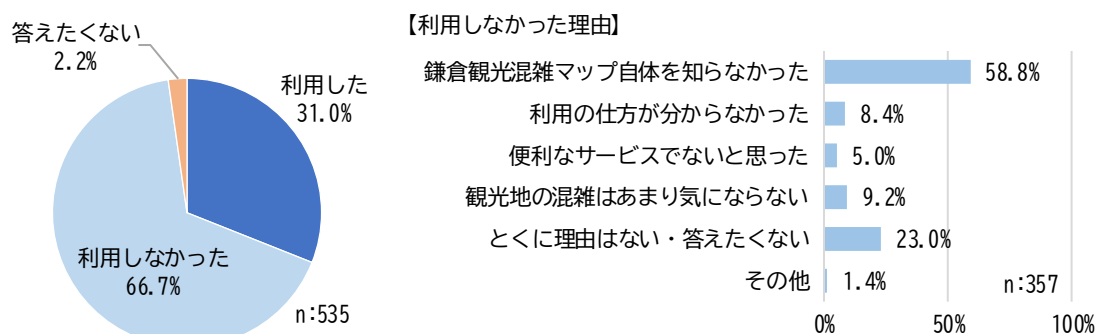
利用しなかった理由では「レンタサイクル・シェアサイクル自体を知らなかった」が37.9%と最も多く回答されており、「利用の仕方が分からなかった」も15.0%から回答されています。



鎌倉観光混雑マップの利用実績（単数回答）と利用しなかった理由（複数回答）

鎌倉観光混雑マップを「利用した」人は31.0%となっています。

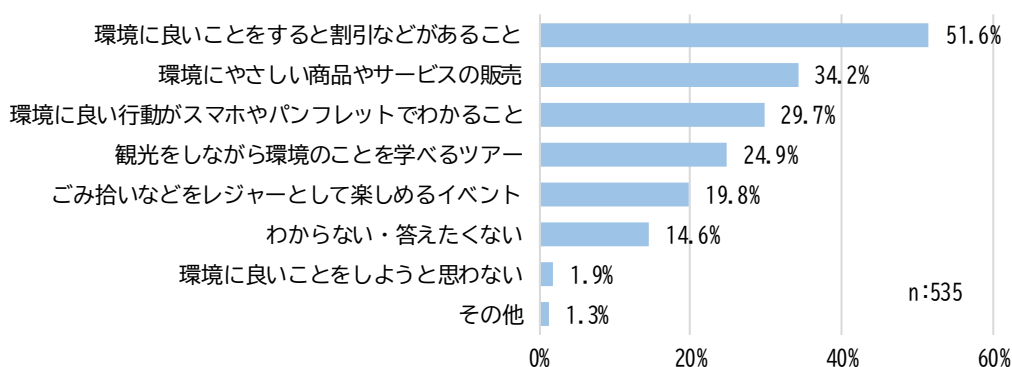
利用しなかった理由では「鎌倉観光混雑マップ自体を知らなかった」が58.8%と最も多く回答されており、「利用の仕方が分からなかった」も8.4%から回答されています。



問 13 どんなことがあると観光地で環境に良いことができますか（複数回答）

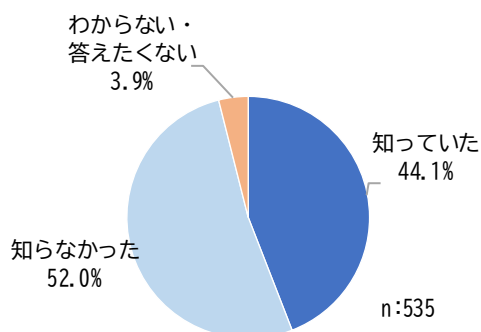
「環境に良いことをすると割引などがあること」が51.6%と最も多く回答されています。

「環境に良い行動がスマホやパンフレットでわかること」は29.7%から回答されています。



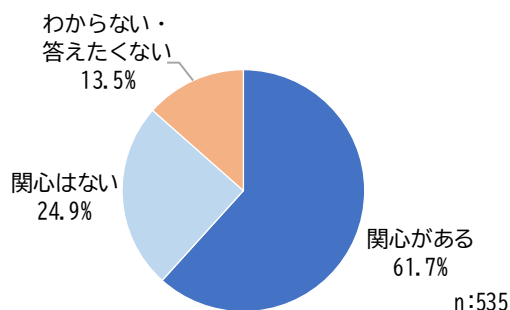
問 14 あなたは、エコツーリズムという言葉を知っていますか（単数回答）

エコツーリズムを「知っていた」人は44.1%でした。



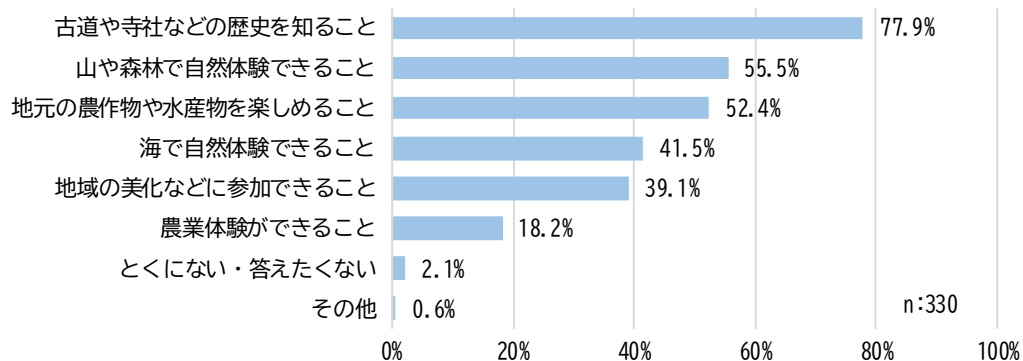
問 15 鎌倉市でのエコツーリズムに関心がありますか（単数回答）

鎌倉市でのエコツーリズムに「関心がある」人は61.7%でした。



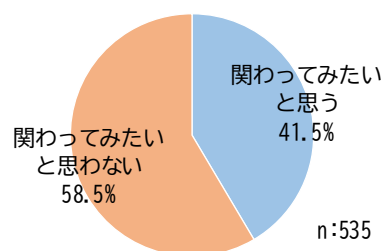
問 16 問 15 で鎌倉市でのエコツーリズムに関心があると回答した方にお聞きます
鎌倉市のエコツーリズムで、できるとよいと思うことは何ですか（複数回答）

鎌倉市でのエコツーリズムに関心がある人が考える鎌倉市のエコツーリズムで、できるとよいと思うことでは、「古道や寺社などの歴史を知ること」が77.9%、「山や森林で自然体験できること」が55.5%、「地元の農作物や水産物を楽しめること」が52.4%となっています。



問 17 「Liqlid」に参加して新たな「鎌倉市環境基本計画」の策定に関わってみたいと思いますか（単数回答）

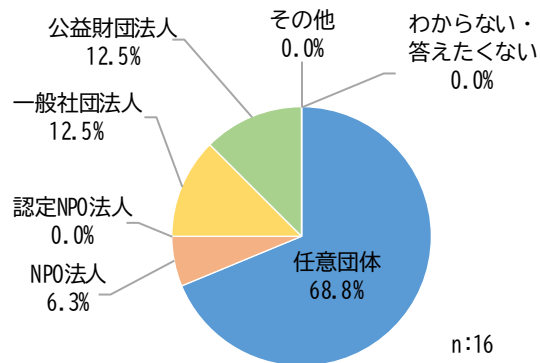
Liqlidに参加して鎌倉市環境基本計画の策定に「関わってみたいと思う」人が41.5%となっています。



④ 環境団体等アンケート調査結果

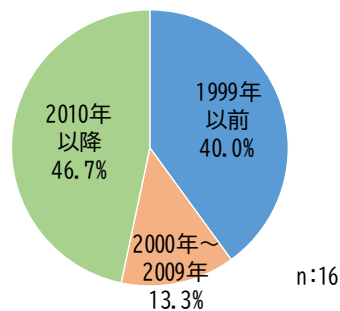
問1 貴団体の法人格を教えてください（単数回答）

68.8%が「任意団体」となっています。



問2 団体の設立年を教えてください（自由回答）

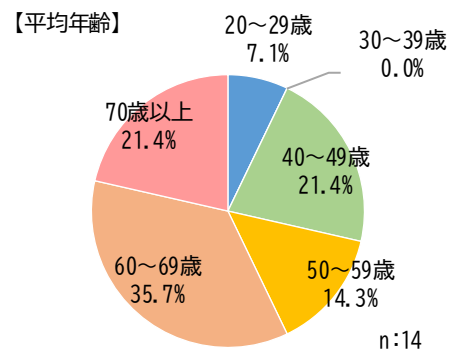
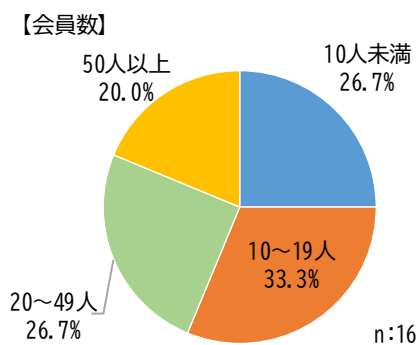
「2010年以降」設立の団体が46.7%、「1999年以前」設立の団体が40.0%となっています。



問3 団体の会員等の人数と平均年齢を教えてください（自由回答）

会員数では「10～19人」が33.3%、「20～49人」と「10人未満」が26.7%となっています。

会員の平均年齢では「60～69歳」が35.7%と最も大きな割合を占め、次いで「40～49歳」と「70歳以上」が21.4%となっています。



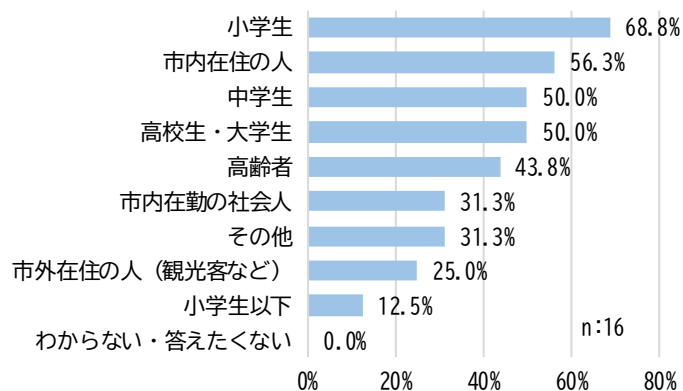
問4 鎌倉市での主な活動場所を教えてください（自由回答）

鎌倉市全域を活動場所に行っている団体や、特定の地区で活動している団体など様々です。

団体	活動場所
A	扇ガ谷
B	六国見山、台峯、岩瀬今泉の市境尾根など
C	NPO センター大船
D	小中学校 各自治体
E	梶原山町内会
F	野村総研跡地 山ノ内台峯緑地
G	鎌倉市内の都市公園等
H	腰越地区
I	山崎
J	自治会や学校
K	十二所果樹園、御谷山林、建長寺回春院、東勝寺跡、大仏切通、朝夷奈切通、光則寺、浄光明寺、内藤家墓地及び材木座海岸
L	鎌倉市全域
M	全域
N	寺分周辺
O	大町
P	旧鎌倉地域の山・川・海

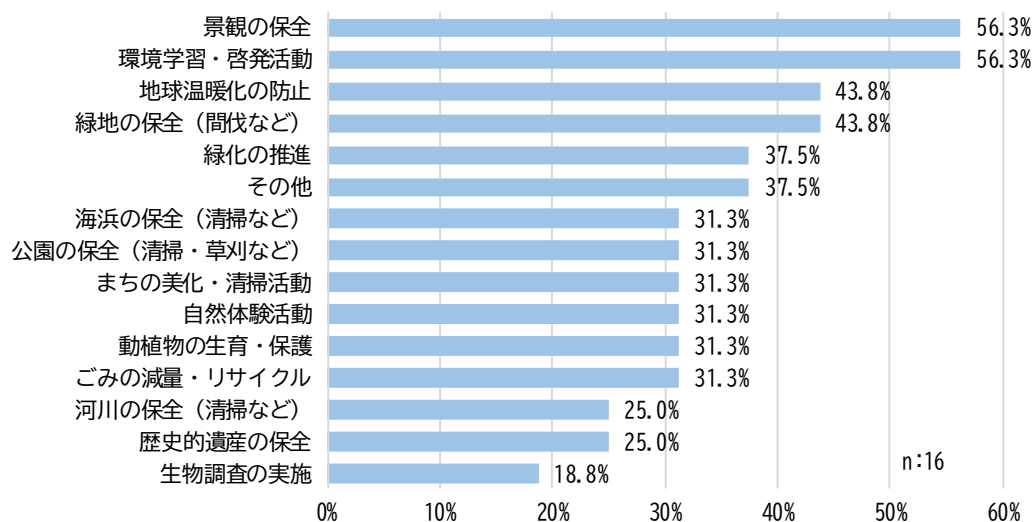
問5 環境に関する活動の参加者はどのような人を対象にしていますか（単数回答）

参加者の対象としては「小学生」が68.8%と最も多くなっています。



問6 実施している活動の内容を教えてください（複数回答）

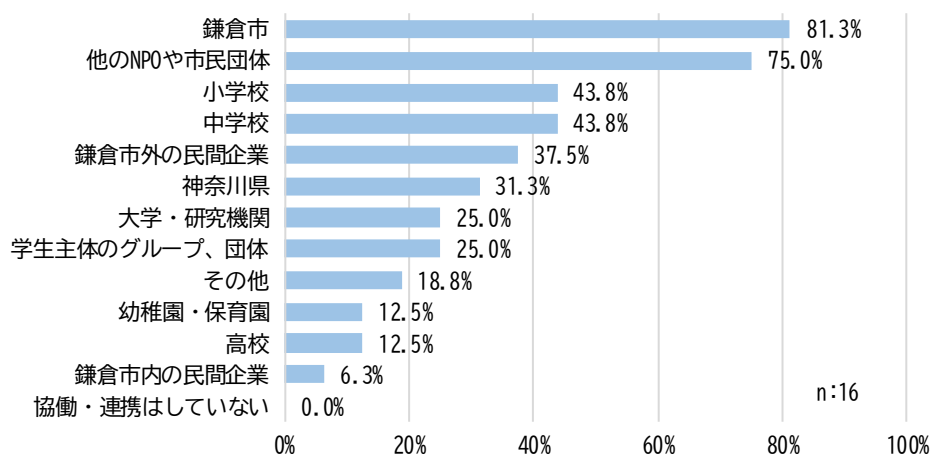
活動内容は「景観の保全」と「環境学習・啓発活動」が56.3%、「地球温暖化の防止」と「緑地の保全（間伐など）」が43.8%と様々なテーマの活動が行われています。



問7 最近3年間で、下記の団体等と協働・連携して活動を行ったことがありますか（複数回答）

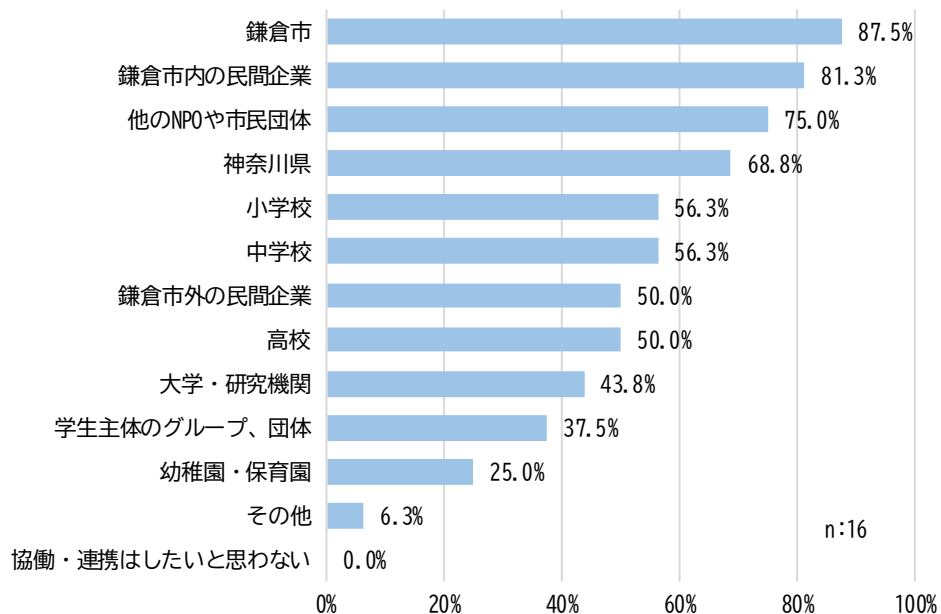
団体等との協働・連携の実績では「鎌倉市」が81.3%、「他のNPOや市民団体」が75.0%の環境団体で協働・連携したことがあります。

「鎌倉市内の民間企業」との連携・協働の実績は他の団体等に比べてあまり実績がありません。



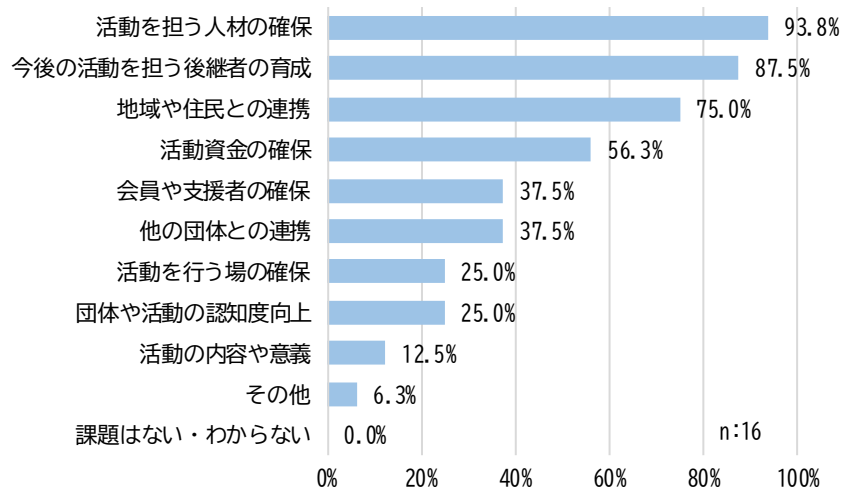
問8 今後、下記の団体等と協働・連携して活動を行いたいと思いますか（複数回答）

「鎌倉市」や「鎌倉市内の民間企業」との連携・協働についての希望が多く回答されています。



問9 活動を実施する上での課題は何ですか（複数回答）

「活動を担う人材の確保」が93.8%と最も多く、次いで「今後の活動を担う後継者の育成」が87.5%と人員不足や後継者の問題が課題となっています。



問 10 環境分野で、市が今後どのようなまちになるとよいと思いますか（自由回答）

自由回答の意見の中から、環境のテーマごとに抽出を行い、主な意見の概要として示します。

【脱炭素化や気候変動への適応に関する意見の抜粋】

- 市民の実践的な取組による実効性確保：脱炭素の暮らしを実現する為に、市民が家庭で省エネおよび再エネなどについて取組む上での普及啓発・広報活動に一層注力して、インセンティブを付与して実践活動に実効性を確保するようにして下さい。
- オール鎌倉での多面的な連携強化：脱炭素都市を実現する為に、産学官による企業・団体および教育機関等との連携および提携を一層強化して、鎌倉らしさのある独創的な取組を新たに創出して下さい。
- 新たなテーマおよび取組へのチャレンジ：脱炭素社会の到来に向けて、気候変動アクション、カーボンニュートラルおよびデコ活、RE100（再エネ 100%）、排出量取引、カーボンプライシング制度、グリーンボンド、GX、森林吸収など新たなテーマへの取組にチャレンジして下さい。
- 温暖化による気候の変化が著しく、台風の大型化や豪雨災害が頻繁に起こっています。鎌倉の知名度を活かして、全国だけでなく全世界に温暖化対策を訴える取組みを推進してほしい。
- 大規模自然災害に対応する備え（人的対応能力と体制）への不安。

【循環型社会に関する意見の抜粋】

- 環境について唱えるだけでなく、行動に移せる対策を本気で実施して欲しい。特に出たごみに処理でなく、ごみ問題の出口を少なくしたい。

【環境保全での連携に関する意見の抜粋】

- 新たな条例や政策立案について、パブリックコメントを実施する仕組みはありますが、せっかくの市民意見が活かされていないと感じます。市民団体と協働で政策立案をする仕組みを作してほしい。
- 鎌倉市は「御谷騒動」をはじめ、自然環境保全に関わる市民活動が日本でも最初期から始めていた土地柄なのですから、これからも自然環境保全関連の活動で日本各地をリードして欲しいものです。そしてこのようなアンケートを取るくらいには市内の市民活動団体が多いわけですから、その協力を得られれば、一つ一つからの協力は微々たるものでも、それをまとめあげれば大きな力となるはずです。もちろんそれにはまとめ役たる鎌倉市に頑張ってもらわないといけないわけですが、それだけの手間を掛ける価値はあろうかと考えます。わたしたちも弱小団体ながら、できる範囲での協力は惜しまないつもりです。

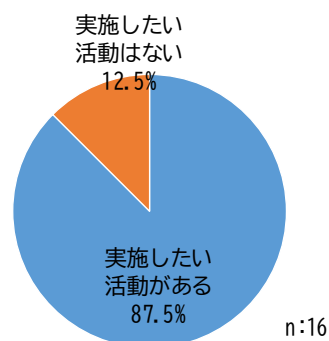
【鎌倉市の環境の将来像に関する意見の概要】

脱炭素化や気候変動適応に関連する災害対策、ごみ処理など各分野で実効性のある取組を推進することが求められています。

市民団体等との連携の強化を求める意見もありました。

問 11 貴団体として、鎌倉市の環境をより良いものにするために、今後実施したい活動はありますか。（単数回答）

今後実施したい活動がある団体が 87.5%となっています。



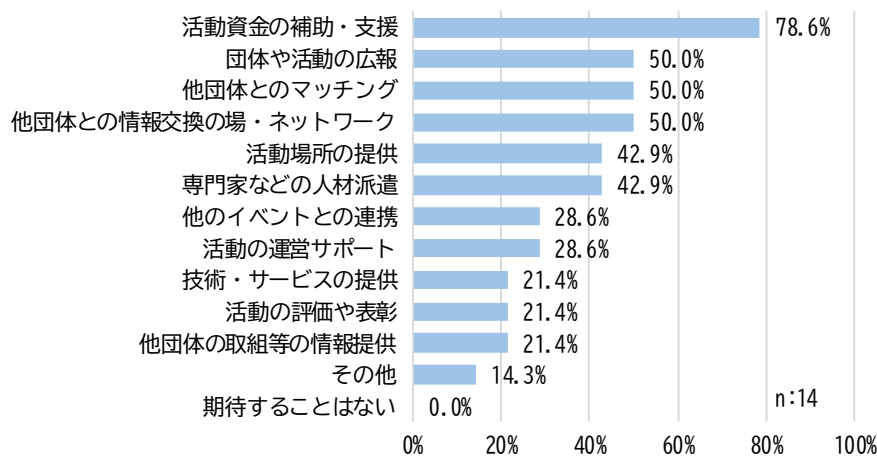
問 11-a 実施したい活動の具体的な内容を教えてください（自由回答）

今後実施したい活動の内容は以下のとおりです。

団体	実施したい活動の概要
A	他の自治体や環境団体を招いてのシンポジウムの開催、政策立案をするシンクタンクの設立、環境団体への寄付金を集める新たな仕組み作り
B	山道・里山の保全、広報・啓発活動、他の団体や地域との協働・連携
C	脱炭素社会の実現に向けたロードマップづくりと市民への普及啓発
D	先ずはごみの分別をパソコンで出来るゲームを鎌倉市全学校に配布したい、生ごみ処理機キエーロを全学校への設置
F	他のエリアにおける竹林整備や外来植物、外来生物の除去
H	鎌倉の緑の保全を訴え続けたい
I	独自の活動の実施
J	鎌倉市の全小中学校と町内会へのごみ分別ゲームのソフト配布、電気を使わない生ごみ処理機を家庭に1台設置
K	材木座海岸における海岸清掃を行った後のマイクロプラスチックを採取する体験活動の拡大
L	ドローンを活用した市や各団体の活動のサポート、防災や災害時に市民の安全に寄与する活動。
M	責任ある消費
N	泣塔を中心とした歴史を次に繋げるための活動としての美化清掃活動、子どもたちに愛着をもってもらえるように努力したいです。
O	各自治会区域に小中高生で構成する子供たちのネットワーク「少年減災クラブ」の創設、自己目的化した従来の防災訓練を住民参加型（能動型）にシフト、防災訓練に「昼食を伴う対話機会を設ける」ことによる住民間に顔見知りの関係性の醸成
P	竹林の間伐材の活用に関する活動、市・県の竹林の間伐材の活用、川・海岸での環境、生態系の改善に向けた活動、市民サイドからの興味を広げていくためのリテラシー活動・エコツアーなどの展開

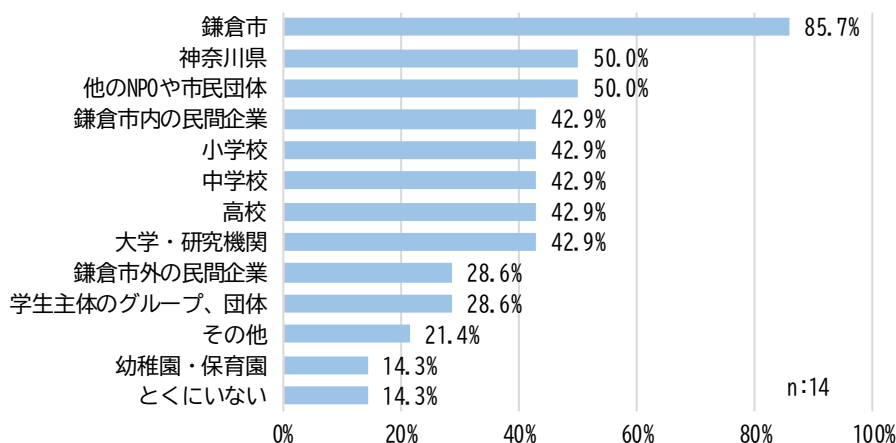
問 11-b その活動を実施する上で、期待することを教えてください（複数回答）

「活動資金の補助・支援」が最も多いほか、半数から「団体や活動の広報」、「他団体とのマッチング」、「他団体との情報交換の場・ネットワーク」が回答されました。



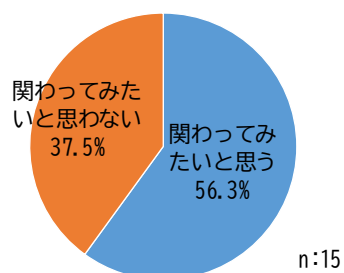
問 11-c その活動において連携したい相手はいますか（複数回答）

連携したい相手として「鎌倉市」が85.7%と突出して多くなっています。



問 12 「Liqlid」に参加して「鎌倉市環境基本計画」の策定に関わってみたいと思いますか（単数回答）

Liqlidに参加して鎌倉市環境基本計画の策定に「関わってみたいと思う」団体が56.3%となっています。

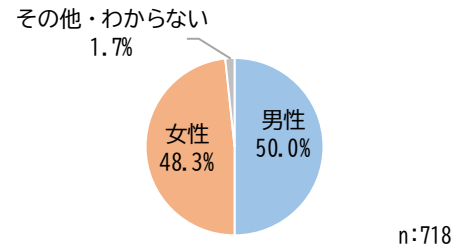


⑤ 子どもアンケート調査結果

問1 個人属性

a. 性別

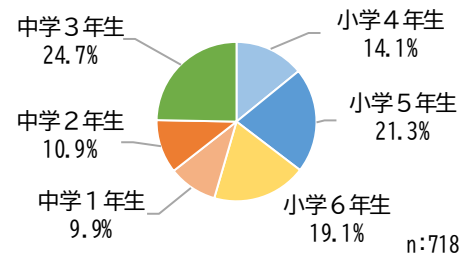
「男性」が50.0%、「女性」が48.3%、「その他・わからない」が1.7%となっています。



b. 学年

「小学4年生」が14.1%、「小学5年生」が21.3%、「小学6年生」が19.1%と合わせて54.5%が小学生です。

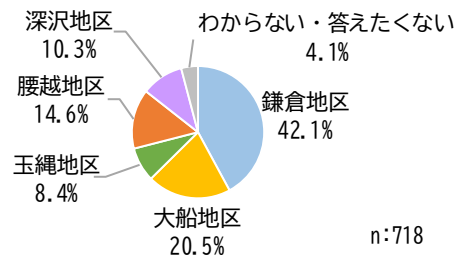
「中学1年生」が9.9%、「中学2年生」が10.9%、「中学3年生」が24.7%と合わせて45.5%が中学生となっています。



c. 居住地

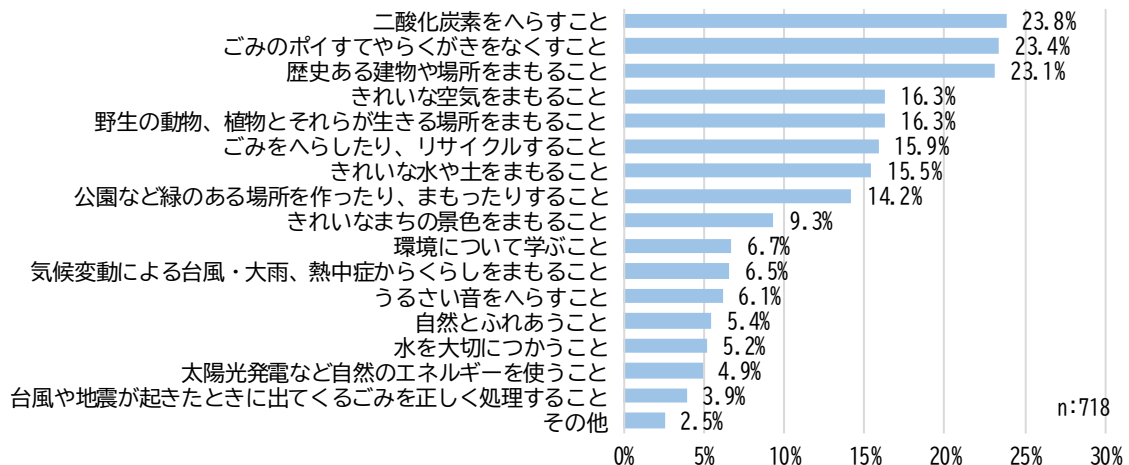
「鎌倉地区」が42.1%と最も多くの割合を占めています。

次いで「大船地区」が20.5%となっています。



問2 鎌倉の環境を守るためにすべきだと思うこと（複数回答）

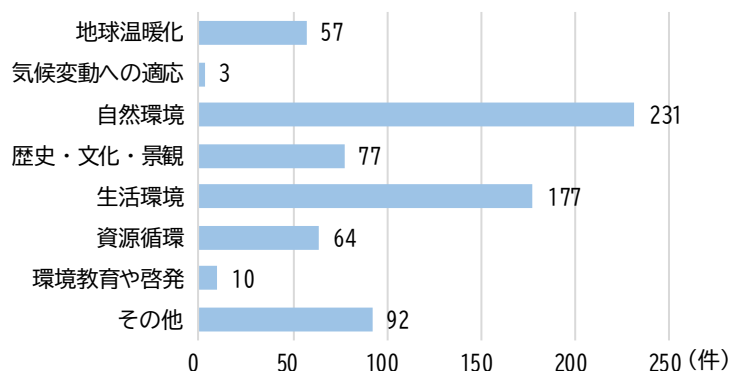
「二酸化炭素をへらすこと」、「ごみのポイすてやらかがきをなくすこと」、「歴史ある建物や場所をまもること」が約3割から回答されています。



問3 鎌倉の環境を守るためにすべきだと思うことについて、鎌倉の環境が「こうなったらいいなあ」「今、好きなこんなことを残したい」など思うこと（自由回答）

鎌倉の環境が「こうなったらいいなあ」「今、好きなこんなことを残したい」など思うことでは、特に緑地や動植物の保全などの自然環境に関することや、ごみのポイ捨てなど生活環境に関する意見が多く回答されました。

以下に自由回答の内容を整理します。



地球温暖化に関する主な意見の抜粋

- ・ 二酸化炭素（にさんかたんそ）をへらすためにもっと自然のエネルギーを使ってほしい。
- ・ 風力発電や水力発電などのクリーンエネルギーを使って欲しい。
- ・ 火力発電にかわって、再生可能エネルギーを中心とした発電ができるようになってほしい。
- ・ 自然を守るといったことにあまり興味は覚えませんが、私たち人間が暮らしづらい世の中になることは望まないため、結果的に地球温暖化が進まないように植物を守る、といったことになるでしょうか。
- ・ 地球温暖化の恐ろしさを知った上で、（地球温暖化はもう生活に影響を及ぼしているので）どう地球温暖化を「遅らせることができるか」を住んでいるみんなが考えながら協力して、解決しようとする世の中になってほしい（環境問題と無関係な人はいない）！
- ・ 二酸化炭素が増えすぎているのは人々が悪いのでそれをどうにか改善してほしい。
- ・ 二酸化炭素などの排出が少ない、ハイブリット車や電気自動車を使う。
- ・ 二酸化炭素を減らす為に私達ができる事は、エコドライブの実践・公共交通機関の利用等が考えられます。
- ・ 火力発電ではなく、この鎌倉の自然を利用した発電にしてほしい。
- ・ 市民や観光客に支障が無い程度に発電をする。
- ・ 緑を増やして、酸素をつくってほしい。遊ぶ場所。

気候変動の適応に関する意見の抜粋

- ・ 熱中症対策や自然災害への対策を強化し、より安心安全な地域社会の実現に努めてほしい。
- ・ 熱中症になったら危ないから。

自然環境に関する意見の一覧

- ・ 人間と共存している動植物を積極的に保護し、それらが住む場所と共に守り続けてほしい。
- ・ 鎌倉市は都市化せずにそのまま山や自然に囲まれた町でいて欲しいです。
- ・ もっと緑のある公園を作るとアニメみたいに街のみんなが来て仲良くなってこの街汚したくな

いなと思う気がする。イベントを開催して仲良くなればいい。

- 私は鎌倉の山がどんどんコンクリートで固められたり、海が汚れていることを悲しく思います。生き物と共存しなくてはならないはずなのに、野生動物の暮らす場所がなくなったり、海が汚れ多くの生き物が死んでしまうからです。木を切ったり、ゴミが多く捨てられてしまっている現状は地球温暖化に繋がってってしまうので、地球を守るためにも自然を守ってほしい。
- 最近マンションが多くつくられていたり公園が空き地になっていたりして緑が減ってきているからもっと自然を生かした地になって欲しい。
- 近所の川に来る蜚がこれからもずっと来ることができる環境であって欲しい。
- 広町緑地のように、自然を守る会を作って山や海それらそれぞれの場所を大切にしていきたい。
- 市民や、観光客が積極的に自然や街などの環境を保護するという意識をもつ街になって欲しい。
- 観光客などがごみをポイ捨てして、海の魚がマイクロプラスチックで死んでしまっている現状があると聞いた。なのでごみの取り締まりについてやってほしい。
- 私は魚や海が大好きで将来の夢は水族館の飼育員になることです。でもいつか大好きな魚や海が地球温暖化によって消えてしまうのではないかとすごく不安です。この魚たちを守りたいし未来に綺麗な海を残したいです。この綺麗な魚たちをずっと守って欲しい。そのためにゴミ拾いのイベントや節電をもっと呼びかけるなど小さなことから少しずつ頑張りたいし頑張っ欲しいです。

歴史・文化・景観に関する意見の一覧

- 新しいマンションなどをいっぱい作るのではなく歴史ある景観や緑やこども（私たち）がいっぱい安心して遊べるところが欲しい。
- ポイ捨てをなくして、鎌倉地区などの歴史あるところの景観、自然を守り、さらに風情ある鎌倉にしてほしい。
- 綺麗な景色がいろんなところにある鎌倉だから、その景色を、よりたくさんの人に見てもらったり、残していくために自然を守ってほしいです。
- 「鶴岡八幡宮」や「報国寺」などたくさんの歴史がある建物が鎌倉にあります。そのようなたくさんの思いが詰められた建物を未来まで残っていてほしい、そう思います。
- 落書きやポイ捨てをなくして町の歴史ある建物や場所をまもれるようになったらいいな。
- 鎌倉の歴史の深い建物だけを守るのではなく、子供たちが通う学校をもっと綺麗にしてほしい。
- 街に清潔感を出して欲しい。煉瓦の歩道がコンクリートになってきて悲しい、、
- 鎌倉は緑もあり歴史あるところも多いからどんどん新しいものをつくっていかないできれいにするような取り組み、コミュニティを増やす。
- 京都みたいに昔の感じを壊さないデザインを多くしてほしい。
- 鎌倉の食文化の継承 自然を守る 歴史ある鎌倉。

生活環境に関する意見の一覧

- 汚い空気だと、小さなゴミなどを知らないで吸っちゃったりして、病気になりやすくなってしまうので、綺麗な空気を守れば病気になる人も減らせると思うから綺麗な空気を守れるような社会になって欲しいです。
- 鎌倉市は、近頃観光客が多いことからごみのポイ捨てによって海が汚されたりと、環境にとっ

て不利益なことしか起こっていないくて、住んでいる人にとっては凄く悲しいのが現状です。

- 建物の壁などに落書きをしないようにしてほしい。
- きれいな鎌倉でずっといてほしい。だからポイ捨てやガソリンから出るガスなどを減らしてほしい
- 綺麗な水を守るために、海や川をクリーン「掃除」するイベントを学校で開催する。
- 外国人など鎌倉のルールを知らない人などにルールを知ってもらってポイ捨てがない綺麗な街にしたい。
- 緑は緑化運動のようなものをしているので大きな問題ではないと思いますが、観光客によるゴミのポイ捨てで、海辺にゴミがあるのが気になります。ぶっちゃけうちの海汚ねえくせによく観光名所ですよって自慢できるよなとか思います。
- 観光客によってポイ捨てなどのごみの問題によって歴史ある鎌倉の名所や観光スポットが汚れているのでその問題をなくして欲しい。
- 夏になると観光客や地元の人も花火大会などの帰りにゴミを捨てていくがゴミ箱がありませんのでゴミが散乱しているのをよく見かける（駅の前が特にある）のでゴミのない街にしたい
- 暴走族をもう少しきつく取り締まり欲しい。

資源循環に関する意見の一覧

- ゴミを減らしリサイクルしてなるべくお金がかからないようにしたい。
- ゴミをリサイクルすれば、ゴミを捨てる量を減らせるし、新しいものになるからです。
- 海のゴミがとても多いので、ボランティア(任意)だけでなく、ゴミの回収を市民の義務にするべきだと考えた。
- ゴミを減らす取り組みをもっと増やしたり、ゴミをリサイクルする取り組みを僕たちも出来るような制度も作って欲しい。
- ゴミってなんですか。プラスチックもペットボトルも便利だと作ったのは大人でしょう。それをゴミと呼ぶのはおかしいです。マイポット推進してるんだから作りすぎなければいいんです。大人がエネルギーを減らしているんです。
- もっとリサイクルをし、鎌倉から始めて世界に広がってほしい。
- 鎌倉はゴミの分別が大変なのがゴミがそこら辺に捨てられることの原因の一つだと思います。もっとわかりやすい分別をしても良い。
- リサイクルをしてごみを減らし、江ノ島の海を綺麗にしたい。
- 私の考えは、まず地区、県と連携を取りゴミの廃棄場所をしっかりと捨ての日も決め知らない人、間違っている人に知らせ観光地にもポイ捨てについてしっかり管理する。
- 観光客の出したゴミをもっと減らす。

環境教育や啓発に関する意見の一覧

- 1人1人が、環境の良さや、豊かさ、大切さについて知って、1人1人が大事な環境を守るような工夫をして大事な環境を守れる社会になって欲しいです。
- 「綺麗な土・水を守る事」「ゴミのポイ捨てをなくす」「環境を知ったら、何をしちゃダメでこれはいいい」それが全部わかる。

- みんなが環境問題について学べるように、講師を呼んで欲しい。
- 皆に生き物や環境についてもっと知識を深めて欲しい。
- 自然を大切にする人が沢山いる町になってほしい。
- 自然がだんだん少なくなっている今、緑を増やしたり自然と触れ合える機会が必要だと思います。そして、自然が破壊されている現状についても学ぶべきだと思います。
- 二酸化炭素を減らすために、森に植林などを行い、本来の鎌倉の自然環境を再現し、野生動物、植物の生きる場所を確保し、それらの取り組みを後世に残して続けて守っていくために、私たち鎌倉に住む人々がその状況について学ぶことが持続的な鎌倉の環境改善には重要だと思います。

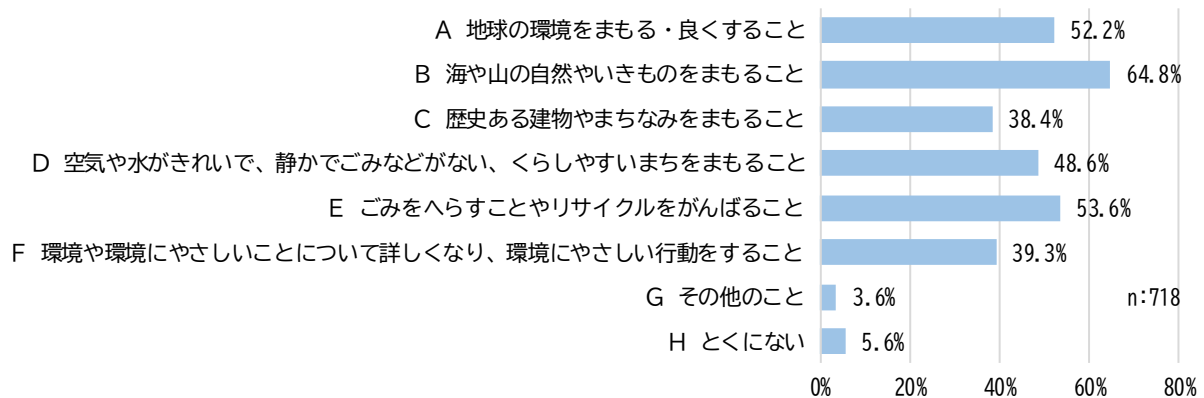
その他の意見の一覧

- 一人の鎌倉市民として、踏切前の迷惑観光客の話をニュース等で聞く度に怒りが込み上げてきます。なんでも、病院のお手洗いを勝手に使っていたと言う情報もテレビニュースで報道されていました。さらには、ポイ捨てなども当然のようにしていると。大変迷惑なため、1つ前の質問でも申したように、条例等で少しキツめに取り締まって欲しいと考えています。
- 福泉のあたりなど通学路なのに、歩道がとても狭くて、車道の端を歩かなければいけない道がある。あそこを歩くときすごい怖いです。
- 江ノ電の鎌高前のオーバーツーリズムを無くしたい。
- エコツーリズムに対してもっと考えて欲しい。
- 歩き易くてトイレが多い、観光客に優しい古都になって欲しい。
- 観光客の質を向上して欲しい(ちゃんと日本のルールを守るとかマナーがあるとか)
- 観光客によって地元民の生活が不自由にならないような規制がほしい。
- 今日日本は酷く円安だから、観光税や、金額や消費税が少し上がった商品を観光客向けに販売して国にもっと役立つようなことをした方がいいと思う。
- 水を大切に使う。
- 自然環境に左右されやすい腰越地区や鎌倉市。津波の被害だったら、富士山の噴火とかがあった場合に地域の皆さん安心して避難や、かぎりなく死者をへらせるような取り組みをすればいいと思う
- 夏に地震と津波警報が鳴った際たくさんの避難者が鎌倉第一中学校に避難してきました。ですが、一中は防災の整備が整っておらず困りました。

問4 「こうなったらいいなあ」「今、好きなこんなことを残したい」を実現するために「わたしがやること」「こうした方がよいこと」（複数回答）

「B 海や山の自然やいきものをまもること」が64.8%と最も多く回答されています。

「A 地球の環境をまもる・良くすること」や「E ごみをへらすことやりサイクルをがんばること」は約5割から回答されています。



「わたしがやること」「こうした方がよいこと」の具体的な内容

【A 地球の環境をまもる・良くすること】

- ・ 再生可能エネルギーを使う。
- ・ 太陽光発電やもっと自然にやさしい取り組みをした方がいいと思う。
- ・ 水力発電や風力発電などのクリーンエネルギーをもっと使えるようにしていきたい。
- ・ 二酸化炭素を減らす。
- ・ ゴミを拾う。二酸化炭素を減らす活動をする。
- ・ 自然エネルギーの活用をもっと広める。
- ・ 電気を節電したり、排気ガスをなるべく出さない。
- ・ 電気をつけたら消す、水を出しっぱなしにしないなどをして少しでも環境を守る。
- ・ 水を大切に使う。電気を大切に使う。
- ・ 電気、水を節約して地球温暖化を防ぐ。

【B 海や山の自然やいきものをまもること】

- ・ 生き物が住みやすい環境を増やす。（例：鳥が住めるように巣箱を設置すること・鎌倉の生物について学ぶことなど）
- ・ 生き物の生態をもっと詳しく知る。
- ・ 緑を守る活動に参加する。植物を大切に扱う。
- ・ 自然を守る会に参加してみたい。
- ・ 生き物や自然についての理解を深める。
- ・ 動物がいる環境でポイ捨てしてるひとや怪しい人がいたら注意する。
- ・ 海などでゴミ拾いを行ったり、山には行ったときにゴミを見つけたら回収するなど。

- ・ 自然環境についてもっと知る。ゴミ拾いをする。
- ・ 植林活動などに参加する。
- ・ 日頃から緑を大切に自然環境にやさしくすることを意識し続けたいです。

【C 歴史ある建物やまちなみをまもること】

- ・ お寺とかでふざけたりしてる人に注意、歴史を伝える。
- ・ 歴史がある建物などを知って、そのことに興味を持ち、取り組むこと。
- ・ 幼稚園児とかに昔の鎌倉や大船を伝える。
- ・ 歴史のある建物を守り続けて行ったほうがいいと思う。
- ・ 街並みを守るためにそれについての知識などをつけていきたい。
- ・ 鎌倉の歴史を地域の学生が観光客に伝え、広める。
- ・ もっと鎌倉の歴史について知りどんなものを残したほうがいいのかを考える。
- ・ 適切にゴミを処理し、歴史的建造物の保護も含めて環境をまもること。
- ・ お寺や神社などの歴史を知る取り組みに参加する。
- ・ ゴミ拾いをしたり、歴史ある建物などについて若者たちに伝えていく。

【D 空気や水がきれいで、静かでごみなどがない、くらしやすいまちをまもること】

- ・ 海岸に行くときにゴミを拾ったり、公園の掃除に参加したりする。
- ・ ポイ捨てを拾ったりしてボランティア活動をする。
- ・ 海のゴミ拾いに参加する。
- ・ 川に落ちているゴミを拾う活動をする。
- ・ ゴミがあつたら拾ったり、ビーチクリーンをしたりする。
- ・ ゴミ拾い活動をし、建物への落書き防止を心がけるよう声をかける。
- ・ 空気を綺麗にして、水が綺麗だと、暮らしていてとても心地の良いから、してほしい。
- ・ 観光客に対する呼びかけ、ゴミ箱の多言語化。
- ・ クリーンイベントなどを増やし、学校単位で参加する。
- ・ 海のゴミや川のゴミを処分することの大変さを知る。

【E ごみをへらすことやリサイクルをがんばること】

- ・ リサイクルなどをしたときに、お金をもらえること。
- ・ まずは私自身ができる小さな事を見つけて、そこから、その努力を続けていってリサイクルをしてゴミを減らしたり、環境を守る活動に取り組んだりしたりする事です。
- ・ 手軽にできるのは、買い物の際にエコバックを持っていくことだと思います。少しでも多くの人それがすれば、必ずプラスチックゴミは減るからです。また、プラスチックゴミを減らすという観点では、マイボトルを持ち歩くことも大事だと思いました。
- ・ 多言語サイン・ピクトグラムの導入 英語・中国語・韓国語・フランス語などで「Please take your trash with you」「Keep Kamakura Beautiful」などのメッセージを設置。鎌倉は歴史的景観が重要なので、和風デザイン（木製・手書き風）の看板だと景観を損ねません。QRコードで「近くのごみ回収拠点」「分別ルール」を案内する。

- リユースを多くする。
- もっとリサイクルやゴミの処理が簡単に行えるとポイ捨てもしなくなるとおもう。
- リサイクルは二酸化炭素を出す可能性があることなので、3Rの中では最終手段だとみんなが知った上で、リユースやリデュースを身近なところするように、心がけ、伝える。市の中のみんなが使えるゴミ箱を多くする(ポイ捨て削減)。
- 家で食べ物を残す、粗末にすることはなるべく控えるようにしたい。ゴミを拾う活動に参加してみたい。
- 詰め替えパックを買ったりしてプラスチックゴミを減らす。
- 学校の総合でリサイクルをする。

【F 環境や環境にやさしいことについて詳しくなり、環境にやさしい行動をすること】

- みんなある程度のリサイクルや環境にやさしい行動などの知識を持っていた方がいいと思う。
- ポスターなどを書いて(できるならだが、)たくさんの人に広め、活動をする人を増やす(広める)
- 環境について学ぶ場や歴史歴史を知る場を身近なところに増やす。
- 小さなことでも、そのとき環境のためにできることを考えて行動する。
- 自然や歴史を感じられる体験をする。
- ゴミを拾う活動に参加して欲しい(参加するきっかけを作って欲しい)。
- 環境を守る運動に参加する。
- 環境について学び、環境を守る意識を持てるようになること。
- 知識を持つ。そして他の大勢の人にも知ってもらう。
- 鎌倉市の学校や職場、市や自治体などの団体で、植林や植物を増やす取り組みなどを計画し、鎌倉市民全員が知り、理解し、行動に移すことを市民一人ひとりが意識できること。

【G その他のこと】

- 私は深沢地区に住まいを置いているため、迷惑観光客と言われる人達に直談判のような形で話し合うことはできません。ただし、自分はまだ中学生ですが、18歳以上の方々には選挙という形で取り締まってもらったりなどができます。なので、今自分にできることは、選挙に参加しない方々に対して、選挙を呼びかける。そうすれば、みんなが思うような鎌倉市を創り上げることが出来ると考えています。
- 自然を守ることと開発して減らしていくことを上手く取捨選択していくこと。
- 津波対策が甘すぎる。
- 迷惑な外国人観光客に優しくしすぎない。

(2)事業者・環境団体等ヒアリング調査結果

第4期鎌倉市環境基本計画の策定にあたって、鎌倉市内に事業所がある事業者、鎌倉市内で活動する環境団体等へ、鎌倉市の環境に関する考えや今後の取組への考えや課題を詳細に把握するためのヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査は令和7年(2025年)11月11日(火)から12月5日(金)までの期間(前半)と令和8年(2026年)1月9日(金)から3月9日(月)までの期間(後半)に実施しました。

① 事業者ヒアリング調査

1) 事業者ヒアリング調査の実施概要

事業者ヒアリング調査の実施概要と調査対象を下記に示します。

■事業者ヒアリング調査の概要

概要		
目的	市内の事業者から、環境の取組を実施する上での課題や行政に求める支援などを聞き取り、施策等の検討材料とする。	
調査期間	前半調査	令和7年(2025年)11月11日(火)～12月5日(金)
	後半調査	令和8年(2026年)1月9日(金)～3月9日(月)
調査対象	前半調査	「鎌倉市の環境に関する事業者意識調査」(令和7年(2025年)7月実施)においてヒアリング調査協力依頼の質問で連絡先の回答があった事業者から4事業者を抽出。
	後半調査	市内事業者のうち、脱炭素化や環境保全に関する取組を実施している8事業者を抽出。
調査方法	各事業者に対面でのヒアリングを1時間程度実施	

■事業者ヒアリング調査の対象

調査対象	事業所数	
	前半調査	後半調査
農業・漁業	-	3事業所
製造業	1事業所	
建設業	1事業所	-
運輸業	-	2事業所
食品製造・販売業	-	1事業所
金融業		1事業所
廃棄物処理業	-	1事業所
その他サービス業	2事業所	

2) 事業者ヒアリング調査結果

事業者ヒアリング調査得られた意見について、主な内容を下記にまとめます。

	意見のまとめ
環境の取組状況と実施における課題	● 各業種の特性や本業と密接に関わる形で、環境への配慮や地域清掃などの美化活動、教育・啓発型の活動などが行われている。 ● 製造業では再エネ導入や省エネ設備投資を推進、建築・住宅分野では断熱・省エネの普及啓発を推進、福祉施設でも清掃活動や日常の環境意識を教育しているなど環境配慮の重要性は認識している。 ● 農業・漁業では、気候変動の影響による農作物や漁獲量の収量・品質の低下を強く実感しており、暑熱対策、品種の変更、藻場再生、稚魚の放流などの適応策が講じられ始めている。 ● 運輸業や廃棄物処理業では清掃活動、騒音対策、リサイクルの高度化、省エネルギー化など、法令遵守や周辺環境への配慮を重視した取組が進められている。 ● 人手不足や業務の多忙さにより、新たな環境活動の立ち上げや既存活動の拡充・継続が難しい状況が見られる。 ● 特に、対外的な活動では、コロナ禍を機に中断したまま再開できていない事例も多く、事業活動と両立可能な形で取組が求められている。
他団体との連携・協働の意向とその課題	● 各事業者が、学校、福祉事業所、市民団体、研究機関、民間企業などとの連携実績を有しており、依頼があれば協力する姿勢を示している。 ● ただし大企業であっても、環境団体や他の組織との連携は事業所周辺の組織に限られている。 ● 農業・漁業では、食育や体験学習を通じた地域との関わり、製造業や運輸・廃棄物処理業では、見学受入や実証事業、イベント協力といった形での連携が見られる。 ● 他団体との連携にあたっては、環境保全に関する事業者と団体との意識の温度差や専門知識の差などが課題として挙げられた。 ● また、恒常的な連携や人的負担を伴う連携については、時間的・人的余力の不足から難しいという意見が多く、そうした負担の軽減が課題となっている。 ● 環境団体等が実施する環境保全活動がそもそも知られていなかった（ヒアリングの際に例として紹介した環境団体等の取組に対して、活動の参加への関心が示されることがあった）。

	意見のまとめ
脱炭素化に関する課題	● 大企業では、太陽光発電設備の導入や再エネ電気の契約などで再生可能エネルギーの活用を推進することができている。 ● 小規模な事業者では、賃貸物件であり改修も難しく、かつ照明や空調、給湯器の更新などの省エネ機器の導入も進んでいない現状がある。 ● 小規模な事業者在省エネ機器の導入を進めてもらうためには、経済的なメリット等をわかりやすく伝えることが重要であるという意見があった。 ● 建築・住宅分野の事業者からは共通して、若者向けの高断熱の賃貸住宅を市内で普及させることが重要であるという意見があった。 ● 住宅の脱炭素化については、窓や屋根の高断熱改修が実施しやすく、市内でも実績があることを確認した。
行政に求める支援	● 施設整備や設備導入への支援、補助金制度の充実といったハード・ソフト両面での支援を求める声が多く寄せられている。 ● 運輸業の事業者からはEVバスの導入費用の補助を求める意見もあった。 ● 既存の補助制度や支援策について「知られていない」「分かりにくい」との指摘も多く、ホームページ以外の手法を含めた分かりやすい周知が必要とされている。 ● 施設整備や環境施策を進めるにあたっては、市民理解の醸成も重要であるとの意見があった。 ● 行政によるボランティア活動のマッチングや連携先、取組の紹介を求める意見があった。 ● 行政に環境団体との間に立ち、専門的・中立的なコーディネートを行ってほしいという意見があった。 ● 環境基本計画や環境関連の補助制度、省エネ機器の導入のメリット等について、わかりやすく伝えてほしいという意見があった。
市民・事業者・観光客への参加促進や啓発について	● 観光地のごみ、静けさの維持など、オーバーツーリズムの問題を指摘する意見があった。 ● 市民や観光客、他の事業者に対する環境啓発の必要性を認識しつつも、取組を行っていない事業者が多い。 ● 農業・漁業では、現場での体験や日々の環境変化を通じた実感が環境意識の基盤となっており、廃棄物処理業では、見学を通じてリサイクルや廃棄物処理の実態を知ってもらうことの重要性の指摘があった。 ● 事業者や市民団体の連携を進めて取組を継続するうえでは、熱意のあるキーマンがいることが重要であり、そうした人が集まって話し合える場を作ることも重要であるという指摘があった。

② 環境団体等ヒアリング調査

環境団体等ヒアリング調査の実施概要と調査対象を下記に示します。

■環境団体ヒアリング調査の概要

概要		
目的	環境問題の解決に向けた取組についての意見や、団体の活動の実施にあたって市民や事業者、行政に協力してほしいことなどを聞き取り、施策や行動指針等の検討材料とする。	
調査期間	前半調査	令和7年(2025年)11月12日(水)～12月5日(金)
	後半調査	令和8年(2026年)1月9日(金)～2月4日(水)
調査対象	前半調査	「鎌倉市の環境に関する環境団体意識調査」(令和7年(2025年)7月実施)においてヒアリング調査協力依頼の質問で連絡先の回答があった市民団体及び「鎌倉環境白書」に記載のあった環境団体等から5団体を抽出。
	後半調査	「鎌倉環境白書」に記載のある団体等から6団体を抽出。
調査方法	各団体に対面でのヒアリングを1時間程度実施	

■活動分野別調査団体数

活動分野	団体数	
	前半調査	後半調査
温暖化対策	1団体	-
自然環境保全	1団体	2団体
景観保全	1団体	-
地域美化	1団体	-
資源循環	1団体	-
歴史文化	-	1団体
共創・連携支援	-	1団体
観光	-	2団体

2) 環境団体等ヒアリング調査結果

事業者ヒアリング調査得られた意見について、主な内容を下記にまとめます。

	意見のまとめ
環境の取組状況と活動を実施・継続する上での課題	● 地域美化、景観保全、温暖化対策、資源循環、自然環境保全など分野は多様であるが、全ての団体が市民自らの意思で活動を継続しており、鎌倉の環境を守るという価値観のもとで、長年継続的に取り組んでいる。 ● 清掃活動、環境調査、環境教育、マナー啓発、文化資源の保全・活用等に継続的に取り組んでいる。特に、河川や公園での調査・保全活動、観光地での清掃やマナー啓発、子どもを対象とした体験型環境教育など、地域特性を生かした実践的な取組が多く行われている。 ● 多くの団体で発足時より会員数が減少している現状があり、コアメンバー数名で活動を支えている状況にある。 ● 共通する課題として、会員・担い手の高齢化、人材不足、運営費や人件費の不足が挙げられている。 ● 体力や専門性を要する活動の継続が難しくなっている団体もあり、これまで実施してきた活動を縮小せざるを得ない状況が生じている。 ● 若年層の継続参加が難しいため、後継者を育成できないことが課題となっている。特に専門性が必要な自然環境の保全は育成に5～10年を要し、継続的な人材確保が困難である。
他団体との連携・協働の意向とその課題	● 多くの団体が、他団体や企業、大学等との連携・協働に前向きな姿勢を示している。 ● 各団体で、企業のCSR活動としての清掃・保全活動、大学との調査協力や講座実施、市民団体同士のネットワーク形成など、一定の連携実績がある。 ● 理想とする連携の仕方は異なるものの、団体や組織間のつながりの必要性について、どの団体からも意見があった。 ● 一方で、団体や組織間での強く連携して取組を行うよりも、情報共有や共通の発表の場を持つといった緩やかな連携を求めている。 ● また、連携を調整・推進する人材や仕組みが不足していることが大きな課題として挙げられている。特に、外部との連携を担う人材が不足している団体が多く、結果として連携が属人的なものとなっている傾向がある。 ● 市民や団体には「企業や他団体と直接つながることへの不安」があるという指摘もあり、連携や協働に向けて、第三者的な調整役の必要性が指摘されている。

	意見のまとめ
行政に期待すること	● 多くの団体が、行政に「つなぐ役割」を求めており、行政が団体の方針や信念も事前に把握したうえでマッチングすべきとの指摘や分野横断的な調整・コーディネート機能の強化を求める意見が多く寄せられた。 ● それぞれの環境団体が主体的な活動目的を持っているため、行政は環境保全活動をコーディネートする役割を果たすべきという意見があった。 ● 互いの活動を知り、緩やかに連携できる「交流会」「フォーラム」などの場を行政が主導すべきという意見が複数団体から挙がった。 ● 新たな行政計画の策定時には、同分野で活動する団体に対して、計画の説明会等を行うことで専門用語等も含めてより分かりやすく市民に伝えることができることや、若者向けにはショート動画での情報発信を行うことが望ましいという意見があった。 ● 自然環境保全分野からは、河川整備や照明設置などにおいて、環境への影響を十分に考慮した施策を求める声が上がっている。 ● 歴史・文化団体からは、史跡や公園、公共施設の整備において見栄えだけでなく、歴史的・自然的な価値や整備後の維持のことを考慮すべきという意見があった。 ● 施設の修繕や資材提供、基礎調査への支援など、小規模団体では対応が難しい部分への支援や行政が主体となる整備が求められている。
市民・事業者・観光客への参加促進や啓発について	● 多くの団体から広報の重要性の指摘があった。 ● 小中学生・高校生・大学生との連携、学校授業、出前講座、親子参加型イベントなど、次世代教育が重要であるという意見が多く、特に自然保全や省エネの分野では、子どもの学びが家庭に波及する効果が期待されている。 ● 「楽しさ」「体験」「観光」と環境の組み合わせなどを軸として、市内外からの参加者を増やすことができるという意見が複数団体からあった。 ● ボランティア活動については、参加者が「安価な労働力」として扱われないよう配慮しつつ、参加のハードルを下げ、緩やかな関わり方ができる仕組みづくりが重要であるという意見があった。 ● 観光関連の団体からは、チラシでの情報発信では不十分であり、SNS やHP（多言語対応型）など、旅行前・来訪前の段階での情報提供が重要であるとの意見があった。

(3)オンラインワークショップ（Liqlid）意見照会結果

第4期鎌倉市環境基本計画の策定における、未来ビジョンや行動指針の検討材料とするため、「鎌倉市市民参加型共創プラットフォーム」（Liqlid）により、鎌倉市の環境に対する市民の意見を募集しました。

意見投稿の内容を整理し、(4) 第1回・第2回対面式ワークショップでの議論を行うための参考資料としました。

■Liqlidの実施概要

	内容	
第1回	意見募集テーマ	「あなたが「ちょっと気になる環境のこと」（気候変動や自然環境…など）をおしえてください。」
	開始時期	令和7年(2025年)10月2日より意見募集開始
	実施方法	下記の7種のタグを選び、「ちょっと気になる環境のこと」について意見投稿（自由記述）していただいた。 また、市のイベントでの付箋での意見投稿、アンケートの自由回答の結果も意見として加えた。 ・気候変動のこと ・自然環境のこと ・生活環境のこと ・資源循環のこと ・歴史・文化・景観のこと ・環境教育・市民参画のこと ・その他のこと
	意見投稿数	621件
第2回	意見募集テーマ	「未来の鎌倉がこうなったらいい！」を実現するために、『あなたがやるべきこと』、『あなたがやってみたいこと』を教えてください。
	開始時期	令和7年(2025年)12月23日より意見募集開始
	実施方法	下記の7種のタグを選び、理想の未来の実現に向けてについて『あなたがやるべきこと』、『あなたがやってみたいこと』を意見投稿（自由記述）していただいた。 また、こどもアンケートの自由回答の結果も意見として加えた。 ・気候変動対策 ・自然環境の保全 ・歴史・文化の保全 ・生活環境の保全 ・資源循環 ・共創・連携 ・その他
	意見投稿数	660件

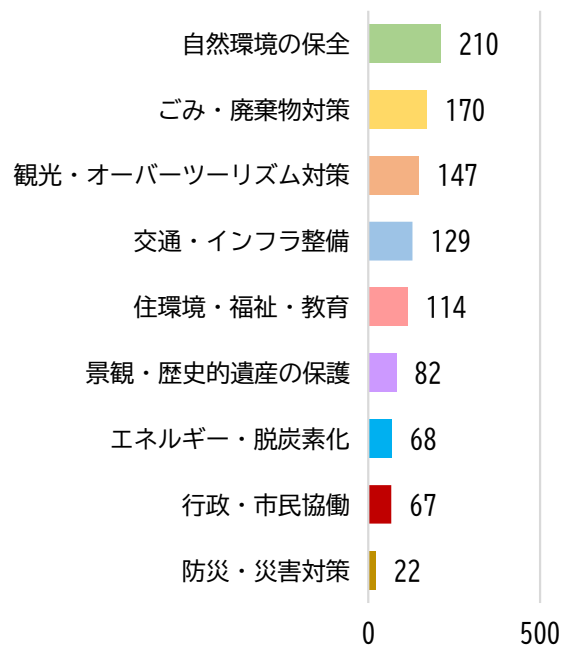
① 第1回 Liqlidの結果

第1回 Liqlid での意見の数をテーマ別に集計すると右のグラフのとおりとなりました。(※ 複数のテーマにまたがる意見は、それぞれ1つとして集計しています。)

環境に直接関わる内容として自然環境の保全やごみ・廃棄物対策についての意見が多く投稿されました。

また、環境問題に間接的に関わることとして観光・オーバーツーリズム対策や交通・インフラ整備に関する意見の投稿も多くありました。

それぞれのテーマについての代表的な意見を以下に示します。



■第1回 Liqlid のテーマ別の意見数

自然環境の保全の代表的な意見

- ・ 地形が海、川、山と豊かなので安全に保つ取組。
- ・ 外来種？のリスが出没して我が家では被害が大です
- ・ 子供の頃は海の砂浜が広がった事を覚えている。温暖化の影響が心配。
- ・ 里山の保全活動によって、生態系の維持、身近に自然と触れ合える場所の増加。
- ・ いつまでも空気が綺麗で自然に囲まれた町で有って欲しい。
- ・ 公園など、市民が憩いを楽しめる場を整備、維持する。
- ・ ここ数年でセミの数が減っている気がする
- ・ 危険と思われる大木、木屑等の手当が来ていません。
- ・ 近くの小さな川で流れついたゴミがそのままになっている。
- ・ 山がないと海を守れない。

ごみ・廃棄物対策の保全の代表的な意見

- ・ リサイクル率のみでなくその他でも No.1 になれる取組。
- ・ クリーンアップ鎌倉などの取り組みが素晴らしい。
- ・ 高齢のため、ゴミの分別がわかりづらい。
- ・ 観光都市としてまちのゴミ箱を撤去するのではなく、的確に捨ててもらえリサイクルできる仕組みを作るべき。
- ・ 市や市民の努力でキレイな町になっている。
- ・ シンガポールのように、街中でゴミを捨てたら罰金などペナルティを課してもよいと思う。

- ・ ゴミ処理について、将来に向けて他の地域の処理場への依存のままで問題ないか検討していただきたい。
- ・ ゴミがビーチに多い。

観光・オーバーツーリズム対策の代表的な意見

- ・ 観光と環境が両立した、落ち着いたまち
- ・ きれいな町づくりと、観光による収入源の確保、維持。
- ・ 観光目的での車に対する課税なども検討できるのでしょうか。
- ・ 歩きたばこの規制をしてほしいです。
- ・ 観光客に食べ歩きの際のゴミ等のルールを徹底できるようなシステムを作って欲しい。
- ・ 様々な地域の人が観光をしながら、この街の環境対策に間接的にも直接的にもふれることで、人々の自然を大切にする気持ち、環境分野へのアピールに繋がると考える。
- ・ 観光客用のトイレの拡充。
- ・ 観光客が増えて潤う部分と失われる部分があること、気になります。
- ・ 訪日外国人に対する日本のルールマナーを指導、啓発。

交通・インフラ整備の代表的な意見

- ・ 公共交通を充実させる様な取組みをすると、排気ガス等を少なくする事が出来るのでは。
- ・ 古い水道管を新しい水道管に、早く取り替えてほしい。
- ・ 歩道が広く、できれば自転車との区別のある歩道。
- ・ 道路を真砂土に変える、街灯を低い位置に置き設置間隔を狭めて足元は明るく星空を取り戻す
- ・ 車の流量に応じた信号設定など交通渋滞しないようなスマート交通管理への取り組み。
- ・ 非ガソリンバスの全路線導入、車両規制導入など、目に見える形で環境負荷低減施策を実施
- ・ 駐輪できる場所もない（あっても有料や時間制限あり）

住環境・福祉・教育の代表的な意見

- ・ どんどん環境に関する意識が活発化することを願います。
- ・ 鎌倉野菜など地野菜の栄養価も高めるために農家の方たちとも協力しながらやってほしいなと思う。
- ・ 持続可能な街にすると良い。
- ・ これから高齢者が増えるのだから、高齢者などが歩ける範囲で生活が成り立つように。
- ・ 万博会場のようにマイボトルに無料で給水できるスポットが街中にあると良い
- ・ 夏の温度が年々高くなっているのので、日中はエアコン設備が整っている図書館のような設備を増やしてほしい。
- ・ 有名な企業や街、町の商店などが、エコ、地産地消活動のイベントを定期的に行い、市民の意識のブラッシュアップをしていく。

景観・歴史的資産の保護の代表的な意見

- 美しく歴史の趣を残した環境保全都市。
- 自然も歴史的文化遺産も今のまま残していきそれを誇りに思える街にしていけたら。
- 電線の地中化で、より景観が良くなったらよいと願っております。
- 世代につなぐ資産を共に貢献できれば嬉しいです。
- オーバーツーリズムや山の開発が進み鎌倉の良さが失われてきている。
- 高い建物も鎌倉には似合わない。
- 史料の保全は是非していただき、未来の人たちが過去を振り返る時に、当時の空気感が伝わるようにしてほしい。
- 新たな建築物は街並みとの調和が取れていないことが多い。

エネルギー・脱炭素化の代表的な意見

- 安価な環境製品を市民に提供頂ける機会が増えれば有難く思います。
- 太陽光パネルはリサイクル出来ず、産業廃棄物として問題になっている。
- 太陽光発電や地熱発電など、自然エネルギーを活用した生活が無理なく安価に行えるようなまちづくりができるとよいと思う。
- 温暖化対策になるが太陽光パネルは凄く美観を損ねるので、あまり増加させない方がよいのではないかと思います。
- 再生エネルギーを活用する機会に触れ合える機会をもっと与えて欲しい。
- 脱炭素化は必ず進めていくべきだが、鎌倉のような税収の少ない自治体がどこまで出来るのか？
- EV車のクイック充電はスーパーなどに増えてきているが、もっと充電箇所を増やして欲しい。

行政・市民協働の代表的な意見

- 官民双方で環境に対する先進的な取り組みを行うまち。
- 市の取組はなかなか地域や観光客へは伝わっていないように感じます。
- 市が日々試行錯誤して冊子を送ってくださることに、とても感謝しています。
- 市はもっと情報を発信してほしい。発信してるのかもしれませんが、届いてません。
- 神奈川県、国、他の市町村との活動連動を期待します。
- 地域の人達がボランティアとして自らゴミを拾ったり花などの手入れをしている。
- より実践できるようなイベントを開催すべきだと思います。
- 市民や事業者に積極的に環境問題について働きかけをよろしくお願いします。
- 経費削減がまずあってこそと感じています。

防災・災害対策の代表的な意見

- 防災無線が全く聞こえず、不安でした。
- 津波が来たときにどこに避難すればいいのか分かりづらい。
- 個人が所有している山々の手入れができていない場所が多く、台風の度に危険を感じる。
- 土砂崩れなど危険な場所への対策を希望。
- 崖の上か下でギリギリの住宅地は危険ではないですか？
- 津波警報発令の時はどの避難所がペットと一緒に大丈夫なのか調べるのも大変でした。
- 崖の崩落防止工事や河川の護岸にもっと近自然工法のようなものを取り入れてほしい。
- 災害時に困らない様に各家庭のみでなく地域で使えるように蓄電池を充実して欲しい。

② 第2回 Liqlidの結果

第2回 Liqlid では、鎌倉市のベストな環境の未来の実現に受けて、市民が主体となってやるべきことややってみたいことについての意見投稿をいただきました。

第4期鎌倉市環境基本計画の6つの基本目標に対応して意見投稿の内容を整理した結果を以下に示します。

基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち

1)意見の概要

省エネや再生可能エネルギーの活用、公共交通の利用など、日常生活の中で脱炭素に取り組もうとする意見が多く見られます。

また、災害など気候変動の影響に備える行動の重要性を意識する意見もありました。

2)代表的な意見の例

- ・ 電気をつけたら消す、水を出しっぱにしないなどをして少しでも環境を守る。
- ・ 電気をあまりつけないようにしたり、冷蔵庫を長い時間開けないようにする。
- ・ カーボンニュートラルのために、なるべく移動には自家用車ではなく江ノ電などの公共交通を使う。
- ・ マイバックや節電など、環境のために自分たちができることを日常的に意識する。
- ・ できる限り3Rを目指し、ゴミを減らして二酸化炭素を出さないような再生可能エネルギーを活用し、地球にやさしい事をする。
- ・ 自然のエネルギーで色んなことができるということを知らせる活動をする。
- ・ 車ではなく自転車や徒歩で移動するように心がける。
- ・ 自然エネルギーをみんなで使う。
- ・ 再生可能エネルギーを使う。
- ・ 再生可能エネルギーの活用をもっと広める。
- ・ バイオマス発電で生活を豊かにする。
- ・ 思っているだけではなく、行動することが大事だと思う。そのためには、自分の周りのことを工夫するべきだと考える。例えば、買い物は国産のものをなるべく買う。今自分ではできるだけ鎌倉市産の野菜を買っている。
- ・ 災害が起きそうな場所を普段から見落とさずチェックすることです。

基本目標２ 豊かな自然資本を守り恵みを享受できるまち

1)意見の概要

鎌倉の山・海・生きものなどの自然を守りたいという思いが多く寄せられています。

自然環境を保全するだけでなく、日常の中で自然とふれあい、学び、楽しみながら次世代につなげていきたいという意見が見られました。

2)代表的な意見の例

- ・ お花の種を植える。(花壇を作る。)
- ・ 自然のことを知る、積極的に自然と触れ合う。
- ・ ゴミ拾いに参加したり生き物に触れない勝手に餌などをやらないようにするなど。
- ・ 海などでゴミ拾いを行ったり、山には行ったときにゴミを見つけたら回収するなど。
- ・ 植物にポイ捨てされているゴミを捨てる。
- ・ 緑が生い茂りすぎると良くないから、定期的に整える活動などに参加しながら緑を守る。
- ・ 自然を守る会に参加してみたい。
- ・ 地域の自然の質を高めて豊かな自然を未来へ引き継ぐために、生物多様性の視点から、自然の楽しさ、素晴らしさ、大切さを楽しく伝えることや、保全ボランティアに皆さんと参加すること。
- ・ 自然を守るためボランティア活動に参加する。
- ・ 中学校などの単位で自然保護活動などを実施する。
- ・ 生き物を守ることを広める。
- ・ 日本の生物を外来生物から守る。(生態系を守る。)
- ・ 海で不法投棄しない。
- ・ ゴミを減らしてウミガメとかを守った方がいいと思います。
- ・ 環境にいいストローを使う、お出かけ時にマイストローを持ち歩く、それでプラスチックを減らして海の生き物を守る。
- ・ 私 1 人がやっただけでこんな大きい自然や海を守れないから多くの人に今の状況と取り組みなどを知ってもらいたい。
- ・ 自然破壊に関する教室を開くなどして多くの人に知ってもらう。

1)意見の概要

寺社仏閣だけでなく、近代建築やまちなみも含めた鎌倉の歴史・文化的環境を良く知り、次世代へ引き継ぐために守っていききたいという意見が多く見られます。

2)代表的な意見の例

- ・ 鎌倉の歴史を周りの人に伝える。
- ・ 街並みを守るためにそれについての知識などをつけていきたい。
- ・ 歴史ある建物をまもるため昔の家の仕組みを調べる。
- ・ お寺とかでふざけたりしてる人に注意、歴史を伝える。
- ・ お寺や神社などの歴史を知る取り組みに参加する。
- ・ 歴史的な街を残すために地域の活動に参加する。
- ・ 鎌倉の歴史を地域の学生が観光客に伝え、広める。
- ・ 歴史ある建物やまちなみをまもることについては大人になってボランティアで伝えます。
- ・ 幼稚園生とかに昔の鎌倉や大船を伝える。
- ・ 環境について学ぶ場や歴史を知る場を身近なところに増やす。
- ・ 歴史があるお寺などを崩さずにとっておく。
- ・ もっと鎌倉の歴史について知り、どんなものを残したほうがいいのかを考える。
- ・ 綺麗な自然を絶やさないようにしたい。歴史あふれる鎌倉なので、歴史のものを大切にするためボランティア活動に参加する。
- ・ 鎌倉の昔からある建物の倒壊などから守る。
- ・ 歴史あるまちなみをまもるため電柱を地面に埋める。
- ・ 寺社仏閣だけでなく、明治、大正、昭和初期あたりの、一般住宅含む建物の保全はするべき。

基本目標4 安全快適な環境で健康に暮らせるまち

1)意見の概要

生活環境の快適さや安全性を重視する意見が多く、大気や水の環境、騒音、まちの清潔さへの関心が高く見られます。

観光客の増加による影響への対策に関する意見もありました。

2)代表的な意見の例

- ポイ捨てをしない！
- 雨の日の前の日に落ち葉を掃いておく（マンホールに葉が詰まったり空気をちょっとでも綺麗にするため）です。
- うるさい音を出してる人を注意する。
- 家から出る汚い水が直接川に流れないようにしてほしいです。
- ポイ捨てがきになるから犬の散歩時にごみ拾いをする。
- 常に環境にいい素材のものをを使うなど、ゴミを道端や海、街に捨てない（常識）ことを心がける。
- ゴミ拾い活動をし、建物への落書き防止を心がけるよう声をかける。
- 定期的にゴミ拾い大会のようなものを開催し、子供には積極的に参加させる。参加した方には、お菓子をあげるなどすればゴミが減るのではないか。
- 学校の授業で地域のゴミ拾いの時間を作る。
- 学校行事でゴミ拾いなどのボランティア活動に取り組む。（大人も参加で）
- 鎌倉には海があるのでビーチクリーンや、ゴミを拾う活動などをする。
- 海などでゴミ拾いを行ったり、山には行ったときにゴミを見つけたら回収するなど。
- ゴミを拾う活動に参加して欲しい。（参加するきっかけを作って欲しい。）
- 観光客の捨てるゴミの対策、ゴミ拾い
- ごみ箱を“フォトスポット化”する。例：「海の生き物を守ろう」などのアート入りごみ箱（地元の小学生や高校生がデザイン）。鎌倉はアート文化が強いので、こうした取り組みはSNS 映えもし、観光客の共感を呼びやすいと思います。

基本目標5 循環型社会の形成が進むまち

1)意見の概要

ごみを減らし、資源を大切に使う暮らしを続けたいという意識が多く見られます。

分別やリユース、食品ロス削減など、身近な行動を積み重ねることの重要性への意見がありました。

2)代表的な意見の例

- ゴミの分別をすることと油のような市のルールで捨てなければならないものをルールを守って処理する。
- エコバッグは常に持ち歩き、無駄にレジ袋を買ったりしない。ゴミの分別は細かいところまでちゃんとする。
- 詰め替えパックを買ったりしてプラスチックゴミを減らす。
- ゴミをリサイクルして、いろいろな、道具や地球に優しい物にリサイクルをしてみたいです。
- 古い服をリメイクして新しくする。
- 生ごみを減らす。資源（物）を大切に扱う。
- 自然に帰る素材を使った製品を買うように心がける。3Rを心がける。
- 海のごみを拾いアクセサリーにしたりゴミをリサイクルする。
- 食べ物を残さないことを心がける。
- リサイクル等の、環境のためを考慮した活動や事業をできる限り、見つけたら参加する事。
- 学校の総合でリサイクルをする。
- いらないゴミを捨てるのではなく自分でリサイクルしておもちゃなどを作り引き続き使う。
- 小学校などの遠足のようにリサイクル品を考えている人のいる場所に行ってどんなことをしているのか質問をして色々なことを知る。
- リサイクルに取り組むために街にリサイクルBOXを作る。
- QRコードで「近くのごみ回収拠点」「分別ルール」を案内する。
- 観光地のごみの量を減らすために、簡易包装の努力をする。

1)意見の概要

環境保全を行政任せにせず、市民・事業者・滞在者が連携しながら進めていきたいという意見が多く寄せられています。

学びや体験を通じて環境を自分ごととして捉え、行動につなげていくことが重視されており、参加しやすい仕組みや情報発信の充実が求められています。

2)代表的な意見の例

- ・ 鎌倉の環境を守るために必要なことについて学ぶこと。
- ・ 今起きている環境問題を調べ、自分自身が出来る対策を考え実行する。
- ・ 自然についての知識を増やすことで、何がその問題に結びつくのかをしっかり理解すること。
- ・ 日常のふとした瞬間にちょっとでも環境に気を遣って行動してみること。
- ・ 寄付などをして環境保全に間接的に手伝える。
- ・ ゴミ拾いをしたり、歴史ある建物などについて若者たちに伝えていく。
- ・ 地域のボランティア活動に積極的に参加する。
- ・ 学び、行動し、広げる・自分にできる限りのことをする。
- ・ 環境を守るための取り組みを周りに呼びかける。
- ・ 環境が汚染されないよう何かするときには影響を与えないか調べる。
- ・ みんなでルールを守るために、環境のためのポスターを作る。
- ・ 一人一人が意識を高めてリサイクルなどをしてゴミを減らしたりとか少しでもいいからボランティア活動をしてみるとかする。
- ・ クリーンイベントなどを増やし、学校単位で参加する。
- ・ 鎌倉市の学校や職場、市や自治体などの団体で、植林や植物を増やす取り組みなどを計画し、鎌倉市民全員が知り、理解し、行動に移すことを市民一人ひとりが意識できること。
- ・ 今の良いところをまもるには、需要が途切れないことが大切だと思うので、たくさん足を運ぶ。

(4)第1回・第2回対面式ワークショップ結果

対面式ワークショップを2回開催し、第4期鎌倉市環境基本計画の未来ビジョンや行動指針・重点プロジェクトのアイデアについての話し合いを行いました。

■ワークショップの実施概要

	内容	
第1回	ワークショップ名	第1回かまくら環境ワークショップ
	ワークショップのテーマ	鎌倉市の環境の未来のビジョンを話し合う
	開催日時	令和7年(2025年)11月15日 13:30~16:00
	実施内容	「未来のビジョン」の検討材料として、環境の取組を行うことで実現したい「ベストな未来」のアイデアについて話し合う
	参加者数	18名
第2回	ワークショップ名	第2回かまくら環境ワークショップ
	ワークショップのテーマ	かまクラの未来の環境のために、いすべきことを話し合う
	開催日時	令和7年(2025年)12月23日より意見募集開始
	実施内容	①行動指針の取組内容についての話し合い ②重点プロジェクトのアイデアについての話し合い
	参加者数	17名

① 第1回ワークショップの結果

第1回かまくら環境ワークショップでは、鎌倉市環境のベストな未来について話し合いを行いました。そこで得られたアイデアを元に目指すべき方向性を第4期鎌倉市環境基本計画の基本目標別に整理し、下記に示します。

■第1回かまくら環境ワークショップでのアイデアからの目指すべき方向性

	目指すべき方向性
基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適應するまち	● 交通・エネルギーといった暮らし全般の脱炭素化が一体的に推進され、カーボンニュートラルな社会が実現しています。 ● 気候変動による災害激甚化、夏の高温などの影響への適應策が浸透し、気温上昇が続く中でも市民や事業者は賢明に対応しながら安心して暮らしています。 ● 地球規模の問題危機感をもちつつも、ワクワク感を大事にした市民参加型のイベントや教育が行われ、地球温暖化の防止に向けた持続可能な活動が根付いています。
基本目標2 豊かな自然資本を守り恵みを楽しむことができるまち	● 緑地の適切な管理により、鎌倉の貴重な緑が守られています。 ● 緑の多様な機能（景観、災害抑制、CO₂吸収、雨水貯留、生態系保全など）が維持されています。 ● 野生動物と人の活動するエリアがすみ分けられ、在来の動植物及びその生息域が守られています。 ● 自然や史跡を楽しみながらのハイキングやクリーンアップなど、歴史や文化、自然共生を学ぶエコツアーが行われています。

	目指すべき方向性
基本目標 3 歴史・文化的環境の保護活用が進むまち	● 昔ながらの景観を残しながら、環境性能の高い建物に更新されています。 ● 観光客需要の分散やマナーの啓発により、まちの静けさや歴史的な自然環境が保たれています。 ● 風致地区等で歴史的な自然環境を守るため、行政、市民、専門家等が連携して保全活動を行っています。
基本目標 4 安全快適な環境で健康に暮らせるまち	● 観光客のごみの持ち帰りが定着し、ポイ捨てや落書きのない、快適できれいなまちが保たれています。 ● 市民の持つ高い美意識が鎌倉を訪れる人にも共有され、滞在する全ての人に環境保全の行動規範が定着して、静かで安心できる生活環境が保たれています。
基本目標 5 循環型社会の形成が進むまち	● リフューズ、リデュースの徹底とともに、リユースやリペアの日常化とアップサイクルが、鎌倉の文化として根づいています。 ● 「所有」から「共有」への意識転換が進み、地域における資源循環への市民意識が当たり前のこととして定着して「ごみという概念のないまち」になっています。
基本目標 6 環境保全に関する共創・連携が広がるまち	● 子ども・若者・企業・地域をつなぐ参加の仕組みが広がり、誰もが安心して参加できる、心理的安全性の高いコミュニティが育っています。 ● 市民に情報が届きやすい仕組みや、インセンティブ（特典・称賛・可視化）による継続参加の促進を図る取組が様々に進められています。 ● 環境団体の活動に参加する人が増え、団体間の有機的な連携が進められています。 ● 環境教育が必要な人に提供されています。

② 第2回ワークショップの結果

第2回かまくら環境ワークショップでは、行動指針と重点プロジェクトのアイデアを話し合いました。

1) 行動指針のアイデア

ワークショップで話し合いを行った内容について、主に市民が主体となって行う取組のアイデアを第4期鎌倉市環境基本計画の基本目標別に整理し、下記に示します。

■第2回かまくら環境ワークショップでの主な行動指針のアイデア

	行動指針のアイデア
基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち	● 家に太陽光パネル太陽電池を設置 ● CO₂を食べる自販機の設置 ● まちなかの空きスペースへの太陽電池や小型風力発電の設置 ● 再生可能エネルギーの活用 ● EVバス・タクシーや水素バス・タクシーの導入推進 ● たった一人でマイカー利用をしない
基本目標2 豊かな自然資本を守り恵みを享受できるまち	● 何のために環境活動をするのか目的をわかりやすく伝える。 ● 生態系の変化や破壊は人間にとっても危険なことがあると伝える ● 生態系の勉強会の開催 ● 大人や親も学ぶことのできる仕組みづくり ● アウトドアを楽しんでいる人たちに自然環境保全活動への参加を促す ● 自然の減少を防ぐ
基本目標3 歴史・文化的環境の保護活用が進むまち	● 店舗は建物の色を工夫するなどして景観に配慮する ● 看板やネオンを統一するなど景観に共通した意識を持つ ● 皆で清掃する ● 歴史と文化に関する小学生からの教育 ● 観光客への歴史・景観への周知
基本目標4 安全快適な環境で健康に暮らせるまち	● ごみや騒音の対策 ● 清掃活動などに参加するための情報発信 ● 海洋プラスチック対策の推進 ● 皆で清掃する ● 地域の人達の繋がりづくり（安全にもつながる） ● 幼少時から自分でできることを学ぶ環境づくり（例：節水）
基本目標5 循環型社会の形成が進むまち	● 包装プラスチックの制限で大元からの削減 ● 個包装を減らす ● スチールカップの普及 ● 観光客用のごみの出口をつくる（ごみ箱や店での引き取り） ● ごみの出し方のルールを守る
基本目標6 環境保全に関する共創・連携が広がるまち	● 何のために環境活動をするのか目的をわかりやすく伝える ● 行政、企業、商店の連携による、買い物や飲食等で自動的に寄付できる仕組み ● 良いことをしたら価値がある・得をする仕組み（お金ではない）

2) 重点プロジェクトのアイデア

ワークショップの結果、5つの重点プロジェクトのアイデアが生まれました。

それぞれのアイデアの概要を下記に示します。

■第2回かまくら環境ワークショップでの重点プロジェクトのアイデア

プロジェクト名	プロジェクトの概要
子どもたちと一緒につくる継続した鎌倉の自然や環境を伝えるプロジェクト	地域組織をベースにして、テーマ性のあるイベントの開催などの環境の取組からはじめて、学校や観光事業者、環境団体と連携しながら、市民、事業者、観光客の鎌倉の環境を守る意識を醸成して、まちや自然の環境保全を実施していく。
かまくら“ぐるぐる”プロジェクト	地域の専門家との連携や事業者の協賛のもと、市民発の勉強会を開催することからはじめて、環境にやさしい行動や環境保全活動に参加することによるポイント等のインセンティブや、鎌倉市内での消費が自動的に寄付につながる仕組みづくりなどにより、活動参加や協力が意識しなくともできるようになる。
環境プラットフォームづくりプロジェクト	地域組織をベースにして、テーマ性のあるイベントの開催などの環境の取組からはじめて、学校や観光事業者、市民団体と連携しながら、市民、事業者、観光客の鎌倉の環境を守る意識を醸成して、まちや自然の環境保全を実施していく。
みんなを巻き込む かまくら一歩一歩プロジェクト	学校の断熱リフォームの授業や事業者・観光客のごみやCO ₂ 排出の責任を啓発することからはじめて、それぞれが、地域の環境問題を解決するための様々な行動を着実に行うことで、脱炭素化や資源回収の取組のモデルや連携の仕組みを構築する。
愛あるコミュニケーションプロジェクト	鎌倉の生活環境を脅かす民泊、ごみや騒音の問題に対して、市民がまず、これまでの鎌倉の生活環境を良くするための取組をよく知り、その想いを事業者や観光客に伝えていくコミュニケーションを継続していくことで、それぞれの主体が環境への配慮ができるようになる。

○用語解説

あ行	
アップサイクル	元の製品に新たな付加価値を持たせ、別の製品として再生すること。
インセンティブ	人々の意思決定や行動を変化させるような要因(動機付け)のこと。
ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
エコキュート	ヒートポンプ技術を利用し効率よくお湯を沸かすことができる電気給湯機のうち、冷媒としてフロンではなく二酸化炭素を使用している機種「自然冷媒(CO ₂)ヒートポンプ給湯機」の愛称。
エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。
エシカル（エシカル消費）	エシカルとは英語で「倫理的な」という意味で、「エシカル消費」は人や社会、地球環境、地域に配慮した消費のことをいい、エシカル商品とは同様に配慮した商品のことを。
エネルギーマネジメント	会社の事務所やビル、工場、住宅、地域などのエネルギー使用を見える化し、効率的に使用するための企業や個人、地域の活動を指す。
オーバーツーリズム	観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、及び／或いは訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響
オープンスペース	一般的には、建物によって覆われていない土地の総称。都市計画基礎調査では山林・農地等の自然的土地利用を除いた、都市公園・広場等の公共空地を示す言葉として用いられている。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
か行	
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること。

海洋プラスチック	ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出し、海洋プラスチックごみとして海岸や海底にたまったり、水中を浮遊したりするもの。5mm 未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」と呼ばれている。
鎌倉市・逗子市・葉山町 ごみ処理広域化実施計画	計画期間を令和 2 年度(2020 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 10 年間とし、鎌倉市、逗子市、葉山町の今後の広域連携の考え方、ごみ減量・資源化施策や各市町が担う役割分担などを記載している。(令和 2 年(2020 年)8 月策定)
鎌倉フリー環境手形	鎌倉地域内の移動の利便性を向上させ、出発地からの公共交通利用を促し、鎌倉地域の自動車交通量を削減することで、交通環境の改善を図る目的として発売している、鎌倉地域内の観光スポットを広くカバーした 5 つの路線バスと指定区間を運行する江ノ電が 1 日自由に乗り降りできるフリーきっぷ。
環境共生都市	環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創設を図った都市環境を有する都市。
環境負荷	人が環境に与える負担のこと。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定められている。
環境マネジメント	事業者が自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。
クリーンアップかまくら	鎌倉の海を守る会と市が、「みんなでつくるごみの散乱のない美しいまち」に向けて、春秋の年 2 回に行う一斉清掃。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。
景観計画	景観法に基づいて景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことで、河川、湖沼、湾岸、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路を指す。
戸別収集	クリーンステーション(地域のごみ収集場所)からではなく、各戸から直接ごみを収集する方式のこと。
さ行	
災害廃棄物	地震や津波等の災害によって発生する廃棄物のこと。
最終処分	ごみの焼却等中間処理によって生じた焼却灰(主灰)や飛灰などの残さの埋立処分等行うこと。

再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーで、これらは「再生可能エネルギー」といわれている。再生可能エネルギーの定義は法規などにより異なっているが「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。
産業廃棄物	事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められている 20 種類(廃プラスチック、金属くずなど)のこと。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。
循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として平成 12 年(2000 年)に制定された。(1) 循環型社会の定義 (2) 循環資源の再使用やリサイクル推進、(3) 「排出者責任」と「拡大生産者責任」、(4) 廃棄物処理やリサイクル推進における優先順位を発生抑制(ごみを出さない)→再使用(リユース)→再生利用(リサイクル)→熱回収(サーマルリサイクル)→適正処分と定めている。
循環共生型社会	環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明のこと。
浄化槽汚泥	浄化槽で水洗トイレの排水(し尿)や生活雑排水を処理した際に発生する、泥状のもの。
食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
スクールコラボファンド	魅力的な人材・組織とのコラボレーションにより、子どもたちが Society5.0 を生き抜く取組を実現するためのプロジェクトのこと。ふるさと納税の仕組みを活用したガバメントクラウドファンディングという制度で支援を募り、小・中学校における課題解決型学習や ICT 教育の推進などに活用している。
生物多様性	生命の豊かさを包括的に表した広い概念のこと。食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤としても重要だが人間活動の拡大とともに生物多様性は低下しつつある。国際的には「生物多様性条約」に基づく取組みが進められ、日本では「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されている。
ゼロ・ウェイスト	廃棄物対策に地球環境への負荷を少なくする視点から取り組み、ごみの焼却や埋め立て処理を限りなくゼロに近づけることを目標とすること。鎌倉市では「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して 3R を推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」を推進している。

創エネルギー	エネルギー消費においてエネルギーを節約する(省エネ)だけでなく、太陽光発電システムなどを利用して積極的にエネルギーを作り出していくという考え方のこと。エネルギー消費を減らす「省エネルギー」を更に進めたコンセプトとして提唱されている。
た行	
脱炭素社会	化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする社会。
地球温暖化	人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO ₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。海面上昇などの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。
蓄エネルギー	エネルギーを貯めておき、必要に応じて取り出して利用できるようにすることで、蓄電池などの利用が想定されている。「蓄エネルギー」は、「省エネルギー」および「創エネルギー」と並ぶコンセプトとして提唱されている。
都市公園	都市公園法に規定されている公園または緑地で地方公共団体が都市計画施設として設置するもの。都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。
な行	
生ごみ処理機	家庭や事業所において生ごみを処理する装置のこと。家庭用生ごみ処理機では、乾燥処理や微生物による分解を行う「電動型」と、土中の微生物による分解や発酵資材により堆肥化を行う「非電動型」などがある。
ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年ミッションとしてネイチャーポジティブ(自然再興)の考え方が取り入れられた。ネイチャーポジティブ(自然再興)実現のためには、生態系の保全と回復のほか、気候変動対策、事業活動や消費活動による生物多様性への配慮など様々な分野で同時並行して取り組む必要がある。
ネット・ゼロ	温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること。カーボンニュートラルと同義であるが、国際的な文脈においては、ネット・ゼロと表現することが一般的である。
燃料電池	水素などの燃料と酸素を化学的に反応させて電気を取り出す発電装置。大気汚染の原因となる窒素酸化物、硫黄酸化物、粒子状物質の排出量が少なく、エネルギー変換効率が高いという特徴を持つため、省エネルギー効果が期待できるとともに、二酸化炭素の排出を大きく低減させることができる。

は行	
パークアンドライド	郊外の駅やバス停周辺などの駐車場にマイカーを駐車し、公共交通に乗り換えて目的地（観光地など）へ向かう交通手法。
ハイブリッド車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を持つ自動車。原動機として内燃機関と電動機（モータ）を併用するハイブリッド・エンジンを用いる。内燃機関で走行しながら発電機を回し、発電された電気と電池（二次電池）によってモータでも動く。車種によって違いはあるが、走行条件によって、モーターのみで走行、エンジンのみで走行、モーターとエンジンを同時に使用して走行する。
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のこと。
パリ協定	平成27年(2015年)11月～12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された気候変動に関する国際条約のこと。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え(2℃目標)、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求する」こと(1.5℃目標)などを定めている。
ヒートアイランド	ヒートアイランド現象とは、人類の活動が原因で郊外よりも都市部の気温が上昇する現象。原因には主に、土地利用の影響、建築物の影響、人口の排熱の影響などがあげられている。
ヒートポンプ	水を低所から高所に汲み上げるポンプのように、熱を低温側から高温側に移動させる機器の総称。ヒートポンプでは、大気などに「すでにある熱」を利用するため、投入したエネルギーの何倍もの熱エネルギーを得ることができる。ヒートポンプ技術は家庭用のエアコンや給湯機、冷蔵庫、業務用空調機、産業用設備機器などさまざまな分野で活用されている。
非化石証書	石油や石炭などの化石燃料を使っていない「非化石電源」で発電された電気が持つ「非化石価値」を取り出し、証書にして売買する制度。
不法投棄	廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされており、この規則に反して廃棄物を投棄することをいう。
分散型電源	電力需要地の近くに分散して配置される小規模な電源。太陽光などの再生可能エネルギーを利用する発電設備、ガスコージェネレーション、水素を利用する燃料電池などがある。これに対して、需要地から離れた場所にある大規模な原子力発電、火力発電や水力発電などを周遊型電源と呼ぶ。
ま行	
マイクロプラスチック	プラスチックごみのうち、大きさが5mm以下のサイズのものを示す。最近の数十年間における世界のプラスチック消費量の増加に伴って、マイクロプラスチックが全世界の海洋に流出しており、海鳥を含む海洋生物の誤飲等による障害や、プラスチック添加剤として含まれていた化学物質や環境中で吸着した化学物質による影響が懸念されている。

マイバッグ、マイボトル	繰り返し使うことのできる買い物袋や水筒のこと。不要なレジ袋や、使い捨て製品(紙コップやペットボトル等)の使用を避け、ごみを減量化することに寄与する。
水循環基本法	水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために、健全な水循環の維持、回復などを目的として制定された法律。これに基づき、令和2年、水循環基本計画が策定された。
ら行	
リサイクル	廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(例: ピンを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等)、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルといいます(例: ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等)。
リサイクル率	総排出量のうち、資源化量の割合のことです。 $\text{資源化率} = \text{総排出量} \div \text{資源化量}$ 、総排出量: ごみ処理量と集団回収量の合計、資源化量: 直接資源化量と中間処理後再生利用量(固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を除く)の合計
リデュース	廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルよりも優先される。リデュースのため、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取組みが求められ、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが求められます。
リユース	いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、 [1] あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、 [2] 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、 [3] ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。
リユース食器	主にイベントで使用されるもので、使い捨てではなく洗うことにより繰り返し何度も利用可能な食器のこと。
緑地保全契約	市街化区域にある緑地を保全するため、土地所有者等と市が緑地保全契約(原則10年間)を締結し、市から保全の支援のために奨励金を交付している。

歴史的風土特別保存地区	わが国固有の文化的資産として後世に継承させるべき歴史的風土を保存することを目的に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」によって指定された区域。区域内では建築物の建築等の行為について府県知事に届出が必要。また、歴史的風土保存区域のうち、特に枢要な部分を構成している地区を歴史的風土特別保存地区として都市計画に定めることができ、特別保存地区内では建築物の新築等の行為については府県知事の許可が必要。現在、鎌倉市を含む 10 市町村が古都に指定されている。
英数字	
DX	「Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション)」の略称で、データとデジタル技術を活用して、組織や仕組み等を抜本的に変革するとともに、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させること。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称で、情報や通信に関する技術の総称。
Liqlid (リクリッド)	市民参加型のオンラインプラットフォームの一つで、市民が時間や場所を問わず、意見を投稿するなどして本市の計画策定等に参画することを可能にするサービスのこと。
SNS	「Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス)」の略称で、友人・知人や趣味、居住地域、出身等といった点を通じて、コミュニケーションの場を提供するウェブサービスのこと。
ZEB	「Net Zero Energy Building」の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物
ZEH	「Net Zero Energy House」の略称で、住宅の断熱性能の向上、設備の省エネルギー性能の向上及び再生可能エネルギーの活用等により、年間の空調(暖房・冷房)、急騰、喚起及び照明設備に係る一次エネルギー消費量が正味ゼロとなる住宅のこと。
3R	リデュース (Reduce):廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse):再使用、リサイクル (Recycle):再生利用の 3 つの頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワードとして使用されている。